

# 目 次

## ○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	8
◇生方勇二君	8
◇中島由美子君	19
◇小板橋 尚君	34
◇村上慎一君	40
◇川田敏彦君	52
散 会	62

## ○第2号（3月2日）

議事日程 第2号	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	65
欠席議員	65
説明のため出席した者	65
事務局職員出席者	65
開 議	66
日程第 1 議案第 6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 の制定について	66
日程第 2 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に	

			関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 0
日程第 3	議案第 8 号	榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………		7 1
日程第 4	議案第 9 号	職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………		7 2
日程第 5	議案第 10 号	榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………		7 5
日程第 6	議案第 11 号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………		7 6
日程第 7	議案第 12 号	榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について……………		7 7
日程第 8	議案第 13 号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………		7 9
日程第 9	議案第 14 号	榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………		8 0
日程第 10	議案第 15 号	榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………		8 1
日程第 11	議案第 16 号	榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………		8 4
日程第 12	議案第 17 号	榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………		8 5
日程第 13	議案第 18 号	榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について……………		8 6
日程第 14	議案第 19 号	榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について……………		8 7
日程第 15	議案第 20 号	榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の		

		制定について……………	88
日程第16	議案第21号	榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	89
日程第17	議案第22号	村道の路線の認定について……………	91
日程第18	議案第23号	村道の路線の変更について……………	91
日程第19	議案第24号	財産の取得価格等の変更について……………	92
日程第20	議案第25号	群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議につ いて……………	95
日程第21	議案第26号	令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）に ついて……………	96
日程第22	議案第27号	令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）について……………	105
日程第23	議案第28号	令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）について……………	106
日程第24	議案第29号	令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4 号）について……………	107
日程第25	議案第30号	令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算（第2号）について……………	110
日程第26	議案第31号	令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）について……………	111
日程第27	議案第32号	令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算（第3号）について……………	112
日程第28	議案第33号	令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）について……………	113
日程第29	議案第34号	令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号） について……………	114
日程第30	議案第35号	令和3年度榛東村一般会計予算について……………	117
日程第31	議案第36号	令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算につい て……………	120
日程第32	議案第37号	令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	122
日程第33	議案第38号	令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	123
日程第34	議案第39号	令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算	

	について……………	1 2 7
日程第 3 5	議案第 4 0 号 令和 3 年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につ いて……………	1 2 8
日程第 3 6	議案第 4 1 号 令和 3 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算に ついて……………	1 2 9
日程第 3 7	議案第 4 2 号 令和 3 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につい て……………	1 3 1
日程第 3 8	議案第 4 3 号 令和 3 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて……………	1 3 4
日程第 3 9	議案第 4 4 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	1 3 5
日程第 4 0	陳情について……………	1 3 7
発言の取消し	……………	1 3 7
日程の追加	……………	1 3 9
追加日程第 1	中島由美子議員に対する懲罰動議について……………	1 3 9
散 会	……………	1 4 2

### ○第 3 号（3 月 1 1 日）

議事日程 第 3 号	……………	1 4 3
本日の会議に付した事件	……………	1 4 5
出席議員	……………	1 4 6
欠席議員	……………	1 4 6
説明のため出席した者	……………	1 4 6
事務局職員出席者	……………	1 4 6
開 議	……………	1 4 7
日程第 1	議案第 3 号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 4 7
日程第 2	議案第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 4 8
日程第 3	議案第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 4 9
日程第 4	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生・各常任委員長報告）……………	1 5 0
日程第 5	議案第 6 号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 の制定について……………	1 5 4
日程第 6	議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 5
日程第 7	議案第 8 号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す	

		る条例の制定について……………	1 5 6
日程第 8	議案第 9号	職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	1 5 6
日程第 9	議案第10号	榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税 条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 7
日程第10	議案第11号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 5 8
日程第11	議案第12号	榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一 部を改正する条例の制定について……………	1 5 8
日程第12	議案第13号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	1 5 9
日程第13	議案第14号	榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 6 0
日程第14	議案第15号	榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	1 6 2
日程第15	議案第16号	榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定について……………	1 6 4
日程第16	議案第17号	榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について……………	1 6 4
日程第17	議案第18号	榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃 止する条例の制定について……………	1 6 6
日程第18	議案第19号	榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条 例の制定について……………	1 6 7
日程第19	議案第20号	榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 6 7
日程第20	議案第21号	榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する	

		条例の制定について……………	168
日程第21	議案第22号	村道の路線の認定について……………	168
日程第22	議案第23号	村道の路線の変更について……………	169
日程第23	議案第24号	財産の取得価格等の変更について……………	169
日程第24	議案第25号	群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議につ いて……………	170
日程第25	議案第26号	令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）に ついて……………	171
日程第26	議案第27号	令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）について……………	172
日程第27	議案第28号	令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）について……………	172
日程第28	議案第29号	令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4 号）について……………	173
日程第29	議案第30号	令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算（第2号）について……………	174
日程第30	議案第31号	令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）について……………	176
日程第31	議案第32号	令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算（第3号）について……………	177
日程第32	議案第33号	令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）について……………	178
日程第33	議案第34号	令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号） について……………	179
日程第34	議案第35号	令和3年度榛東村一般会計予算について……………	180
日程第35	議案第36号	令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算につい て……………	184
日程第36	議案第37号	令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	185
日程第37	議案第38号	令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	185
日程第38	議案第39号	令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算 について……………	186
日程第39	議案第40号	令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につ	

	いて	187
日程第40	議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について	188
日程第41	議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について	189
日程第42	議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について	191
日程第43	議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について	192
日程第44	発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	193
日程第45	発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	195
日程第46	発委第3号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について	197
日程第47	委員会調査中間報告について（榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会）	199
日程第48	委員会調査中間報告について（榛東村議会のあり方検討特別委員会）	201
日程第49	委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）	202
日程第50	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）	202
日程第51	中島由美子議員に対する懲罰の件	202
	懲罰動議の提出	203
	日程の追加	206
追加日程第1	中島由美子議員に対する懲罰動議について	207
日程第52	小野関治義議員に対する処分要求について	209
日程第53	中島由美子議員に対する処分要求について	211
日程第54	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	213
日程第55	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	214
日程第56	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	214
日程第57	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	214
日程第58	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	214
	日程の追加	215
追加日程第1	中島由美子議員に対する懲罰について	215
追加日程第2	小野関治義議員に対する処分要求の件	217
追加日程第3	中島由美子議員に対する処分要求の件	218

追加日程第4	発委第4号	榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラ グ碎石撤去を求める決議	2 2 0
追加日程第5	発議第1号	中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及び謝 罪を求める決議	2 2 1
議長挨拶			2 2 3
閉 会			2 2 3



令和3年第1回

榛東村議会定例会会議録

第1号

3月1日(月)

# 令和3年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

---

令和3年3月1日（月曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和3年3月1日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
住民生活課長	村上誠君	健康保険課長	安田睦君
産業振興課長	山口誠一君	建設課長	久保田邦夫君
上下水道課長	狩野宏記君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局長	井口克三君		

---

### 事務局職員出席者

事務局長	飯塚邦守	書記	志岐英代
------	------	----	------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和3年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところ、ご参集いただき開会できますことに対し、心より御礼申し上げます。

政府は昨日、これまで10都府県に発令中の新型コロナウイルス緊急事態宣言を、首都圏を除く大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、福岡県の6つの府県で解除いたしました。一方、首都圏の東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県は、宣言の期間である3月7日に向けて、飲食店の営業時間短縮などのこれまでの対策を一層徹底していく考えを示しました。

本県では、県独自の基準に基づく警戒度は、9市町が引き続き最高水準の「4」を維持し、本村を含む26市町村が「3」となっておりますが、全県に共通して、国の緊急事態宣言の発令されている首都圏への往来は極力控えるよう要請されております。3密となるリスクが高く、感染防止対策が取られていない場所への不要不急の外出を自粛するなど、行動には引き続き注意をお願いいたします。

新型コロナウイルスには誰もが感染するリスクがあります。感染が確認されたことにより、感染者、その家族や地域、クラスターが起きた組織、医療関係者などに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。特に、インターネットやSNS等を利用し、感染者やその家族、居住地を特定しようとする書き込みや、感染者等に関するデマの情報、不確かな情報、これらは個人に対する誹謗中傷であります。さらに、このような書き込みをシェアすること、差別につながる言動に同調することなどが行われることも同様です。

医療従事者をはじめ、感染リスクと隣り合わせで働いている人々に敬意を払うとともに、誤った情報で人権侵害につながることをないよう、国や自治体が発信している正確な情報に基づいた冷静な行動を心からお願いいたします。

さて、2月16日、群馬県町村議会議長会定例総会が開催され、出席してまいりました。

全国町村議会議長会及び群馬県町村議会議長会の表彰伝達や群馬県知事の感謝状贈呈が行われ、令和3年度群馬県町村議会議長会一般会計予算等を満場一致で可決いたしました。

また、町村における過疎化や高齢化の深刻な問題、基幹産業である農林業の担い手不足により地域の活力が失われつつあること、さらには、近年の頻発化・激甚化する自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の脅威が住民の社会経済活動に甚大な影響を及ぼし続けていることを踏まえ、我々町村議会が感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るための議会活動を展開するとともに、感染者やその家族及び医療従事者等が不当な誹謗中傷や差別を受けることをないよう、議会としての責務を果たすとともに、各町村において直面する課題に積極果敢に取り組み、町村の子どもたちが我が町・我が村に愛着と誇りを持てる町づくり・村づくりに全力で邁進することを宣言いたしました。

さらに、政府及び国会議員に対し、町村議会が自主性を発揮し、新型コロナウイルス感染症への対応及び地方創生を積極的に進めていくためには、制度面及び財政面の両面において基盤強化が必要不可欠であることから、6項目の決議を行い、関係方面へ要請したことを報告いたします。

さて、本定例会につきましては、通告のありました5人の議員による一般質問及び村長から送付があった条例改正及び補正予算、令和3年度予算等が提出されております。

予算審議は、予算編成の重点項目の確認や経済効果など着眼点とし、一つの政策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものでなければなりません。議員各位におかれましては、慎重なご審議をお願いするとともに、健康に十分留意され、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから令和3年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

3番生方勇二議員、4番善養寺孝議員を会議録署名議員に指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回定例会の会期については、本日から3月11日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月11日までの11日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

- 1、議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案42件を受理いたしました。
  - 2、例月現金出納検査の結果報告でございますが、令和2年11月分及び12月分の検査結果でございます。後ほどご確認をお願いいたします。
  - 3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり開催されました。
  - 4、群馬県町村議会議長会及び5、群馬県後期高齢者医療広域連合議会におきましては、記載のとおり開催され、出席してまいりました。
- 以上で、議会関係の諸般の報告といたします。

---

◆

## ◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 皆さん、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、令和3年第1回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議員各位の出席をいただき、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝を申し上げます。

さて、今定例会に上程させていただく議案について、その大宗を申し上げたいというように思います。

初めに、令和3年度の予算であります。昨年1月15日に新型コロナウイルス感染症の我が国最初の感染者が確認された後、今日に至るまで、経験したことがないような国難と言うべき事態に直面をしておるところでございます。その一方で、感染症のリスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るといっていただけではございません。感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが重要な課題となっております。

そこで、令和3年度予算は、住民の福祉の増進を進めるとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体運営の基本に基づきまして、榛東村総合計画をはじめとする各種計画における主要事業などに集中して取り組むことはもちろんでありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策にも重点を置くことを基本方針とした予算となっております。

令和3年度の一般会計と特別会計、企業会計を合わせた予算総額であります。歳出ベースで99億5,251万5,000円です。令和2年度の当初予算に比べまして2,717万円、率にして0.3%の減となっております。

一般会計の予算総額は60億3,890万円で、前年度に比べまして3,330万円、率にして0.6%の増とな

っております。

初めに、歳入について申し上げます。

歳入の見積りに当たっては、国の予算編成の動向あるいは地方財政計画などによりまして、各事業における財源の積極的な確保に努めてまいります。

村税につきましては14億8,699万3,000円で、前年度に比べ6,713万1,000円、4.3%の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響から、村民税及び固定資産税の減収を見込んだところでございます。

各種交付金につきましては、コロナ禍における村税減収補填のための臨時的な交付金も2,000万円ほどを見込んでおります。

地方交付税であります。普通交付税については、前年度の交付実績あるいは令和3年度の地方財政計画等を勘案いたしまして、前年度7,000万円増の12億円を見込んだところでございます。

また、特別交付税につきましては、前年度と同額の1億2,000万円といたしました。

地方交付税の振替分であります。臨時財政対策債は地方財政計画を参考にいたしまして、1億2,000万円増の2億7,000万円を計上しているところでございます。

最終的な財源不足等は3億5,029万3,000円となりました。これにつきましては、財政調整基金などからの繰入れで対応したいというように考えております。

次に、歳出であります。「第6次総合計画」の施策の大綱として、6本の柱立てをしております。この6本の柱、これを項目ごとに主要事業を申し上げたいというように思います。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」として、令和2年4月から実施している「高校生までの医療費無料化」については、令和3年度も維持してまいりたいと、実施したいというように思っております。学童保育所については、入所希望者が増加して、南の学童保育所の拡張工事を行うというように考えております。

次に、「人と文化を育むむらづくり」として、小中学校に「学習支援員」を引き続き配置をしております。GIGAスクール構想として、今年度、小中学校の児童・生徒1人1台のタブレットを購入したところであります。学習支援用ソフトなど必要経費を計上するとともに、教育委員会、学校、幼稚園、保護者の間の連絡がスムーズに行えるよう、メール送信システムを更新いたします。また、北小学校体育館に空調設備を設置するため、必要な設計等を行うこととしております。

次に、「快適で住みよいむらづくり」といたしまして、新年度も高崎・渋川バイパスのアクセス道路整備を重点的に行うほか、生活道路及び農作業道等の改良を実施する予定であります。令和3年度は、10区のコミュニティセンターの大規模改修工事を行う予定でございます。

次に、「豊かで活力あるむらづくり」を推進するため、「ふるさと納税」の返礼品として、本村の農畜産物等の普及促進を図ります。基幹産業である農業の振興のため、農業振興地域整備計画の更新を行うとともに、効率的な営農を支援するため、各種補助金を交付する予定でございます。防災対策

として、ため池のハザードマップも作成をしたいというように考えております。

次に、「自然と安全・安心を守るむらづくり」といたしまして、今年度、地域防災計画の改定等を行ったところでありますが、この計画に基づきまして、食料や災害対策用の資材の備蓄を行うものでございます。消防団員に対する準中型免許取得費補助も継続して実施をしていきたいというように思っています。

最後に、「自主自立のむらづくり」でございますが、各種システムの更新により事務事業の効率化を図るとともに、情報セキュリティを強化しつつ、ホームページや広報、各種回覧を通じて、住民に効果的かつ迅速な情報提供を行い、開かれた村政のための予算を計上しております。

加えまして、新型コロナウイルスのワクチン接種費用も計上したところでございます。国の動向が揺れ動いているため、詳しい実施計画を作成するのに苦労しているところでございますけれども、本人の希望というところではあります。全村民を対象に接種を行うことを想定しているため、全庁を挙げて取り組むところでございます。

これら新年度予算に計上したもののほか、国の第3次補正予算に対応したコロナ対策事業、災害対策事業の幾つかは、令和2年度補正予算に計上させていただきました。令和2年度からの繰越事業と新年度予算に計上した事業を合わせて執行することで、第6次榛東村総合計画で掲げる村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」の実現に向けた新年度事業と考えていただきたいと思います。

また、前例のないコロナ対策であります。今後、必要とする予算については二の矢、三の矢を考え、議会に諮ってまいりたいというように思います。

続きまして、特別会計及び事業会計でございますが、国民健康保険特別会計予算は総額13億6,917万7,000円で、前年度に比べ1億3,043万8,000円、8.7%の減であります。

後期高齢者医療特別会計予算は総額1億4,127万6,000円で、617万円の増。

そして、介護保険特別会計予算は総額12億5,591万5,000円で、2,577万7,000円、2.1%の増であります。

今議会に関係条例案を提出しておりますが、国保税については今年の話の中で、均等割額を今まで2万6,000円でありましたけれども、これを1,000円引き下げたい。2万6,000円のところを、令和3年度からは2万5,000円としたいというように考えております。また、3年ごとに見直すこととされている介護保険料保険料については据え置くということにいたしました。

住宅新築資金等貸付特別会計は総額809万円で、前年度に比べ71万3,000円、8.1%の減であります。

公共下水道事業特別会計は総額3億6,541万1,000円、前年度に比べ410万9,000円の減。

農業集落排水事業特別会計は総額1億7,014万円で、前年度に比べまして4,256万8,000円、20%の減でございます。

学校給食特別会計は総額1億3,589万2,000円で、前年度と同規模であります。

太陽光発電事業特別会計は総額2,820万2,000円で、前年度に比べ100万8,000円、3.5%減となって



おります。

上水道事業会計は、収益的収入が3億127万9,000円、収益的支出が2億9,861万4,000円でございます。資本的収入は7,931万9,000円、資本的支出は1億4,089万8,000円であります。

以上が令和3年度予算の概要でございます。

令和2年度予算については、事業費の確定あるいは確定見込み等によりまして、太陽光発電事業特別会計を除く一般会計ほか8会計について予算を整理し、補正予算を編成し、それによりまして上程をさせていただきました。

今議会は16本の条例案が上程してありますが、議案第6号は普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員又は当該地方公共団体の職員の損害を賠償する責任の一部を免責することについて、新たに条例を設けたところでございます。これを制定しようとするものでございます。

議案第7号は、投開票に係る非常勤特別職の報酬を、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に定められました報酬額に準じ改定するため、非常勤特別報酬条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号及び9号につきましては、現在全庁的に「押印義務付け」の見直しを実施しておりまして、条例における押印義務付けを廃止するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号から第21号までは、上位の法令の改正等に伴いまして、関係条例の一部を改正あるいは廃止するものでございます。

このほか、村道の路線認定及び変更について、財産の取得価格等の変更について、固定資産評価審査委員会委員の選任の人事同意案件及び2件の人権擁護委員の候補者の推薦について、また、市町村総合事務組合規約を変更する協議についての議案を提出しております。

今議会には以上の42議案の提出をさせていただきましたが、審議の上、可決、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会期は本日から3月11日までと、ただいま決定されました。

本日から11日間よろしくお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。



#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番生方勇二議員の質問を許可いたします。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君登壇〕

○3番（生方勇二君） 皆様、改めまして、おはようございます。3番生方です。

傍聴の皆様には、お忙しい中、朝早くからお越しをいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の年明けから拡大が始まった新型コロナウイルスの感染は、第3波の拡大がようやく減少に向かっていますが、いまだに終息の見通しが立っておりません。

そんな中、懸命に治療に当たってくださっている医療従事者の皆様に感謝を申し上げるところであります。また、飲食店の皆様をはじめとして、多くの皆様が経済的にも苦慮されており、役場当局におかれましても、2月臨時議会で可決した新型コロナワクチン接種の準備など、その対応にご苦労されていると思います。新型コロナの一日も早い終息を願うばかりであります。

さて、私は、昨年議員としてお世話になり、あっという間に日が過ぎてしまいました。この間、自分なりに議員活動に努力してまいりました。そして、大勢の皆様にご指導、ご鞭撻をいただき、いろいろと勉強することができました。厚く御礼申し上げます。

長引く新型コロナとの闘いの中で、新年度を迎えるわけですが、このような状況の中で、様々な課題としっかり向き合い、対応していくことが重要であると考えております。

本日は5項目の質問をさせていただきますが、初めに、村の信頼に関わる旧榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴う鉄鋼スラグ砕石混入問題の対応について。

2つ目は、昨年の12月定例議会でも質問をさせていただきましたが、待機児童対策のその後について。

3つ目は、村内の保育園、こども園の防災対策について。

4つ目が、コロナ禍での経済の活性化支援について。

そして、最後に、新型コロナ対策を念頭とした新たな教育施策について質問をさせていただきます。

以後、自席において順次質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） それでは、最初に、旧榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴う鉄鋼スラグ砕石混入問題について伺います。

この件につきましては、昨年の9月議会で川田議員が事細かく質問しており、その後、議会特別委員会が設置され、12月議会で、本村では非常に珍しい工事に関する監査請求が可決されました。令和2年12月9日付で、議会から監査及び監査結果の請求をさせていただき、監査委員の皆様にはご多忙の中、詳細な監査をしていただきました。厚く御礼申し上げます。

その結果報告書を見させていただきましたが、何と一連の事務処理のほとんどが不当であると記載されていました。数えましたら、造成工事は11項目です。そのほか3件の工事で30項目、合計41の不当事項が報告され、監査意見の中には、4件の工事は不適切極まりないものであるとも記載されております。起工時から完成検査まで、一連の事務処理の不適切な処理が多過ぎ、このような執行がまか

り通っていたことが信じられません。通常では考えられないことです。

工事検査員の方や上司の方は大変だったと思います。不適切な執行であっても、承認しなければ工事が完了しない、支払いもできないわけですから、苦しい判断であったと思います。その対応に同情を禁じ得ません。

一方、当時、実質的に工事を担当した職員は既にはいないと思いますが、これは懲戒処分に値するような不適切な事務処理と言わざるを得ません。この造成については、そもそも何でこの造成に鉄鋼スラグ碎石を入れる必要があったのか、私には理解できません。

通常であれば、山間部ですから、その場で切り盛りをするのが経費も安く、一番効率がよいとするのが自然の考え方で、進入路が軟弱のため、そこにだけ入れたというようなことであれば、ある程度理解できますが、造成地まで入れるということは、当初から搬入する目的があったとしか思えません。村民の方にも、不審に思っている方もおります。

これまで村長や現担当課長より、経費や調査の報告をいただいているところでありますが、現在はどうのような対応をしているのか伺います。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 旧榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴う鉄鋼スラグ碎石混入に対する対応の現状ということでございますけれども、議員のお話のあったように、昨年度、当該工事の請負業者であります佐藤建設工業に対しまして、建設工事請負契約約款に基づき、修補工事の請求を行いました。当該請求に応じる義務はないというような回答でございました。

本年度、改めて造成箇所の環境調査を行い、表層の土壌汚染の状況を再確認いたしました。これらを基に、顧問弁護士とも相談しながら、問題の解決に向け対応してまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 追加させてもらいますけれども、内容についてはご存じのとおり、先ほど生方議員がおっしゃるとおり、いろいろな面でうわさとか、そういうものが出ておりました。その書類がありませんでした。

後々、私が直接、職員と五、六人で行ったときに、榛名カントリー跡地の中から、正規の書類とか、そういうのは見つかりました。それで、我々のほうもいろいろ調べさせてもらい、一つの例とすれば、いろいろな工事をさせるときも、設計とか、あるいは見積りをやるときに考えられないような、それはここに監査結果報告がありますけれども、一式という工事の内容でございます。一式で、そんな見積りもできっこない。よくそんな話ができたなど、本当にあきれております。

それについては、先ほど生方議員も質問されておりますけれども、これについては、いろいろな面

を対応させてもらい、そして、議会のほうから監査を請求したわけでございますけれども、監査から結果が出ましたけれども、そのとおりでございます。佐藤建設工業が、あそこを相当な安い金額でやったから、内容は分からないというような説明も、その当時しておりましたけれども、本当にこれがよかったかどうか、いいはずはない。相当な量が、あの中にはスラグが相当入っております。

佐藤建設工業の運転手、誰々、何トン、スラグ、そして、そのときの使ったガソリンとか、そういうものも私、手に入れております。どこへ持っていった、榛名カントリー跡地、はっきり書いてあります。そんな証拠をちゃんと持っていますんで、先ほど課長が申し上げましたけれども、これらについて、こんなことでいいのか。私は、こんな悪いことはない。これは、悪いことはないということは、あの上層部に、私どもだけじゃなくて、近隣の町村においても、これはどんな被害が出るか分からない。こんな相当な数量が出ているんですよ。これ、どう考えるんですかね。

これからこれは、弁護士等ともよく相談しながら、絶対的にこれは我々がやっていたら、村民のために、あるいは村民から我々が怒られます。ちゃんとするをお誓いします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま村長、担当課長より答弁をいただきましたが、この問題は当時とすれば、工事費が安くできるということで、最良の選択であったのかもしれませんが、当時の担当職員の事務処理が不適切な上、危険物質が含まれているという最悪の事態で、結果的には大きな代償を生じかねない工事であったと思わざるを得ません。

メガソーラーの誘致そのものを否定するものではありませんが、不適切な工事と事務処理が行われたことは誠に残念であります。当時の関係者の方には、何で今さらと思われる方もいるかと思いますが、この問題は今後、本村のみならず、近隣の住民生活にも影響を及ぼす可能性があることを十分認識して対応する必要があると考えます。

そこで、お願いですが、現在の村長や執行部の皆さんには大変申し訳ございませんが、行政の責任として、例えばプロジェクトチームを立ち上げ、職員の総力を持って真相究明と村の信頼回復に努めていただきたいと思います。村長、お考えを伺います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは本当に、きっちりこれはやらなきゃならないということで考えております。

旧榛名カントリークラブの跡地造成工事、あるいは複数の公共工事において、環境基準値をはるかに超えるスラブ碎石が使用されたことは本当に残念でありますし、その当時、当時というんですか、その後ですかね、あの中にはスラブ入っていますよ、パーセントどのぐらいですよというようなこともありました。

これらについても、その担当職員は、この内容については受け取れない、入っていないものほうを出せということをはっきりこれは、それを受けたところが、これから裁判になっても我々が出るということで、我々のほうも確信して、これは、その持ってきたことが正しかった。そういうことを我々も確認しておりますので、これらについては、地域住民の方々が安心して安全に暮らしていけるよう、早急に対応しなければならないというように考えております。

これについては、我々のほうと、村と契約したのは佐藤建設工業でありますので、これについての瑕疵責任とかそういうもので、村のほうで、これをやりなさいということを知らせました。

佐藤建設工業は、我々の責任じゃないと、はっきり私のほうへ電話をくれました。何を言っているんですかね。俺の耳を疑う、俺の頭が悪くなったのかなど。我々と契約しているのは佐藤建設で、ちゃんとそれが、スラグが入っているということははっきりしているわけですから、対応の仕方とか、そういうものを相談するならまだしも、佐藤建設工業自ら、我々は関係ないと平気で言えるような会社。これからも、我々は契約者である佐藤建設工業と対応していきたい。

その後の問題については、佐藤建設工業とそのところ、スラグを作ってしまった、はっきり言うとは大同特殊鋼で話し合えばいいんであって、村対佐藤建設工業というのははっきりしておりますので、これらは、それを中心にやっていきたいというように思います。

過去にも、当該工事において実施した土壌汚染調査で実績報告を作り直させた、先ほど言いましたように、そういう事実がございます。これらについても早急に対応したいと。地域住民の安全・安心を確保するためにスラグを撤去することが、これは当たり前のこと、最適というか、当たり前のことでございます。強い態度で臨んでいきたいと。

いろいろの資料が、榛名カントリー跡地のところへ段ボールの中に入れておりました。いずれにしても、これらがやっとなじりましたので、これは正規の書類も入っております。よく榛名カントリー跡地のところへ、段ボールに入れたもんだなど。これを覆すことはできません。

ちょっと私もかっかしているような話ですけれども、私のこのかっかは、村民のためにも、あるいは近隣の吉岡町のためにもやっとなじかなきゃならないと思っておりますので、議会のほうもご協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 村長より、今後の取組について答弁をいただきましたが、鉄鋼スラグ排出企業や取扱業者の責任等、真相究明と一日も早く解決できるよう、また村民の心配を払拭すると同時に、隣町の皆様にも安心していただけるよう、透明性の高い情報提供と対策の検討を強く要望いたします。次の質問に移ります。

次に、昨年12月定例議会でも質問させていただきましたが、再度、待機児童対策について質問をい

たします。

昨年4月1日現在で14人だった待機児童は、関係部署での努力の結果、10月には5人になったと12月定例議会で報告がありました。その後、来年度の募集や調整も行っていると思いますが、ある通信誌に、令和3年4月1日入所希望の待機児童がまた14人になるような記事が掲載されていました。

現在の状況について、また村が実施している待機児童の対策は、どのようなものがあるのか伺います。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えします。

まず、今年度中の待機児童につきましては、現在解消となっております。しかしながら、希望する保育園への入所ができないといった理由によりまして入園待ちをしている児童、いわゆる潜在的待機児童については、複数名いる状態が続いております。

来年度の待機児童発生の見込みにつきましては、現時点では確定していないため、人数などは申し上げられませんが、潜在的待機児童の状況ということでお答えをさせていただきます。

昨年中に令和3年度入園児の1次募集を行い、年明けに2次募集を行ってきました。募集期間が終了した後も、保育園、認定こども園の入園に関する問合せは続いている状態であります。

入所不承諾となり、潜在的待機児童となっている児童の保護者に対しましては、村内の保育園、認定こども園が定員超過である状況を説明し、村内外の保育園や認定こども園等とも調整をしながら、お子様の入園先の選定、保育計画の方向性が決定するまで、相談を継続して実施をしているところであります。

既に入所承諾後に入園を辞退する児童もいらっしゃることから、毎月入所選考も実施をしており、潜在的待機児童の人数は常に変動している状況ですが、新年度、待機児童ゼロを目指して取り組んでいるところであります。

続いて、村が実施している待機児童対策4点についてお答えします。

1点目です。村内の保育園、認定こども園に協力をいただき、各園の定員120%までの受入れをしていただいております。

2点目です。現在、北部保育園の園舎を増築中で、新年度から低年齢児15名の定員増加を図る予定です。

3点目です。待機及び潜在的待機児童となっている児童に対しては、その児童の保育計画が決定するまで、保護者との相談や各園との調整を行っております。

4点目、これは新しい取組になりますけれども、自治会を通じた回覧、村広報紙、村ホームページを活用し、村内において地域型保育所の運営をしてくださる方、地域型保育所の施設として活用可能な空き家やテナント情報など、地域内における人材や施設情報の発掘、掘り起こしを開始をしたとこ

るであります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま4点目に、新たな取組ということで、村内において地域型保育所の活用という報告をいただきましたが、この保育所について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 地域型保育所とは、村が認可を行う保育施設の一部で、少人数の未就学児、特にゼロから2歳児を保育する施設の総称で、事業類型は4種類に分類をされます。

1つ目ですけれども、小規模保育事業、これは保育者の居宅等が保育の実施場所となり、認可定員は6名から19名の規模のものをいいます。

2点目です。家庭的保育事業、これは保育者の居宅等が保育の実施場所となり、認可定員では1名から5名の規模のものになります。

3点目です。事業所内保育事業ということで、事業所内、これは会社内というふうに見ていただいて、事業所内が保育の実施場所となり、事業所の従業員のお子さんや地域の保育を必要とする子どもが対象となるものでございます。

4点目ですが、居宅訪問型保育事業。これは保育を必要とする子どもの居宅が保育の実施場所となるもので、いわゆるベビーシッターのことです。

以上4種類の事業類型に分類されますが、いずれの事業においても、保護者が負担する保育料については、保育園や認定こども園と同様の扱い、保育料になります。

また、事業所運営者に交付される運営費につきましても、保育園や認定こども園と同様に、子ども・子育て支援交付金が活用できるため、国と県、村からの負担金により運営していただくようになります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま詳しい内容を説明していただきましたが、今後、開設の見込みですか、その実現性について、想定できる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村が特に認可をしていきたい、開設をしていただきたいと考えている事業は、先ほど申しあげました4種類のうち、1番目の小規模保育事業と2番目の家庭的保育事業

であります。

現在までに、村内外の方から数件の問合せをいただいている状況です。地域型保育事業につきましては、村が認可を行うものではありませんが、認可に当たっては、施設の設備や職員の配置などといった認可基準は当然満たしていただきますが、国の基準を踏まえて、村が条例で定めている運営基準も遵守していただく必要があります。

今後、連絡をいただいている方との面談や情報提供のあった施設の現地調査などを行った上で、まずは慎重に、認可に向けた準備を進めたいと考えているところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 丁寧に説明をいただきましたが、待機児童につきましては、入園に対し、利用者も様々な入園条件があり、各園に空きがあっても、申込者が希望する施設に空きがなければ解消はされません。むやみに施設を増やせばよいというものでもないと思います。それぞれのニーズに合った施設を提供するために、有効な運営方法や市町村間の連携を図ることも重要であると考えます。

担当課では、日々調整に取り組んでいることを承知しております。早く待機児童の解消がされるよう、引き続き努力をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、過日、全国の認可保育所やこども園など約3万4,500か所のうち43%、県内でも26市町村にある448か所のうち34%に当たる152か所が、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地していることが分かったそうです。この調査について、榛東村は無回答となっております。

一昨年の台風のときに一時避難がありました。保育園、こども園の周辺は、このような心配はないか伺います。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村内の保育園、認定こども園につきましては、いずれの施設も浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地をしておりません。各園では地震、火災、風水害、大雪等に備えた災害マニュアルを作成しており、毎月避難訓練を実施し、児童及び職員の安全確保に努めております。

村としましては、各園が防災対策のために物品を購入した場合に、16万円を限度として運営費に追加給付を行い、防災対策を推進しているところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 現在、危険な箇所はないとの答弁で、各園で避難訓練の実施も行うというこ



とで、園児の安全対策に努めているとのことでございます。保護者も安心できる運営を、引き続き安全対策、お願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、コロナ禍での経済の活性化支援について伺います。

長引く新型コロナの影響で、経済は低迷の一途をたどっており、飲食業界をはじめ関連企業など、多くの皆様が大変な状況にあります。昨年のような給付金などの支援の計画はないか伺います。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今議会に上程させていただきました新年度予算、こちらのほうには給付金等の予算は計上されておられません。

いまだ新型コロナウイルス感染症の脅威というものが続いている状況ではありますが、ワクチン接種も始まることから、その効果に期待しているところでございます。

一方で、先月成立いたしました国の補正予算で、コロナ対策の地方創生臨時交付金が増額となっております。この交付金は、国が繰越しを行い、新年度になりましたら改めて事業計画の提出を求めることと、そのようになっております。

新年度予算では、各施設等での衛生資材の購入費等を計上しつつ、ワクチン接種に重点を置き、給付金に限らず支援策全般について、先ほど申しあげました交付金を核に、どのような事業、支援策が必要か、また可能かなどを検討いたしまして、早めに事業化・予算化したいと、そのように考えております。

なお、昨年6月、村内の医療機関、介護施設、保育所等の福祉施設に、コロナ禍での緊急支援といたしまして、給付金を支出したところでございます。いまだコロナの終息が見えないというところで、再度の支援金を計画いたしまして、今議会に上程しております補正予算案に計上しております。

また、国や県の給付金を受けた事業者を対象に、村独自の給付金を支出しているところでありますが、この事業者向けの給付金につきましては、村の給付金を受けた方のうち、飲食店等に業種を絞って再度の給付金、これの支出を考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま課長より、新たな支援や追加支援も計画しているとの前向きな答弁をいただきましたが、本当に必要な支援策を選択していただき、実施をお願いいたします。

次に、昨年、高校生や大学生に対し、村独自で実施した支援は、本当に助かったとの声も聞こえております。3年度もこのような支援をする考えはないか。また、それ以外に何かよい支援があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 高校生や大学生への給付金を含めまして、今年度、各種のコロナ対策の事業を実施してきております。これらの評価・検証もしつつ、来年度も引き続き実施したほうが良い事業、また新たな支援策など、これから検討していきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 支援をするということは、国や県の補助と村の財政状況も見ながらの執行になると思いますが、ぜひ有効な執行ができるよう、引き続き努力をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、教育施策について伺います。

過日、新聞報道で、県教育委員会が新型コロナウイルス感染対策などを念頭に、新年度公立小・中学校の小学5・6年と中学2・3年で、1学級の上限を40人から35人に引き下げるという案を検討しているとありました。密を避けるという意味でも望ましいことだと思いますが、村内の小・中学校の現在の編制はどのようになっているのか伺います。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、ご質問にお答えいたします。

現在の国の学級編制基準は、小学校1年生のみ35人学級、それ以上の学年については40人以下学級と定められております。

群馬県では、県独自に群馬方式による学級編制を行い、小学校1・2年では30人以下学級、3年生から6年生35人以下学級、また、中学校では1年のみが35人以下学級、中学2年、3年は40人以下学級となっております。

榛東村では、この群馬方式による学級編制を行っており、各校の学級数は、北小が18学級、南小が16学級、中学校が15学級、1クラス当たりの児童・生徒数は、おおむね二十数名から三十数名となっております。

なお、榛東村では、村独自の教育施策としまして、小・中学校3校に教員免許状を有した学習支援員を3名ずつ配置し、少人数による習熟度別コース学習や、一つの授業を複数の教員で行うチームティーチングなどを行っております。

このような少人数学級編制、また少人数指導は、コロナ対策という面も当然ございますし、また、学年の発達段階に応じた指導を充実させて、きめ細かく支援していくことで、児童・生徒の学習習慣、また基本的な生活習慣の確立、さらには基礎的な学力の確実な定着を図っていくということで、こちらは取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま事務局長から、現在の学級編制の状況について回答いただきましたが、今後、全学級35人以下の編制についての見通しを伺います。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 国は来年度より、新たに公立小学校の学級編制基準の改正を行うこととして、現在1年生のみ35人以下学級であるのを来年度以降、2年生から35人以下学級に1学年ずつ移行して、5年間かけて小学校全学年で実現することとしております。

群馬県では、国の学級編制基準改正の前倒し実施を行って、来年度から新たにニューノーマル群馬少人数クラスプロジェクトとしまして、小学校1・2年が30人以下学級、小学校3年から中学3年までの学年を35人以下学級とすることと決定いたしました。

榛東村では来年度から、群馬県の進めるこの新たな基準にて学級編制を行うこととしております。来年度は、これまでの群馬方式による学級編制と比較して、中学2年生が1学級増加する予定でございます。

教育委員会では、小・中学校に指示いたしまして、1学級当たりの児童・生徒数が少なくなることを生かして、子どもたちの学習の進み具合、また困り感、思いや願いに寄り添うようにしていくとともに、これまで以上に分かりやすく楽しい授業づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま局長のほうから、学級編制の方針について答弁をいただきました。

本村では、補助事業等も活用して、ゆとりのある編制ができているように感じております。子どもは将来の宝です。今後もゆとりのある環境で教育ができるよう、お願いをいたします。

今年度は、新型コロナ中心の行政運営であったと思います。昨年販売されたプレミアム付商品券の活用も順調に利用されているようで、村民もありがたく思っていると推測されます。

寒さも緩み、花の季節となつてまいりますが、終息の見通しの立たない新型コロナのとの闘いは今後も続くと思います。職員の皆様には、健康に十分留意して、令和3年度の業務執行に努めていただくことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ご協力、大変ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、3番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時25分といたします。

午前10時5分休憩

午前10時25分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） 皆さん、おはようございます。1番、中島由美子、今期最後、連続で3回目の村民の皆様の声を代弁します。

これまで多くの声を取り上げさせていただき、議員1人という小さな力でございますが、公約でお示した5つのもの、そのほか幾つかを達成させていただきました。順に挙げさせていただくとという原稿がここに書かれているわけでございますが、先ほど1番の生方議員のお話もありましたとおり、当時の一担当者として関係していた部分もございます。

このたび、議会の監査請求というものを全員一致、私も含めて監査を要求したということの結果報告が出てまいりました。2月12日付でしょうか、日付がないので、よく分かりませんが、

そうしまして、私も賛成したというのは、明確な監査を期待しておりました。職員であった者、職員である者、守秘義務というのがございます。公表を予定していないものにつきましては、生涯知り得た秘密を話してはいけないという法律がございます。そのようなところであったんですが、このように議会の監査が行われたということで、公表してよろしいという内容、もともと公表できる部分もあったかと思えますけれども、はっきり公表してよろしいということになったんだろうと推測できません。

そして、監査報告、このくらいのページで出てまいりました。ちょっとどなたがしたとか、いつの日付とかというのは、私どもちょっと分からない、想像では分かるんですけども、その中で、地方自治法に基づく関係人の聴取という項目があるんですけども、それは一切されていないんですね。されていないということと、今までの監査委員さんがされたものというのは全て、「何々だった。」「何々した。」「何々を見た。」「何々でなかった。」という末尾になっておるんですけども、一つ挙げますと、これ17ページでございます。10行目ぐらいですけども、「通常考え難い。」下のほう、「認め難い。」そして22ページは、「言わざるを得ない。」そして、「様々な疑念が残る。」と書かれているんですね。

今までの監査報告、例月出納検査、今お配りのものも見ていただくと、「何々した。」「何々であった。」ということが、事実の監査でございますから、そういったことなんだろうと思います。

そして、これ、10回されたということでございますが、10回の監査記録を情報公開請求、どなたでもできる情報公開請求をしたところ、「監査の記録はない。」と。監査した人は2名の監査委員という、あと日付ということで、あとは内容が書いてあるんですけども、その内容の監査の会議の記録というのはなかったということです。

そして今、公表されて、本来、監査何号ということで公表されるべきものであるんですが、いまだ公表されておられません。半月たちましたけれども、公表されていません。ですので、先ほどの事務の云々という部分については、いずれきちっと監査が行われると明らかになるものということで、お時間の関係で、これ以上お話しはしないことにしたいと思います。

そして、あともう一つ、また1番の生方議員と真塩村長さんの回答にありましたスラグの関係、榛名カントリークラブのスラグの関係ということで、私、この10月26日の92号を見たときに、隠蔽とか背信とかという、当時の職員がというような、当時の担当室長がということで大変驚いて、確認をしました。

そもそも当時のというんですけれども、この監査にもあったんですけれども、引継ぎ当時どうだったかという記録は一切ありません。突然27年当時の書類が、今急に、右だ左だという監査をするということですが、それから27年から1年ずつ……

[発言する声あり]

○1番(中島由美子君) 何ですか。これは私のいただいた時間ですから、どうぞ発言は控えてください。議長、お願いします。

そして、あと、議会だよりにありましたけれども、事実関係の確認というもの、これをもって村長が、その当時の担当室長を隠蔽、背信と言っているということが分かりました。

[発言する声あり]

○1番(中島由美子君) 何の質問ですか。

[「項目と違います」の声あり]

○1番(中島由美子君) 6番でありますよ。

○議長(南 千晴君) ただいま発言中でございますので、中島議員、発言を続けてください。

○1番(中島由美子君) その後の発言した責任は私が全て取りますから、そのときをお願いいたします。

そういった中で、この中には、担当室長が隠蔽した、背任したというということ、背信行為をしたということは書かれておらず、当時の書類を調べましたら、ちゃんと当時の記憶でなくて、確認すべき人に確認したところ、これも公表していいんだらうと思いますけれども、27年1月8日にお越しになって、速やかに事実確認が必要であるとの双方認識により、大同特殊鋼さんの費用で依頼されたサンプリング調査を行うことになりました。後日、共同調査に関する覚書を締結して、調査を開催することとしました。

そして、スラグ路盤材の試験結果を速報したところ、次はどうするのかと聞かれ、直下土壌と周辺地下水の調査を行う必要があると申し上げ、それらの試験調査を実施することになりました。直下土壌調査は環境庁告示46号の方法で行い、5か所の土壌、表層50センチについて試験を行いました。5か所中1か所が土壌環境基準を超過する結果でした。

また、2月23日に現地の湧水をサンプル採取し、フッ素について試験を行いました。地下水基準未満の結果でした。この結果を受け、現地の措置方針案を検討しましたということ。その後、村長選が行われて、次の村長さん、当時の村長から今の村長さんへ引き継がれたということでございます。

そして、先ほど生方議員がご質問された中に、いろいろありましたけれども、去年の7月、8月、9月、10月で、榛東村は、令和2年度上野原地内環境調査業務委託報告書ということで、令和2年10月、プロファ設計株式会社ということ、この中にもありますように、村長がおっしゃったような埋土の部分にもあるんじゃないかということ、確かにそれは、まだ調査が済んだかどうか分かりませんが、このように、一番上の砕石、表層、1メートル、2メートル、3メートル、4メートル、5メートル、6メートル、7メートル、8メートル、9メートル、10メートル、基準値ということで、この上の砕石の部分と表層の部分のみが……

[発言する声あり]

○1番（中島由美子君） そんなの決まっています。砕石、表層部分のみについて結果があったわけでは。

ですので、真塩村長さん、自ら発注した360万円の結果でも、砕石と表層のみにしかなかったということ。今後何かをするときには、こういった村の血税を使ったものをお出しになって、ご議論されるとよろしいんじゃないのかなと思います。

そして、その中で、事務調査の話も含めてですけれども、有るものは有る、無いものは無いということで、はっきり監査の中で明らかにするべきであると思いますので、そこはまた監査委員さんに個人として要求をしていきたいと思っております。

そのような中で、今度、私の挨拶に移るわけですが、今、41分ですから9分使っちゃいましたけれども、まずは議場を傍聴者でいっぱいになると、9月の本会議に達成することができました。しかしながら、今コロナで、15人がいっぱいでも、いっぱいと言わずに、30人を超えていっぱいという、第1の公約でございました。

②住民の足の確保につきましては、質問で何回かやっておるんですが、皆さんもやっていると思うんですが、民間企業と連携して移動販売車の村内巡視を、村内巡回を計画中でございます。早々に、スーパーはできないんですけれども、Aコープの復活はできないんですけれども、それはやっていきたいと思っております。

また、住民の声の一つとして、萱場集会所の駐車場がなくなってしまったと。生涯学習をするに当たって非常に困っているという中で、教育委員会にご尽力いただいて、新年度予算に予算要求をしていただいたということでございます。

また、これも農家の方々との連携でございしますが、榛東村の美味しいお米を精米して、色彩選別機にかけて、よりグレードの高いお米になるということでそういうものの準備ができました。早速精米をいたしまして、美味しいお米を食べて、本当にきれいなお米になるんだと、高い機械はいいんだ

ということを実感しております。

そのほかは、あとは今回、議員になってやや8か月なんでございますが、例の白子の海ソーラーポートでの基金の使い方についても、かねてよりご議論されたようでございますが、それについても昭和62年6月の第2回定例議会で、当時の議員さん方は、繰替え運用ということで、3億円の限りにおいて、利率、期間、内容を決めて運用してくださいと。とにかくこの予算は、この資金の原資は枯渇しないように、農業用水が枯渇しないようにするという条例であるということが、今回と同じような議会の会議録で確認することができました。

このように、前のことも大事でございますが、今後、皆さんの足である、ちょっと議員の皆様にはお示ししたんですけれども、村内の巡回バスという、何か四角い形を考えているんですが、もう既にこういう形の、丸くて自動運転8人乗りと、スマホで呼べばスマホで来るというようなものが、トヨタを含めて、これ、東大の教授の加藤さんという方の写真なんですけれども、その先生にお願いして、この議場で皆さんにお配りしていいかと、見せていいかという確認を取ってきております。全然イメージ違うんですけれども、これに8人乗れて、スマホで呼べて、お医者に行ける、スーパーに行けるという村になったらいいなと思っております。

自席に戻って、そのような内容を説明させていただきます。長い挨拶になりましたけれども、先ほど生方議員が大変上手に一般質問されていたので、勉強させていただいて、時間内に終わるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

今日はインターネット、榛東村の行政情報の収集・発信力は不十分ではということでございますが、役場では、インターネットが閲覧できるパソコンが各課に1台ぐらいしかないということでございます。それで十分なのかということを書いてあります。時間の関係で、皆さんにあらかじめ読んでいただくように、長い文章になっておりますが、議会事務局のご協力に基づいて、これも市町村アカデミーというところで確認をして、一般質問の通告の仕方という中の例示にありましたので、このようなものを使わせていただきました。

そして、ここにあるの、インターネットが各課1台では不足ではないかということなんですけれども、実業家、インターネット長者と言われる前澤友作氏が、156の自治体に約7.8億円、500万円をふるさと納税しますという発表があったんですね。これ何でかという、この阿南市というところを見ますと、実業家の前澤友作氏が自身のツイッターで発表している8億円のふるさと納税について、全国156の自治体でと。本市においては、市民の皆様には8億円アイデアを募集したところ、多数のアイデアを寄せていただき、誠にありがとうございます。ご寄附いただいた500万円は有効に活用できるよう、鋭意検討を進めたいと考えておりますとあります。これ、秘書広報課が出しておるんですが、

榛東村では、この前澤友作氏の8億円の企業ふるさと納税に手を挙げましたか、どうですか。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） その話というか、前澤さんのは知りませんでした。手を挙げてごさいません。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 今、榛東村で、先ほど申し上げたように、各課に1台しかないというところ、全くインターネットが必要ないところがないとは思いませんけれども、逼迫していて取りっこしているとか、順番待ちをしているとか、もしくは職員のスマホで見てもらっているというような実情はありますか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、通告にございました順番待ち等々のお話ですが、確かに物事を調べたりするのに、インターネット、これは便利な検索ツールでございます。職員も職務上、調べ事がありますと、インターネットも活用してございます。

まれに、職員同士で調べ事のタイミングが合ってしまいますと、順番待ちになってしまうこともありますが、そう頻繁にあることではございません。そのため、以前にも質問されたときに、私のほうも、そういう状況で不都合はないと、そのように答えさせていただいたところでございます。

それから、スマホの活用についてですが、先ほども申しましたように、職務上の調べ事が、ちょっと大きめの調べ事がありますと、確かにインターネットを使って記録等、記録といいますか、結果を印刷等しております。ただ、私もそうなんです、一つの言葉の内容を調べるようなときに、わざわざインターネットのデスクへ行く前に、自分のスマホでちょこっと調べたりすることはございます。

一昔の前の言葉でございますが、ネットサーフィンなんていうことをしていただける余裕のある職員はおりませんので、今のところ支障はない。所属1台で間に合っていると考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

職員がネットサーフィンをする時間がないということであれば、Wi-Fiをパブリックでなくて、パブリックですかね。そういったWi-Fi提供して、ちょっとした質問、ちょっとした疑問についても対応できるようにしていただけたら、職員の可能性を伸ばせるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。



○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 多分おっしゃりたいのは、この庁舎のWi-Fiを開放して職員のスマホ、もしくは、タブレットを持っている人はタブレットで使ったらどうかと、そういうお話だと思います。

職員にしてみれば、確かにありがたいお話でございますが、ちょっと違う見方をいたしますと、昼休みとか時間外、職員がスマホをいじっている。それを見た村民の方々等が、役場の電波を使って何か自分のことを調べているんじゃないかとか、個人的なことをしているんじゃないかとか、そういう疑念、疑念とまで言えないかもしれませんが、変な誤解を招かないためにも、今のところ、役場のWi-Fiは開放していないところでございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

そうですね、職員の方も、給料頂いているとはいいながら、もしその中の1人が前澤さんの8億円に耳を貸してくれたら、この500万円というのは、今15人だけなんですけれども、傍聴がライブ中継で村民ホールでできたりというようなこと、500万あれば十分、また職員、議員全てに、タブレットの要望出ていますけれども、タブレット1台ずつと、500万というのはそういう基準で、ましてふるさと納税をやっているので、ふるさと納税のためにも、ふるさと納税の担当課にはもう一台入れてほしいんですけれども、いかがでしょうかね。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今、原則といいますか、各課1台、各所属1台でやっておりますが、そのように本当に必要というところがあれば、それは言ってきていただいて、全体で考えたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

前向きな回答いただきまして、職員の皆様は、必要があるところは言っていってください。ぜひ前澤さんの、500万と言わずに8億円を頑張ってください。

そして、続きまして、3番の買物困難者、巡回デマンドバスの運営についてということで、先ほどのこれでご案内しました。これもデマンドバスの一つになろうかと思うんですけれども、先頃、北橘地区で予約型のバスの出発式があったと。この情報を詳しく調べて、榛東村で実施できないかについて細かく質問しますということ、村民の方は本当に困っています。村も議会も行政の責任を果たさな

ければなりませんということで、今まで2回したんですけれども、2回とも検討していますという明快な回答だったんですが、今回は北橋の調査をしてみてくださいという質問に変えました。よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 2月に入りまして、渋川市北橋地区でデマンドバスを試験運行したというのが、新聞、私も見ました。どのようなことをやったのかなというところで、これも先ほど来、中島議員がおっしゃっているんですが、インターネットを活用して調べさせていただきました。

見たところなんですが、そんなに私も時間かけて見られたわけではないのですが、榛東村は10年前ぐらいにですか、村内循環バス、これ走らせたような格好で、10人乗り程度のマイクロを走らせて、地区内、北橋地区ですと50停留所ですかね、それを用意いたしまして、電話予約、それから、今このご時世ですので、スマホによるアプリ、これで予約を受けて、デマンド要望があったところに、路線を走らせるのではなく、要望があった地点から地点まで、これを走らせるようなバスを運行させているというふうに確認いたしました。あまり、10年前やった榛東と基本は一緒じゃないのかなと、そういうふう感じたところでございます。

ですので、ここ最近ずっと、私のほう答弁しているんですが、公共交通、これにつきましては、近年の免許証返納、これも十分承知しております。その方々もいらっしゃって、いわゆる交通弱者と言われる方々の足の確保、これ本当に重要なことだと、必要なことだということは重々承知しているんですが、検討は、毎回申し訳ございませんか、答弁のとおり、検討していますというところになってまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

傍聴の方を見ていただいても分かるように、10年前のデマンドバスのとくと、免許の返納率も大きいと承知していると、企画財政課長さんのお話でございましたけれども、やはりこういった、東大の加藤真平先生を巻き込んで、榛東村にもこういうものを持ってこられるように、企画課長ならやってくれるんじゃないかなと、また進めていただければと思います。

課長、大丈夫でしょうか。デマンドバスについて進めること、進めていただくことでいいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 全体的には前進させようとは考えておりますが、今は具体的な、こ

れができるというようなことは申し上げられません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

ありがとうございます。とにかく企画財政課長の肩にかかっていると言っても過言ではないでしょう。

2 番、コロナ禍、ワクチン接種、経済対策、アフターコロナのむらづくりについてということですね。

榛東村と吉岡町は、幸いにしてコロナ感染の陽性者が非常に少なくと、私は2月4日に書いたんですけれども、何やらある村内………で発生したということで、それについては対策方針があると、井口局長から12月に聞いておりましたけれども、実際は出ると大変だったと。右往左往して大変な状況だったということが、村民の方からお話をいただいております。

ということで、村独自のコロナ対策は何をされているかということでお聞きしようと思ったんですけれども、そういうコロナの方が出てきたということで、感染予防対策、情報発信というのを今後してくださいということで、1 番は割愛します。

②コロナ禍対策の情報発信で、回覧板方式は十分な感染対策は難しいため、一時的に回覧板から全戸配布にする方法が必要ではないかと、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

---

午前10時53分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 回覧板の運用というんでしょうか、そのお尋ねでございますが、昨年、4月7日に、7都府県を対象とした緊急事態宣言が発出されました。その後、4月17日に、対象区域が全国、全都道府県というふうに拡大をされました。

これを受けまして、自治会連合会からのご要望もございまして、4月17日から6月4日までの間、回覧板の使用を停止いたしました。そのときには、当時はまだ新型コロナウイルス感染症に関する情報も不足しておりましたし、精神的な不安というんでしょうか、そういったものも多かったということもあったんだろうというふうに承知をしております。

その後、もちろん全て、新型コロナウイルスの全貌が解明されているということではございません

けれども、政府が提唱している新しい生活様式という中に、手指消毒あるいは手洗いの励行というようなことが、これは広く国民の皆様、住民の皆様、徹底されているものというふうに承知しておりますので、今後、今お尋ねいただきました回覧板の使用を停止するというようなことは予定をしておりません。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

そうしましたら、新年度予算で、各課でホームページを上げられるということになる予算が提案されたということでございますから、回覧板に載るものは各課でホームページに上げていただくように、回覧板をスルーできる家庭があってもいいような対応ができるように、回覧板の内容もホームページに各課で上げていただけるかどうか教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ホームページにどういった情報を掲載していくかということで、もれなく回覧板の情報を掲載していくかどうかというところは、ちょっと議論をする必要があるのかなというふうに思っておりますけれども、村の情報発信の手段、方法といたしますと、今お尋ねのあった回覧板、ホームページのほかにも、村の広報紙、あるいは毎戸配布による方法、それから安全・安心メール、それと防災行政無線など複数の手段を持っておりますので、情報の内容あるいは情報量等に応じて、適切な方法により情報を提供していきたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） たくさんの情報ということで、ありがとうございます。

続きまして、経済対策なしの状況では、飲食業を筆頭に産業の疲弊は続きますということでございますが、これも先ほど生方議員のところでも、商店に限って、飲食業ですかね、限って対応して下さるということで、よろしくお願ひします。

働き方で、既に大手企業ではリモートで実施しているところもあるので、村の人口を増やすチャンスです。田舎けれども、ネットインフラが東京並みという整備で、東京に勤務されていても榛東村で住んで仕事ができるというような、最適な立地を生かす方法はありますか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ネットインフラの整備と一概に言われましても、山の中などを除きまして、村内のほとんどの住宅、これにつきましては、目の前の道路に光回線、これ通っていると思っております。確認はしてございません。

必要なご家庭につきましては、光回線を引き込んでいただいて、ネット、それから今、ICTとか、いろいろネットとつながった家庭機器とかがありますので、その辺で使っていただいているのかなと、そういうふうを考えております。

山の中の集落、それから離島、これらの中では、民間の光回線が整備していないため、行政がインフラ整備しているようなところは、全国的に見ればあると思いますが、本村ではそのようなことはないと考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。企画課長、頑張ってください。

3番、待機児童解消の幼稚園型こども園の設置はなぜしないんでしょうか。

12月のときに南議長が幼稚園型のことをお聞きになって、老朽化という回答はあるんですが、老朽化していても、別に3歳児以上であれば、新4歳児ですかね、大丈夫なんじゃないかと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、質問にお答えいたします。

現在、幼稚園では、朝8時30分から14時までの教育時間のほかに、早朝預かり保育として朝7時から登園時刻まで、また、教育時間終了後、夕方18時までを延長保育として実施しております。早朝及び延長保育にかかる費用は、保護者が就労を目的として預ける新2号認定の場合は無料であって、預かる時間、費用ともに、こども園や保育園と遜色がないと考えております。

村立幼稚園のこども園への移行に関しましては、平成30年度から庁舎内に幼稚園のあり方検討委員会を設置しまして、村内の出生状況など今後の幼児数の推移や、2園ある幼稚園の統廃合、今ある園舎の改修や新園舎の建設に係る費用などを視点として、現在検討を進めております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 2号で、お母さんが働く人の保育料は無料と、幼稚園の預かり料無料ということでお聞きしました。そういった広報が足りなかったのかなと、お母様方に理解をしていただく努力が足りなかったのかなと思っているところでございます。今のお話をお母様方に伝えたいと思います。

続いて、2番、中学3年生のスタディサプリの使用状況、先頃、前期の高校受験の発表があったと思うんですけども、中学3年生のスタディサプリの使用状況と成果について数値で示してくださいと書いてあるんですが、どうでしょうか。去年に比べて、スタディサプリ、8月から使うようになり

まして、前期の入試について成果は表れたでしょうか。一般質問の通告のとおりのお返事で結構です。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、質問にお答えいたします。

使用状況といたしまして、榛東中学校では高校受験を控えた3年生130名に対し、主に週3日、授業前15分程度の朝学習の時間や週1日、木曜日の放課後に50分程度、スタディサプリを活用した補習学習時間を設定して、現在行っているというところでございます。

生徒は各教室の自席でタブレット端末を活用して、授業動画の視聴や問題に取り組んでおります。教員は生徒の求めに応じて、質問に答えたり、解き方を助言したりしております。数字的な成果を示すことはできませんが、生徒からは、授業で学習した内容を繰り返し確かめることができるなど、復習する上で大いに効果的であると好評を得ております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

スタディサプリで、補正予算を組んで予算化されて使われたと。コロナ予算の大事な予算でしたから、中学生にそれを回したわけですけれども、立派に使ってくれたということで、ありがたい限りだと思います。引き続きよろしくお願いします。

4番、村障害福祉計画の策定について、障がいに関連する委員の数が少ないのは、法の趣旨に反するのではということですね。委員さん、さっきも幼稚園のあり方検討委員会を庁内でしか設けていないということですが、まるで法律に基づいた委員会、策定委員会なのに、今回のパブリックコメントで、委員の名称も、どういう理由で選んだかということも、はっきり決められていますけれども、障がい者の方々に寄り添った策定委員の選任の方法ではないんじゃないのかなと思っております。

それについてお答えください。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この障害福祉計画のことについてですが、まず、この計画については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、こういったものが国から出されておりますが、ここには確かに、計画作成に当たって、関係者の意見を反映させる必要性が示されております。策定委員会等、意見集約の場を設けることが考えられると規定されていますが、そもそも策定委員会の設置は必須ということにはなっておりません。

法の趣旨に反するのではないかとということでしたので、さらに、障害当事者やその家族を必ず委員として入れることは明記はされておられませんので、反するものではないと思います。

ただ、当然、意見は反映していかなければいけませんので、村としては、障害当事者やその家族の意見を反映させるために、身体障害者手帳等の手帳所持者及び現在障害福祉サービスを利用されている方全員に対して、アンケート調査を実施しております。福祉に関する当事者のアンケートとして実施したわけですが、624通配布しまして、50%以上の回収を得ております。

また、障害当事者ということだけでなく、一般の住民の方にもアンケート調査を実施しております。こちらは40%ほどの回収率がありましたが、こちらの結果を計画のほうには反映をさせていただいております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

このアンケート、これが今パブリックコメントにかけられておまして、策定委員さんが策定したものがパブリックコメントで、今日までということになっております。

確認しますと、今お話の中にあつた通所支援の支援とかございますが、この中に重度心身障害者の支援の数値目標はあるんですが、通所支援の数値目標はない。そして、さらに、障害をお持ちの方々も、やっぱり交通手段が一番困るといふ方が30%、アンケートの30%の方が回答しております。そういったことも含めて、企画課長と保険課長さんは、重度障がい者の方の対応に交通が必要だということがあるんじゃないかと思うます。

②として、障害福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、必要な量の見込みとありますが、どのように把握するのかの説明をということでありましたが、もう既にインターネットで公表されておまして、今日までというパブリックコメントでございますので、その中で十分によく把握しましたので、これを見させていただきましたということ結構でございます。

5番、水道料金について。

①近隣5か市町村と県内で一番安い料金の自治体についての水道使用の基本料金などの金額についての回答をお願いします。5か町村のを教えてくださいということになっていきますので、よろしくお願ひします。

○議長（南 千晴君） 狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） それでは、近隣の5市町村と県内で一番安い自治体について回答いたします。

初めに、本村の水道料金についてお話しさせていただきます。

本村の水道料金は、毎月検針・請求、メーター口径、用途別はなく、基本料金には使用水量10立米までが含まれており、1,100円となっております。また、超過料金は、1立米当たり165円と設定して

おります。

次に、吉岡町でございますが、本村同様、毎月検針・請求、基本料金には使用水量10立米までが含まれており、本村と同額の1,100円となっております。また、超過料金は1立米当たり、使用水量が11から30立米までは本村より安い140円、31立米以上の場合には、本村より高い168円と設定されております。

なお、吉岡町は、一般以外に大口用、特別用、営業用と、用途別に基本料金が設けられております。

次に、渋川市でございます。本村同様、毎月検針・請求、基本料金には使用水量10立米までが含まれており、メーター口径13ミリ、20ミリの使用水量10立米までは本村より高い1,265円となっておりますが、超過料金は1立米当たり、使用水量が11から50立米までの場合には本村より安く、51から3,000立米までの場合には本村より高く、3,000立米以上使用した場合には本村と同額となっております、超過料金は細かく設定されております。さらに、渋川市は、口径別、用途別に基本料金が設けられております。

次に、前橋市でございます。2か月に一度の検針・請求、2か月分の基本料金には使用水量16立米までが含まれております。1か月分の基本料金の使用水量10立米で換算すると、メーター口径13ミリが1,124円、20ミリだと1,245円となり、本村より高くなりますが、超過料金は1立米当たり、使用水量が17から100立米までの場合には本村より安く、101立米以上使用した場合には本村より高くなる設定で、前橋市は口径別に細かく基本料金が設けられております。

次に、高崎市でございますが、高崎、箕郷、群馬、新町、榛名、吉井、箕郷簡易水道、倉渕簡易水道の8地域で基本料金、超過料金が異なっており、地域によってはメーター使用料もかかってきております。高崎市は前橋市同様、2か月に一度の検針・請求、2か月分の基本料金には使用水量16から20立米までが含まれております。高崎地域の1か月分の基本料金の使用水量10立米当たりで換算すると、メーター口径13ミリだと1,043円で本村よりも安く、20ミリだと1,219円で本村よりも高くなります。また、超過料金は1立米当たり、使用水量が17から200立米までの場合には本村より高く、201立米以上使用した場合には本村より高くなる設定で、高崎市は地域別、口径別に基本料金が設けられております。

また、県内で一番で水道料金が安い自治体でございますが、いろいろなことを考慮すると、草津町だと思います。草津町の水道料金は本村同様、毎月検針・請求、基本料金には使用水量10立米までが含まれており、メーター口径13ミリで594円、20ミリで619円、また、超過料金は1立米当たり82円と設定されております。なぜこんなに安いのか、草津町のほうへ確認したところ、自然流下で取水できるため、ポンプアップ施設等に費用があまりかからず、ランニングコストを抑えることができていますので、他市町村に比べ安く提供できているのではとのことでした。ただし、今後、料金の値上げは検討する予定とのことでした。

以上です。



○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 丁寧にお調べいただき、榛東村の水道料金が高いのか安いのか、課長自身、よくお分かりになったんだろうと思います。

②番、村の水道料は、新幹線湧水対策で得た財源を基にして、基金を運用していると。そのおかげで低料金となっていると思われませんが、と思いながらも、1,100円の165円は低使用量の方については高くなっているということは歴然としたわけですが、そこについて、課長、吉岡と比べて高いのは、新幹線対策資金がありながら高いのは、何かご意見ありますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 新幹線の湧水対策で得た財源で、水道料金が安いのか、また高いのかということでございますけれども、まず、水道事業では、新幹線湧水対策で得た財源を基に、基金としての運用は行っておりません。基金としてではなく、貸借対照表では前受金として計上しております。この前受金は定期預金等で運用しており、3条予算の収益的収入として、当該年度の水道事業費用に充てられておりますが、現状は昨今の金融情勢により、あまり期待できません。

また、この前受金の支出の目的は、新幹線トンネル湧水関連施設、新井浄水場及び長岡浄水場の更新や改修、維持管理等に充てるものに限定されております。そのため、性質上、料金の算定とは分けて考えておりますが、自然流下で取水することのできない本村が現在の料金で維持できているのは、上下水道課で新幹線トンネル湧水関連施設も併せて管理しているからだ。水道事業も農業用水事業のどちらも、人件費や維持管理費を抑えることができているからだと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 2つの課といいたまいますか、3つの仕事と一緒に、人件費を抑えて安くなっているということですが、それに関わる新幹線農業用水維持管理基金の使用、使った処分の取崩しということを考えると、いささか疑問でありますので、それについては今後、質問させていただこうと思っております。まだ残りの任期がございますのでね。

続きまして、6番、村の米を保管し、地場産の野菜を学校給食で使える工夫と12月議会での質問、これも南議長の質問に村長さんがお答えされたものですが、米の保管庫と言ったかどうかあれですけども、保管庫設置の必要性を回答されたが、平成27年に村長に就任され、すぐに前任の阿久沢前村長の事業であった、米30キログラムが1,500袋収納でき、精米や色彩選別機付の米倉庫などの事業を一気におやめになるなどのことが多々ありました。しかしながら、6年たって、その事業が真に村民に必要だったことをご理解いただいたこと、農家とともに大変うれしく思うところでございます。

あのとき落ち着いて、当時の議員さんの声に耳を傾け、農家と学校給食の現状を見ていただければ、その事業は継続したほうが、農家の経営は楽になったのではないかと私は思う次第でございますが、今後、農家への支援をどのように行っていくのか、端的に説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 今後、農家への支援についてということでございますが、今現在、産業振興課が所管しております農業振興につきましても、農業者支援としまして、認定農業者向けの農業機械の導入費用の補助であるとか、新規就農者への支援、また、農業経営者向けの事業等を行っております。個々の農家の方のご相談等を受けながら、こういった事業の中で支援ができればと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） その中で、地産地消や学校給食へ有機野菜等、どうやって使用を実現するのかというようなことも、南議長への回答の中でちょっとあったもんだから、どうやって実現するかについて、分かったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前11時17分休憩

---

午前11時17分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、一般質問の通告にはございませんので、回答の準備はございません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ここに、岡部課長補佐と一緒にされた通告のメモがあるんですけども、通告はないということであれば結構でございます。

続きまして、7番、旧榛名カントリークラブ跡地のスラグ砕石関連の調査結果の対応について。

昨年6月の議会だよりの建設課長の回答に、360万円の村予算で調査を実施するとの記事には、旧榛名カントリークラブ及び環境調査とありましたが、情報公開された調査名は上野原地内環境調査の

名称となっているが、村民の方は何か違う調査と勘違いされているのではないかと。なぜ調査名が変更になったのか。

この調査結果書の12ページの3-1、土壌の性状については、土壌柱状試料の観察の結果、採取した全地点の盛土部分について、スラグ碎石が混入していることは明確に確認できなかった。また、盛土と旧地表面の境目付近でも、スラグ碎石の敷設等の確認はできなかったという報告書となっていたので、村民の方も安心されたと思うが、このほかの分析結果なども含めて、村予算で調査をしたのだから、今後の村民の方の安全・安心な環境のための方策について、何かあれば、端的に説明をお願いします。

○議長（南 千晴君） もう時間なので。

以上で、1番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時19分休憩

---

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番小坂橋尚議員の一般質問を許可いたします。

2番小坂橋尚議員。

〔2番 小坂橋 尚君登壇〕

○2番（小坂橋 尚君） 皆さん、こんにちは。

村内に暮らし始めてから約30年、榛原村にお世話になり、年齢も60歳を過ぎました。そろそろ人生の半ばを過ぎまして、人のために生きること、地域のために生きることとしました。7月の議会議員選挙、定数割れに対し、急ではございましたが、立候補させていただきまして、当選させていただきました。これからも地域のため、また村のために努力してまいります。

本日、質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

自席に戻り、質問させていただきます。

本日は、交通安全対策について、子育て支援（公園）について、子育て支援（学童保育所）について、県道新井前橋線バイパス道整備進捗状況について、最後に、マイナンバーカードについて、以上5点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） それでは、まず最初に、交通安全対策についてお尋ねします。

子どもに夢を、みんなに福祉と安全を、次の世代につなぐ行政運営を推進する中におきまして、榛東村に住み、生活を始め、子どもが生まれ、必ず必要になるのがチャイルドシートです。榛東村に住

む魅力化施策の一つとして、子どもの命の安全を守るために必ず必要なチャイルドシートの購入時の負担金補助等を行う等、今後、尊い命を守る多種多様な施策があると思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、お尋ねのチャイルドシートの購入補助の関係でございますけれども、チャイルドシートは道交法の改正によりまして、平成12年4月1日から義務づけがなされております。

この義務づけが行われる前に、奨励的な意味、行政目的を持って補助をしている市町村等あったふうに承知しておりますけれども、法律が改正された当時に、村におきましても、購入費の一部を助成することについて検討が行われたということでございますけれども、法律で義務づけられているものについては、補助を行う必要性が希薄なのではないかという結論から、現在に至っているものと承知をしているところでございます。

全国の市町村の状況を全て把握しているわけではございませんけれども、市町村によっては、現在も補助をしている市町村はあるというふうに承知をしているところでございます。

議員から、子どもの命を守るための交通安全施策ということでのお尋ねでございますので、村の取組を幾つか紹介させていただきたいと思うんですけれども。これまで榛東村交通安全会、あるいは交通指導員、警察署等、関係機関の協力をいただきながら、幼稚園、保育園、こども園の園児、それと小・中学校の児童・生徒を対象とした交通安全教室を継続して実施をしてきているところでございます。また、毎年3月には、小学校へ入学する園児等に対する交通安全教室を実施してきているところでございます。

また、本年度につきましては、幼稚園、保育園等の園外活動等の安全確保をされますよう、村内の5園、幼稚園、こども園、保育園、5園の周囲に、キッズゾーンというものを設置いたしました。

なお、ちょっと参考までにご紹介させていただきたいんですけれども、今申し上げました交通安全教室等を主体的に実施してきていただいております榛東村交通安全会は、その功績が認められまして、本年1月26日に、渋川警察署長から交通警察業務への協力に対する感謝状が贈呈されたということ、ちょっとこの場をお借りしてお伝えさせていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） 我が榛東村では、前橋市、高崎市、渋川市に隣接しておりまして、地理的にも非常に恵まれて、よい条件でございます。これから広域道路の交通網の整備により、地域開発も進みまして、年々居住人口が増加している状況から、魅力化施策の一つとして、ぜひ実行していただきたくお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援（公園）についてお尋ねいたします。

公園利用の施策等、整備を含めた計画等がございましたら、細部についてお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 村で設置及び管理する公園についてということでございますけれども、都市公園法により設置をしております街区公園やふるさと公園など、村独自の公園設置条例等により村内に設置されています公園は合計で19か所ございます。そのほか、同様な施設といたしまして、ちびっ子広場が12か所ございます。誰もが自由に使うことができる公園、毎日の生活の中で、子どもたちが遊んだり、ベンチで休憩したりする人がおりますけれども、安らぎと潤いを与えてくれるという施設でございます。

村において、新たな公園等の整備予定はございませんが、公園を利用される方が安全に、また安心してご利用いただくため、定期的に遊具等の点検・修繕、除草等の施設の維持管理に努めております。以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） 安心・安全、また安らぎ、潤いを目指していただくとということで安心をしました。

現在、榛東新型コロナ対策として、密集を避けるべく、土日祝日等、ふるさと公園等利用者が増えています。公園利用者の利便性や活性化を含め、これからも安心・安全な遊び場として、さらにご尽力いただくようお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援（学童保育所）についてお尋ねします。

現在、日曜日などの休日に働いている家庭もあるため、日曜日の学童保育所を加える考えはあるかどうかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、議員の言われるとおり、学童保育所では、日曜日や祝日の開所は現在しておりません。当課や指定管理をしています村社会福祉協議会、それから、うぐいす学童を運営していただいています榛栄会さん、いずれにつきましても確認をしましたが、日曜日、祝日の開所に対する要望は出ていないという状況ではありますが、議員がおっしゃるとおり、当然、日曜日や祝日もお勤めをされていて、児童の保育が必要な状況というのは、十分承知をしているところでございます。

そうした方の対応につきましては、現在は、平日も含め、日曜日や祝日に一時的に児童の保育が必要な方に対しましては、渋川市と吉岡町、それから榛東村で連携して運営しておりますしぶかわファ

ミリー・サポート・センターをご紹介します。このしぶかわファミリー・サポート・センターにつきましては、子育ての手助けが欲しい人、おねがい会員と、子育ての手伝いをしたい人、まかせて会員が会員となり、保護者が外出する際のお子さんの預かりや保育園の送迎など、一時的なお子さんの世話を、有料にはなりますが、行っていただいている施設でございます。現状では、この当該施設の利用を促していきたいというふうに考えています。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） 先ほど説明がございましたように、やはり学童保育には、いつでも預けられる体制づくりも必要と考えております。ファミリー・サポート・センター、各市町村と連携をした取組、非常にいいと思いますので、ぜひ今後とも続けていっていただきたいと思います。

続きまして、県道南新井前橋線バイパス道路整備進捗状況についてお尋ねします。

村内の着工予定等、現在計画されている事項等についてお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 南新井前橋線バイパスでございますけれども、榛東村から駒寄スマートインターや県央地域へのアクセスの主要幹線として、群馬県で事業を進めております。地域住民の利便性の向上や産業の活性化、観光振興や災害時の救援活動の迅速化等、その整備効果は非常に高いものと考えております。

南新井前橋線バイパスの整備状況でございますけれども、駒寄スマートインターチェンジから西側の進捗状況につきまして、駒寄スマートインターから吉岡町陣場の県道高崎渋川線までの延長約1,100メートル、こちらにつきましては、令和3年度中の完成見込みとなっております。また、吉岡町陣場から榛東村の県道高崎渋川線バイパス雛子交差点までの延長約900メートル、こちらにつきましては、本年3月22日、開通式を行い、供用が開始される予定となっております。

さらに、雛子交差点から榛東村役場西交差点までの進捗状況でございますけれども、令和2年度から用地買収に着手しておりまして、早期に工事着手ができるよう事業を進めております。

また、駒寄スマートインターの大型化対応に伴いまして、大型車両の増加が予想されます。通行車両の安全かつ円滑な道路交通の確保のため、主要幹線の交差点には右折レーンを整備する計画となっております。事業の完成は令和8年度を予定しております。

なお、南新井前橋線バイパスに関連する村道の整備につきましては、バイパスへのアクセス道の整備を計画しております。さらなる利便性の向上が図られるよう道路網の整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） 令和8年完成ということで、利便性が非常に高まるということでございました。

相馬原駐屯地から駒寄スマートインターチェンジのアクセス向上に伴い、歩行者、また自転車等の安全向上に期待されると思います。それによって、自衛隊の車両、トレーラーも非常に通行するようになると思いますので、特にこの上の役場交差点、左折時、非常にトレーラーが大回りをしますのので、その辺を工事のときになりましたら、安全確保が必要になると予想されます。着工に留意していただければよいかなと思います。よろしくお尋ね申し上げます。

続きまして、マイナンバーカードについてお尋ねします。

予定では、2021年、今年の3月から、マイナンバーカードは健康保険証として利用できるようになるのか。また、現在、榛東村の登録状況についてお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、まず、健康保険証の取扱いについてご説明いたします。

健康保険証の利用としましては、令和3年3月、本日から順次始まるということになっております。ただし、健康保険証として利用するためには、事前にマイナポータルで保険証利用の申込みをする必要があります。また、医療機関や薬局、そちらのほうでも必要な機器を導入することで利用ができるようになりますので、保険証として利用できるかは、医療機関等にもお確かめいただく必要がございます。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 私からは、マイナンバーカードの交付状況についてお答えをさせていただきます。

令和3年2月1日現在の村の交付枚数は2,950枚でございます。人口に対する交付率は20.1%となっております。

参考に申し上げますが、平成28年2月からマイナンバーカードの交付が開始されたんですが、前年度末、令和2年3月31日末の数字が1,751枚でした。およそ4年間かけて1,751枚であったと。4月以降、約1,200枚のカードを交付しているという状況からも、マイナンバーカードの取得が急速に伸びている状況であることはお分かりになるかと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） 続きまして、マイナンバーカードの利便性、4年で1,751枚ということで

ございますが、免許返納者、運転されない方、もしくは施設に入所されて来庁するのが困難である、また、スマートフォンを持たず、マイナンバーカードをご自身で申請するのが難しい場合が発生すると思いますが、今後、村として、対応策についてお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村の対応策についてお答えをさせていただきます。

現在、マイナンバーカードの申請をする方の多くが、オンライン申請もしくは申請書の郵送申請によって行われているため、住民生活課への交付申請に関するお問合せは、ほとんどない状況であります。ただし、時折、住民生活課窓口に、マイナンバーカード交付申請書の発行や申請方法を聞きに来られる方もいらっしゃいます。そうした場合には、申請書の記入方法に加え、カードの交付までのスケジュールなどもご案内をしております。

政府は、令和4年度末には、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むというふうにしております。年明けから、マイナンバーカード未取得の方に対しましては、地方公共団体情報システム機構から交付申請書の送付が開始をされております。あわせて、様々なメディアを活用した広報活動やキャンペーンを行うとの通知も来ているところです。

村としましては、申請者がスムーズに申請をできるようなご案内を心がけて対応していきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） ありがとうございます。

次に、榛東村として、コロナ禍の中でございますが、今後さらなるマイナンバー取得促進の施策として、どう考え、どう実行していくのか、お考えをお聞きします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） マイナンバーカード取得推進の施策についてお答えをいたします。

現在は、機構で作成されたマイナンバーカードが村に到着したのを受け、申請者に到着の通知をお送りし、予約をしていただいた上で来庁していただき、本人確認、暗証番号の設定を行い、直接ご本人にお渡しする交付時来庁方式により、マイナンバーカードの交付事務を行っております。

予約制とさせていただいている点につきましては、暗証番号の設定は必ずご本人により行っていただいております。設定する端末の操作方法などを説明しながら交付事務を実施しているためでございます。この予約制、予約をしていただいてから来庁いただくという点が、若干住民の方にご不便をおかけしているものと認識はしているところです。

そこで、改善策としまして、来年度中のできるだけ早い時期に、暗証番号の設定等を行う端末を1



台増設することに加え、マイナンバーカードの交付申請をするときに来庁され、本人確認や暗証番号の設定を先に完了してしまう申請時来庁方式を取り入れ、カードの取得推進を図りたいというふうを考えております。

なお、この場合の出来上がったカードのお渡しにつきましては、交付間違いがないように、本人限定受取郵便によって交付をしていきたいというふうを考えております。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） 今までの予約制から、今度は、申請時に暗証番号等を登録して、郵送で本人のところへ送るということで、非常にスムーズに業務が進むのではないかと予想しております。

本日、5項目について執行部のご意見を伺い、非常に前向きな業務が遂行されていることを確認させていただきました。コロナ禍の中ではございますが、引き続き安心して住みよいむらづくりに邁進されることを期待して、本日の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、2番小坂橋尚議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩とします。

午後1時23分休憩

---

午後1時23分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで休憩いたします。再開を1時45分といたします。

午後1時24分休憩

---

午後1時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君登壇〕

○6番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。

今日から弥生になりまして、こんな暖かい天気で、世間は本当に穏やかでいいと思っているんですけども、去年から始まったコロナの騒動は今現在も続いています。

今日は1日なので、私は恒例のように仏壇に線香を上げて、神棚に手を合わせて、1日、15日そんな恒例でやっているんですけども、光陰矢のごとしのことわざがありますが、まさしく今日、その意味合いを実感しています。

ことわざの意味合いは、月日の過ぎるのは矢のように早いですが、格言としては、放った矢のように時間は戻ってこないだそうです。4年前の4月に榛東村第16期村会議員の一員として議員活動に参加をさせていただいて、6月の定例会より一般質問を続けて、私と川田議員は今回が16回目で、ずっと一般質問させてもらっているんですけども、慣れないせいだか、相変わらずうまくは私ではできません。

2017年5月の議会だよりの臨時号をこの間見たら、各議員の抱負等が記載されていました。私のところを見たら、高崎市で行われる自転車競技のハルヒルという大会があるんですけども、その試走に久しぶりに参加して、苦しい思いをしながら、私は中級コースなので、榛名神社まで上っていくんですけども、上から下ってくる方は爽快そうに飛ばしながら、ほとんどの方が、こんにちとは挨拶してくれるんですが、それがうれしいようなことが書いてありました。

そんな中で、私の文章の中で、「一人でも多くの村民の笑顔が増やせるような議員活動をしたい」と書かれていましたけれども、今振り返りますと、果たして何人の人の笑顔が増やせたのかは大いに疑問の多いところです。

今こうしている現在の時間も、瞬く間に過去へと変化していきますが、その過去の延長が今でもあるし、未来へつなぐ大事なきだと思っています。昨年の3月定例会時には、今現在でも終息していない新型コロナウイルスの発生により、去年の2月26日からは全国的なスポーツや文化イベントの中止や延期が国から要請されて、次ぐ日の27日には、全国全ての小・中・高等学校等を含む教育機関の臨時休校が急遽発令されて、教育機関、保護者等々含めて、大きな混乱、ダメージがあったんだと思います。

1年が過ぎましたが、いまだに政府のコロナ対策は、積極的な善後策は、私は見えないと思っています。対応は常に後づけ感が強くて、私生活や経済活動で大きな不安と心配を払拭されない状態だと思っています。

私は、去年の3月を含めてから、新型コロナウイルスに対する幾つかの発言をさせてもらっていますが、専門家じゃありませんので詳しいことは分かりませんが、ただ不安がっていても何ら前には進むことがなくて、世間でよく言うワイドショーとか新聞発表等々含めても、不安はあおりますが、絶対これは守りましょうとか、これはいけないんだというしっかりした意見は、どうもないように思います。

今も緊急事態宣言によって、外出自粛や飲食店の営業時間短縮など、国民の生命を守ることを優先したものだというので、真面目な日本国民は、幾度となく希望と喪失感を重ねながらも、今の現状に耐えているんだと思います。

政府の緊急事態宣言の延長により、コロナ感染者、実際には陽性者なんでしょうけれども、減少が今、顕著に表れているという報道もされていますが、いろんなことを調べる中で、実は日本国内でのコロナ感染者の判断基準とされているPCR検査ですけども、この基準が、WHO（世界保健機関）

と同様の回数に変更されたことが大きな起因だと思っています。

日本は今まで、CT値を40から45回転でウイルスを捜すということをやっていたんですけども、WHO等々は30回から多くても35回、10回も多く検査をしているために、全然感染症の危険性のないコロナの死骸等々も全部カウントして、陽性者（報道等では感染者）という表現をしていました。

1月22日に厚労省から各都道府県に発表があつて、PCR検査のCT値を日本国内も30から35に変更する旨の通達がありました。それによって、先ほど言ったように、全然感染性の危険のないウイルス等々の検知がなくなりますので、当然これは、陽性者（感染者）の数は激減するんだと思います。

ただ、国の発表によりますと、自粛の成果ということを言いますが、いろんな数値、データを見ていても、これ以上このままの状態が続くと、コロナで亡くなる方は今現在8,000人ぐらいですか、通常の死因の中の自死の数が、下手すればオーバーしてしまうんじゃないかと心配するところです。いろんなことを皆さん自分で、情報として聞くだけでなく、いろんなことを精査されて、それを教養として、自分で判断をしていければいいのかなと私は思っています。

通常、今まで私の一般質問のスタイルは、大体、質問事項というのを3つぐらい出しまして、それに対してピンポイントで、こんなことはどうなっていますか、あんなっていますかということをお聞きしてきました。ただ今回は、通告書の中でも、ほとんど隙間なんですけれども、質問事項とすれば、令和3年度に向けてのコロナ対策を踏まえた住民福祉サービス対応についての1点だけです。

質問の要旨ですが、通常とは違う状態がありますので、通常年度と同様な業務内容では立ち行かない状況が予想されるが、特別な目標値を定めているのか。2点目として、状況変化に対応するためのPDCAサイクルの確立と運用はどのように考えているのか。3番目が、最低限達成したい事項は、この3点のみです。

榛東村は9つの課があつて、皆さんおのおの、通常と違った業務に追われて、大変な思いをされているんだと思います。ですから、私の通告書の質問の相手というのは、通常は教育長、村長の2人だけです。ただ、今回は初めて、9月の予算の説明のときにあつた順番なんですけれども、総務課から始まって、実は会計課まで9つ全部の課長さんを挙げて、その下に教育長、村長と通告をさせていただいたんですが、聞き取りのときに総務課長と相談をさせていただきまして、私の質問事項のコロナ対策ということがありますので、その通告の内容に沿った課の課長さんからは答弁をいただき、あとはコロナ禍で、本当に何度も言いますが、通常とは違った重い作業量、多々あると思いますので、それを村民に対して、こんなことを努力しています、こんなことを危惧しています、こんなことも増えたんですよということで、私は質問者ですから、それを皆さんに質問させていただいて、おのおの皆さん、最後の村長まで含めて、残り40分ありますので、皆さん時々左側を見ながら、答弁時間をうまく使っていただければと思います。

以下、自席に戻って、もう言っちゃいましたけれども、質問をさせていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 質問事項と質問の要旨は、先ほど述べさせていただいたとおりなんですけれども、通常想定しなかった事態が今現在発生しています。それに対して、9つの課で、おのおのの人たちが通常と違った業務内容、量をこなさなくてはいけないんですけれども、それには、村民の福祉向上のためを思って、日々作業していただいているんですけれども、私の質問は、先ほど言ったようにこの3点だけなので、皆さんその思いを答弁していただければと思いますので、総務課長からでいいんですかね、よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、初めに、私から全庁的な取組についてお話をさせていただきたいと思います。

お尋ねは、令和3年度の対応についてということでございますけれども、本年度と密接に関連もしてございますし、継続して実施しているものもございますので、本年度の取組と併せてお答えをさせていただきます。

議員にご心配いただいているとおり、行政としても、これまで経験したことのない状況下でございます。行政はどのような状況にあっても停滞するようなことがあってはならないということから、まずは職員の感染予防対策を徹底して行ってきております。

しかし、残念ながら、これで万全という感染予防策はございませんので、職員の感染リスクをゼロにすることはできません。職員が感染症に感染したときには、濃厚接触者として他の複数の職員が出動できないというような、そういう状況になることも想定されるところでございます。万が一そういった事態になりますと、行政機能が低下するおそれが多分にあるということでございます。

そのような状況下にあっても、中断すれば、住民の皆さんの社会生活、経済活動等に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、当然のことながら、継続して実施をしていく必要がございます。

このため、昨年4月に、榛東村業務継続計画の感染症対応編というものを策定しております。この業務継続計画というのは、一般的にビジネス・コンティニュー・プランの頭文字を取って、BCPというふうに言われるものでございますけれども、この計画は、限られた職員となる状況下における非常時の優先業務をあらかじめ特定して、業務中断による影響を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定される計画でございます。

昨年4月に定めましたこの業務継続計画（BCP）におきまして、4つの基本方針を定めてございます。1つ目が、限られた人員で非常時優先業務を実施するため、人員の配分を適切に行う。2つ目が、行政機能の低下に伴う住民生活への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務を優先的に実施する。3点目が、非常時優先業務以外の通常業務は一時的に休止するか、あるいは非常時優先業務

の実施に支障のない範囲で縮小して実施をする。4点目ですけれども、全ての職員は村の対応方針について共通の認識を持ち、連携・協力して業務に当たると、こういった基本方針を定めた上で、BCPを策定しております。万が一こういった事態が生じた際には、この基本方針に従い、業務を行うこととしてございます。

第1点目のお尋ねでございますけれども、令和2年におきましては、2月28日に政府から、小・中学校の臨時休業、全国一斉休業が要請されたことを受けまして、本村でも小・中学校を臨時休業としたわけですけれども、それ以外にも、村有施設の利用・貸出しを一定期間中止いたし、不要不急の行事についても中止または延期をいたしました。4月7日には、7都府県を対象区域とする緊急事態宣言が発出されました。これに伴って、小・中学校の臨時休業、それと村有施設の利用・貸出し等を制限をしたというところでございます。

さらに、4月17日になりますと、緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されました。このことに伴いまして、臨時の庁議を開催し、その庁議の場で2点ほど決定をしたところでございますけれども、1点目が、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況であることから、各所属における令和2年度の事務事業、予算執行について改めて検討すること、2点目が、新型コロナウイルス感染症が長期化した場合に備え、所管事務事業の令和2年度の年次計画、発注見通し、完了見込みの時期等について総合的に検討し、必要に応じ、新たな月次計画を策定した上で進捗管理を行うことという2点が庁議で決定をされました。

基本的には、第1点目のお尋ねですけれども、新年度、令和3年度においても、これらに沿った行政運営を行っていく予定としてございます。

2点目のお尋ねでございますけれども、コロナ禍になる前から、各所属においては、毎年度4月に組織目標、それぞれの課の目標を立てております。その目標に向かって業務を遂行してきているところでありまして、また本年度、令和2年度につきましては、今申し上げました庁議決定に基づいて、進捗管理も行ってきたというところでございます。

したがって、令和3年度においても、令和2年度の取組と同様に行っていくという予定としてございます。

また、3点目の最低限ここまでというお尋ねなんですけれども、そういった捉え方はしていなくて、今説明をさせていただきました各所属の組織目標、それから月次計画、年次計画等により、着実に各所属の所管事項を執行していくこととしております。

また、ちょっとお尋ねにはなかったんですけれども、議員ご承知のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り人と人との接触を減少させるため、テレワークあるいはリモートワークというものが推奨されたわけですけれども、その際、書面主義、押印主義ですね、判こ、あと対面主義、そういったものが阻害要因になっているというような声が経済団体から国へ寄せられたということで、これを受けて、国は規制改革推進会議におきまして、押印原則の見直しの基準を示しま

して、各省庁に対して、緊急対応として取組を指示したというところでございます。

この国の動向を捉えて、村においても押印見直し検討委員会を設置いたしまして、押印あるいは対面の義務づけ等について、見直しを行っているところでございます。今議会に関係条例の改正案を上程させていただいているんですけれども、押印・対面の義務づけの見直しの第1段階として、住民の皆様や事業者等の申請時等における行政手続における押印を原則廃止するということを、本年4月1日から実施する予定としてございます。

以上が、令和3年度におきます全庁的な取組の基本的な方針でございます。

続いて、総務課の対応を説明させていただきたいと思っております。

今お答えした基本的な方針に基づいて、総務課においても令和3年度の行政運営に当たっていくわけでございますけれども、昨年4月以降、消防団活動、それから交通安全活動が影響を受けて、縮小して実施せざるを得ない、あるいは中止をせざるを得ないというような状況にございました。令和3年度においても、そういった諸行事等が、消防団あるいは交通安全関係団体等で予定をされているところではありますけれども、当然のことながら、感染状況を見極めながら実施の可否を決定していく、判断していくということになります。

先ほど申し上げました押印や対面の見直しにつきましては、第1段階として、住民負担の軽減というんでしょうか、そちらを優先的に4月1日から施行することとしております。引き続き令和3年度におきましては、行政内部の手続、例えば課長が私印を押しているというような手続がたくさんございます。そういったものについて、原則廃止をしていくというようなことの見直しを引き続き行う予定としております。

それから、これが最優先課題事項となると思いますが、職員の感染予防対策、これは徹底して行っていきたいというふうに考えてございます。

今申し上げたもの以外の総務課の所管業務につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響は全くないか、あるいは、影響があったとしても軽微なものであるということから、着実にやってまいりたいというふうに考えております。

この後、各所属における具体的な施策等について、順次、担当課長のほうから答弁申し上げます。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 当課、企画財政課におきましては、施策の総合調整や村予算などを担当しているため、コロナ対策で特別な目標、このようなものを定めているものはございません。

今年度もありましたように、国の交付金があった場合、村としてどのような事業を行うか、交付金の配分や事業化の調整などを行っております。午前中の一般質問でもお答えしたんですが、令和3年度におきましても、この交付金が交付される、このようになっております。使途に新たな条件が付されるかなどを確認しながら、新年度なるべく早めに事業化・予算化をしたいと、このように考えてお

ります。

コロナ禍という人々の生活様式や価値観が大きく変わりつつある今日、PDC Aサイクルの活用は、管理職だけでなく、実際の現場におきましても、PDC Aサイクルを回して業務管理を行っている、また行っていかなければならないと、このように考えております。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 住民生活課です。

基本的な方針につきましては、先ほど総務課長からお答えをいただいておりますので、私からは住民生活課における主要な業務に関する対応について説明をさせていただきます。

まず、各種証明書やマイナンバーカードの交付事務については、感染症対策を講じながら、正確に事務処理を行います。

ごみ収集業務をはじめとする環境衛生業務については、委託業者と連携しながら、収集業務が中断されることのないような体制づくりを構築していきたい。

保育園や学童保育所については、昨年実施された小・中学校の臨時休業の際にも休園や休業することなく、事業を継続してきました。今後も村内の各園や学校、教育委員会、村社会福祉協議会と連携し、まずは感染症対策の徹底を重点に、続いて、感染者が発生した場合のスムーズな対応や体制づくりに努めていきたい。

生活保護や児童虐待、生活困窮者からの相談件数の増加が懸念されています。保健福祉事務所や警察、村社会福祉協議会などの関係機関と連携し、個々のケースについて滞りなく対処していきたい。

担当するイベントについては、村クリーン作戦、戦没者慰霊祭、社会を明るくする運動、エコフェスタ、人権講演会がありますが、今年度と同様に、感染症の拡大や収束状況を勘案しながら、関係団体とともに実施方法を工夫して、開催に向けて準備を進めていきたい。

最後に、所管する施設についてですが、隣保館や児童館は、感染症対策を講じながら開館を継続し、主催する教室やイベントについては、感染症の拡大や収束状況を見極めて、実施の有無や方法等を決定していくこととしています。また、ふれあい館につきましては、村社会福祉協議会と連携して、感染症対策を徹底し、極力休業することなく、感染症の拡大、収束の状況を踏まえながら、徐々に通常の営業に戻していきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、健康保険課における対応について説明申し上げます。

健康保険課におきましても、昨年3月以降、各種健診や教室、そして講演会、介護予防教室や介護予防サポーター養成講座、また、歩け歩け大会、敬老会、手話奉仕員養成研修など住民の方を集める事業は、休止または縮小して、令和2年度実施をしてきております。

その中で、成人の健診につきましては、7月から予約制とし、感染予防対策を厳重に行い、集団健診を実施してきました。急な変更にもかかわらず、住民の皆様の協力を得られ、実施できたことに大変感謝をしております。

健診当日は、来所者の検温を行い、ソーシャルディスタンスを保ち、感染予防のため、椅子や机などの消毒を徹底いたしました。これは乳幼児健診においても、同様の対処をしております。

令和3年度においても、このような健診等は予約制を取り、感染防止対策を同様に徹底して実施してまいりたいと思います。

そのほかの教室などの事業につきましては、令和3年度においては、密にならない感染予防対策を検討しながら、また感染の状況を見極めながら、実施の可否を検討していきたいと思っております。

また、事務手続につきましては、介護認定、障害支援区分の認定、重度心身障害者の福祉医療更新等につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応による臨時的な取扱いとしてご希望する場合は、認定等の手続を行わなくても、1年間その認定を延長する措置を取っております。

感染予防対策として面会制限をしている場合、対面による調査が困難であったり、診断書を作成するための負担を軽減するもので、これは国からの指示によるものでございますが、事務手続の変更にも対応しておりますので、3年度についても同様に、感染の状況に合わせて実施していくこととなります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在準備を進めております。接種開始に向け、医師会との調整、また契約、医療機関以外の接種会場の準備、接種予約受付のための準備、予防接種システムなどの改修を行い、接種券などの印刷や発送の準備、必要物品の購入などを行っております。

令和3年度に実施できるために、これら準備をしているところですが、住民の方の接種につきましては、65歳以上の方から始まる予定であります。現在の予定では、3月下旬以降に個別に接種券等を配布します。それ以外の方には、4月以降に発送の予定でございますが、これらについては現時点での予定でありまして、国から示される詳細な内容に従い進めてまいります。

また、ワクチンの入荷等の状況によりまして、スケジュールは、報道されていますように度々変更になっていくことも見込まれますので、住民の方への情報としては、村広報紙やホームページ等で情報提供しながら、皆さんに不安のないよう実施できるようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、産業振興課の対応についてお答えをさせていただきます。

令和2年度におきましては、ふるさと公園の春まつり、夏まつり、また、秋に毎年実施しておりますしんとう・村づくり祭など、当初予定された行事が実施できなかったなど、事業で多数開催を中止



したものがございます。また、キャンプ場の開場に当たっても、不要不急の外出自粛や県をまたぐ移動の自粛など、利用者にご不便をおかけしたこととっております。また、各種研修会や事業説明会などについても、実施を断念せざるを得ないものがございました。

令和3年度事業につきましても、コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、実施方法を含め対策を講じ、実施に向けて準備を行う必要もあることと考えております。

地域をまたぐイベントや地元生産物の消費拡大のPRなど、3年度に実施予定の事業についても、年度当初、組織目標を掲げ、それに伴う各担当の事業目標、重点施策、コロナウイルス感染症拡大防止対策などを掲げてもらい、事業展開を行っていけるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 昨年の2月の末から、まだ続いているコロナ禍ということで、コロナの感染防止につきましては、県のガイドラインが出まして、いろいろな警戒度によって更新はされていくんですけども、それに従って、各園であるとか小学校、中学校というふうに、このガイドラインで実施と。校長会であるとか、今年は臨時校長会議が多かったんですけども、状況が変わるので。その席で指導して、具体化していただくと、そういう状況がございました。

それから、子どもたちにとって非常に気の毒というか、かわいそうだったなということは、修学旅行、6年生、中3の修学旅行が、通常であれば泊を伴っていたわけですけども、それも実現がかなわず日帰りということ、それから、それ以外の学校から外へ出る校外学習と、ございますけれども、これをやめたり縮小したり、バスを増設したとか、そういう経緯はあるんですが、やっぱり子どもたち、どきどきしながら行ってきたんじゃないのかなと。

それから、学校行事、いろんな行事が、例えば体育大会とか運動会とか持久走大会、それから、昨年は卒業式と大きなものがあって、縮小せざるを得なかったと。生涯学習の施設も、いろいろ制限をかけて、地域の皆様には非常にご不便をかけたなというふうに思っています。

先ほど申しましたように、ガイドラインによりますと、例えば3密を防ぐとか、手洗い、消毒、うがい、それからソーシャルディスタンスを取ると。ただ、学校という物理的な器と、子どもたちの行動様式を考えたときに、3密を取るなとか、それからソーシャルディスタンスは、教室をいっぱいに使っても大変だったなと、そういう思いでいっぱいです。

その間、先生方に一番気をつけてほしいことは、換気をしてくださいと。対角線上に窓を開けて、ただ空気がよどむところがあるので、サーキュレーター配ってありますので、それで空気をかき混ぜてくださいと。こういう作業と、トイレ掃除は途中から業者委託になりましたけれども、ただ、帰りに先生が、翌日に備えて消毒作業を分担して行ったと。先生方も子どもたちも疲れた、まだまだ続いておりますけれども、先の見えない、今まで経験したことのない危機管理の最たるものということで

ございました。

PDC Aサイクルという文言が入っていますので、教育委員会としては毎年、榛東村の教育プランということをつくっているわけですね。基本として、知の部分、知育、それから心の部分、徳育、体の部分、体育と、この3つを、もっと具体的にどうしていったらいいかという施策を出して、年度初めに校長会でお示ししたり、4月あるいは5月ぐらいには全教職員を集めて、具体的にお話をした機会があったんですけども、それができなかつた。そういう中で、状況変化という、コロナのことですね、これがあったときに、例えば知育の部分では、子どもたちが臨時休業ということで、2か月にもわたってあったわけですから、その間の学力をどうしていったらいいかということで、中学校が先頭に立ってオンラインの授業をした。小学校は、まだICTが揃っていないので、宿題出すとか、そういうことはできなかつたんですけども、もうこれから配られますので、それに向けて小学校も、まだ収まるという確証はございませんので、その用意を始めているところでございます。

それから、徳育の部分では、コロナという病気はもちろん怖いんですけども、もっと怖いのは人の口と、誹謗中傷と。勝手に情報を出したときに、それに枝葉がついて、とんでもない話になるということは日本中全国で見られますよね。そのために飲食店が潰れちゃったとか。学校もそういうことがあっては困るということで、やっぱり人権ということ、これを各クラスで、学年の発達段階に応じて分かるように先生方は指導を続けていると、今もそうでございます。

それから、体育の部分ですけども、これは先ほど話したように、先生方もそうですけども、子どもたちもしっかりと、どうしたら感染防止できるんだろうと考えていく、自分のこととして考える。ただ、コロナウイルスというのは、子どもたちのことを考えたときに、家庭内感染ですから、子どもが拾ってくるわけではない。親であるとか関係の方ですので、子どもが被害なんだろうと、私はそういうふうに考えた。

そうすると、子どもたちにしっかりこういう感染防止策を理解してもらうことによって、家の話題にしてほしいと。そこで親を指導できる、指導できるという言い方はおかしいですけども、親にも理解してもらおうと。そういうことが今年1年の対応だったなど。特にこのPDC Aで、昔から言われていますけれども、チェックはできますけれども、最後のアクションの部分ですね、行動すると、アクションの部分が非常に難しいんですけども、もうこの1年は、すぐチェックはできるわけですね、日々。だから、すぐやると。

こういう姿勢で、教育委員会は全般的に取り組んできましたので、この姿勢は来年度以降も続くんだろうと、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） そのほか課はあるんですけども、会計課とかそういうところなので、ちょ

っと失礼させてもらいますけれども、私のほうからは、最終的にどうしたらいいのかと、どのような、最低限達成したい事項ということがありますので、私のほうから説明させてもらいたい。これから12分使いますので、よろしくお願いします。

総務課長のほうから話がありましたけれども、昨年4月に榛東村業務継続計画と、これは感染症対策、対応に臨むような計画をつくらせてもらいました。これは、特に行政のほうから、例えば感染者とか、違う人とたまたま行き会ってしまったところで感染する場合がありますし、また、いろいろな食事会とか、そういうものもあります。しかし、避けられるものについては、みんなで特にやりましょうと。意識してそれを、自分だけじゃなく違う人に対しても、これはコロナが消滅するまで、村民に対しても、そういう注意をしましょうということをやっております。

そのほかについては、本当に感染対策、本当にもっと私自身も、去年のうちに終息するかなというような甘い考えを持っていたんですけども、今になっても全然、感染が完全に終息するということが考えられない状態です。これからもその時々に応じて、県・国等もいろいろな対策を、これは発表してくるんじゃないかなと。それらについて、村としても対応、早急に対応できるような手順で、みんなで協力しながらやっていくと。これから、明日にでもまた何か出てくるかもしれませんので、そういう対応がすぐできるようなむらづくりを行政のほうでは今やっております。

また、何といても、早期に感染症のほうをゼロにすべく、これを目指していくという中において、皆さんご存じのとおり、4月12日からは、群馬県に1,000人分ですか、ワクチンが来るというような。それを計算してみますと、榛東にもし来ても、人口割とかそういうのでやると、4名かそこらになってしまう。そういう人たちが、いずれにしても早く、これらについて配布がされたものを、場所を定めて、あるいは高齢者福祉とか、そういうものところにあるかどうか、そういうものを検討しながら、なるだけ早く接種できるように。

初めは、個人的に悪いんですけども、相当、65歳以上で全部が打てるのかなと。そうした場合には、私自身が一番初めにやろうかなと。俺は本当言うと、注射あまり好きじゃないので、あれですけども、そして、みんなで受けてもらおうと考えたんですけども、まず最初に、4名か5名しか来ないときに、私が一番初めにやったんじゃちょっとまずいと。抽選か何か、あるいは90歳以上の人たちを優先的に、最初やるかなというように考えております。これがスムーズにいくように、我々のほうも考えていくと。

そして、何といても、今、榛東村とか、それだけじゃなく、私は特に子どもたちの、陰性であれ陽性であれ、本当に菌が今ここにあるとか、そういうのは分からないわけですから、分かるものならこれをこうによけられるんですけども、そうした場合に、風評被害を絶対みんなで、我々大人が学校含めて取っていかないと、その子どもがどうなっちゃうのか、それが一番心配です。

我々のほうもいろいろな面で、そういうときになった場合に、その人の個人の、あるいは、例えば子どもがなった場合に、親の人たちの意見を聞きながら、そのことを公表していいのかどうか。それ

らも含めて、我々は公表すべきじゃないとか、そういう了解の下で、いろいろなことをやっております。

風評被害というのを我々の中から出すということは、これはあってはならないこと。これは我々行政だけじゃなく、議員も同じことですから、簡単に、こういう話を聞いたとか、そういう問題じゃないので、子どものことを考えてください。

そういうことで、我々は風評被害が、誰がどうなるか分からないんですから、それらを含めて、榛東村の住民がそういうことで、本当に学校へ行けなくなっちゃったり、いろいろしないようにやりたいということで、努力をしているつもりでございます。

いずれにしても、私の時計からいくと、12分にあと30秒なんですけれども、実際のところ、本当にコロナ禍においては、これが絶対的なものだというものはないと感じます。その時々に対応することを、いかに早くいろいろなものをできるかどうか、これを、そして、一番必要としているところにそれを、我々のほうはできるかどうか考えて、今、計画どおりにやっていきたいというように思っています。

30秒に2秒足りませんが、終わりにしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 榛東村の議会は一問一答方式なんですけれども、一括質問のように、たまにはこういうスタイルもいいかなと思って、真剣に聞いていました。

今年の仕事初めは、コロナの影響で出席できませんでしたが、昨年、一昨年と仕事初めるとき、村長が村職員に対して、初心に返れと。自分の意に反してでも一生懸命やるんだということを2年連続で挨拶されました。その意味を、なかなか村民の方は触れる機会がありませんので、今回、私、こんな質問形式を取らせてもらったんですけれども、今回聞き取りで、私は一番短時間ですね。企画財政課長と最初に会って、次、総務課長、健康保険課長と、多分トータルしても30分ぐらいで終わりで、ただ、今回の執行側からの回答は、皆さんあの短い期間の時間の聞き取りに対して、真摯に一生懸命、ふだんやっていることを答えていただいて、議員は単純には、村民のある意味代表ですから、皆さんのふだんやっていることを本来、全部聞き出して、こんなことを努力して、こんなことをやってくれているんだというのを今日は聞いて、私の一般質問はいつも下手ですけれども、今日の皆さんの答弁は、多分二重丸ぐらいはつけられるかと思います。

村民の福祉向上のために日々努力をされていることが、今日の一般質問で十分伝わってきたところです。村長の言われるように、コロナはウイルスですから、なくなることはありません。ただ、地方自治体とすれば、県・国の方針等に従いながら、何度も言うように、村民の生命を守るために、福祉向上のために努力してもらうのが使命だと思います。今までも同じなんでしょうけれども、これからもその思いで行政をつかさどっていただければと思います。

今日はありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、6番村上議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時55分といたします。

午後2時32分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位5番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君登壇〕

○7番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。7番、日本共産党の川田敏彦です。よろしくお願ひします。

今日の質問は3つです。

1つ目が、デ・レイケの堰堤について、これは2年半前に、波多野議員が詳しく質問をしました。そして、倉持副村長が詳しく答えてくれました。それを共通の土台として質問したいと思います。波多野議員がここを聞きたかったのかなとか、こんなことも聞きたかったのかなというのをこっちで勝手に想像して、そして、波多野議員の続きという形で質問させていただきます。

2つ目が旧榛名カントリークラブ跡地のスラグの問題で、私、9月議会で質問しまして、その続きです。また、新たなこともありますので、その流れ、その続きということで質問させていただきます。

それから、3つ目が、私たち議員の発言の自由の問題について、改めて質問したいと思います。

以下、自席で質問をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 最初に、デ・レイケの堰堤についてということで質問させていただきます。

デ・レイケの堰堤については、先ほど言いましたけれども、波多野議員が詳しくやりましたので、その続きということで、改めて確認ということで、デ・レイケの堰堤が140年前に120基築造したというんですね。現在41基確認されている。このいろんな内容については、倉持副村長がこの前話してくれましたので、そこは飛ばさしてもらって、デ・レイケは西日本が主だったんですね。そして、明治政府のまた命を受けて、東日本へ行ってくれと、こういうふうと言われて、そして、利根川の砂防のほうに来たわけですね。

デ・レイケは、最初に榛名山麓に目をつけたんだそうですね。当時は榛東村という名前ではなかったけれども、今の榛東村が中心なんですね。それで、北は吉岡、伊香保、それから、南は箕郷町にかかっているんですけども、中心は榛東村なんですね。これは、広報しんとうでも上毛新聞でも特集

記事が載せられています。

最初の質問は、この郷土の土木遺産、村の位置づけ、これで災害の記録を伝えて、防災や教育としての活用計画、こういうのを聞いていきたいと思います。

最初のところで、榛東の災害防止に貢献したというのが、上毛新聞の災害の記録、次代へということで大きく特集されていて、それを見ますと、デ・レイケの堰堤が、昭和10年の豪雨、それから昭和22年のカスリーン台風でも、砂防堰堤としての役割を十分果たしたと。特にカスリーン台風で、赤城山麓では約300人の命が失われた。一方、榛名山麓での犠牲者は2人とどまっていると、こういうことなんですね。デ・レイケの堰堤はハード対策による防災の成功事例だと、こういうふうに評価されている。それを私たちが、榛東村民が恩恵を受けたということなんですね。

このとき、デ・レイケの堰堤がなかったら、榛東村はこの当時、何百人も、もしかしたら犠牲者が出ていたかもしれないんですね。そうしたら、今の私たちだって、本当にちょっと違っていただかないんですね。今いる人たちだって、このときに祖先が被害に遭ったかもしれない。それをデ・レイケは助けてくれたわけですね。

こういう災害の記録、また現在も、防災として榛東村に大きな貢献をしている。これについての活用計画、それから位置づけ、これを話してもらいたいです。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

明治政府が近代化政策のために招いたオランダ人技師ヨハネス・デ・レイケの指導によって行われた榛名山麓の砂防工事は、群馬県における砂防事業の発祥の地と言われており、榛東村の価値ある文化財の一つと考えております。また、明治時代に起きた大規模な水害から村民の安全な暮らしを守った堰堤は、小・中学生の防災教育や社会科の学習において効果的に活用できると考えておりまして、今後は教材化して、小・中学校の授業で有効活用を図りたいと考えております。

なお、3.11の東日本大震災から10年がたちました。小・中学生に対する防災教育の重要さは、ますます大切さを増しているというように考えております。その活用の中の一環として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） これ、防災としての活用していくということで、榛東村ならではのものが現実にはここにあって、今も役立っているわけですから、これを活用ということでやっていただくということを、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それと今、榛名山麓のデ・レイケの堰堤を見守る会というのでできていて、これは皆さん、私なん

かよりよくご存じだと思いますけれども、その団体が今、国の登録有形文化財、これに登録しようということで、今運動しています。これ、会長さんが榛東村の新井の方で、その人はよく新聞に出たり、私もよく話を聞いたりするんですけども、この人がデ・レイケの堰堤について、新聞でこういうふうに言っているんですね。今のうちに対応しなければ手遅れになってしまう、いろんな整備だとか、清掃だとか調査だとか、そういうことですよね。これを後世に伝える手段の一つとして、国登録有形文化財、これを目指していると。

それで、調査結果、これは、この見守る会が、いろんな調査、文献調査、現地調査をしているんですけども、その調査結果は、国や県、地元自治体、榛東村ですね、榛東村を中心として、吉岡町、高崎市、渋川市も含まれるんですけども、地元、一番大きいのは榛東村です、と共有して、登録への道筋をつけたいと、こういうふうに言っているわけですね。これをぜひ後押しをしていただくような運動を、村としてもしてほしいというのが質問なんですけれども。

ちょっと調べてみましたら、榛東村のデ・レイケの堰堤というのは、非常に全国でもいいほうなんです。これ、2017年に砂防遺産シンポジウムというのがあって、主な砂防遺産リスト、これ52か所、これは土木学会が挙げました。そのうち、デ・レイケの造った堰堤は9か所あるんですね。既にそのうち3か所が国登録文化財に指定されています。それに解説が出ていたんですけども……

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時6分休憩

---

午後3時7分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） その防災リストの資料を見ましたら、全国9のデ・レイケの堰堤に説明がついているんですけども、どこのところも、これは岐阜とか三重とか滋賀とか京都とか徳島とか長野とかあって、それから榛名山麓があるんですけども、説明がどこのところも、いつできて、こういう堰堤だと、そういう説明なんです。

ところが、群馬の榛名山麓のデ・レイケ堰堤の説明には、ほかにはなく注釈がついているんですよ。これ、どういうふうにあるかというのと、「自然石を用いたアーチ形状と天端の縄たるみ形状が美しい」と、こうに書いてあるんですよね。ほかのところは、こんな文章は一つもないんです。ですからこれは、文化庁が95年、96年あたりに来たという話なんですけれども、「ここは日本の中でもデ・レイケの堰堤としても美しい」と、はっきり書いているところなんです。

ですから、ここを、村がこの運動を支えていく、それでこれ、国の登録になれば、これは別に財政的には榛東村からは全然関係ありませんから、グレードもアップすると思うんですよ。この運動を

どう捉えて、支援できないかと、これ、どう考えているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

文化庁によりますと、国の有形文化財登録の基準といたしましては、原則として建設後50年を経過したもののうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易ではないものとされており、現在、榛東村で登録されている文化財はございません。

デ・レイケの指導によって築かれた八幡川流域の堰堤については、県の渋川土木事務所が管理し、掲示板などの設置を進めております。また、防災遺産として堰堤を守るため、村内の団体が尽力されていることも承知しております。

国の有形文化財登録については、今後どのような取組を村として進めていくべきか、他の市町村の登録例なども参考にしながら研究をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ありがとうございます。

村の指定文化財ということもあるんですけども、あそこが県の河川で、県の所有、管轄になるものですから、ちょっと難しいかと思うんですけども、村の指定文化財と、こういうふうに指定する可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時11分休憩

---

午後3時11分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

そのようなことも含めまして、今後研究して、実現するかどうかということ、今ここでは即答できないんですけども、研究の中にそのことも含めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ぜひ、本当に貴重な土木遺産が榛東村にありますので、これを生かしていけ



るようにしていければと思います。また、村がいろんな動くことによって、村民の意識もそっちへ向いたり、いろんな広めることもできるかと、世論づくりというんですかね、そういうのをぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、次に、2番目の質問です。

2番目の質問が、大同特殊鋼との覚書、それから文書の保管についてということで、この間の流れの中で、ちょっと質問をしていきたいと思います。

私は、大同特殊鋼のスラグの問題はずっとやっていますけれども、これは誰を有利にするためだとか、誰を不利にするためとか、そういうので質問しているわけではありません。あくまでも、村民に事実を知ってもらおうというので質問をしています。

また、これは当時の執行のときのことで、現村長のときではないんですよ。その当時の執行も、あのとき大同特殊鋼や佐藤建設工業から、ここには有害物質が入っているんだなんていうのは聞かされていないと思うんですよ。向こうがそんなことを言うはずはないんだから。その後、分かっていくわけですよ。ですから、当時の執行や担当者も、そのときは知らなかったんじゃないかと私は思うんですよ。

しかし、その後、検査を5回も6回もやっていますよね。特に、最初は大同が検査したし、村も検査したし、それからSBエナジーも検査したし。SBエナジーが検査したときは、フッ素の基準値は6.1倍だったわけですね。それから、去年は吉岡町と榛東村両議会で視察して、そのとき、進入路のスラグを検査したら、これ28倍なんですよ。これはもう目で見て分かる、スラグそのものが進入路は敷き詰められているわけですよ。鉄の塊があるわけですよ。そこは28倍。

それから、この前、村の検査でも3か所ですよ。表層と、それから砕石でフッ素の基準値が超えたわけですよ。含有量も1か所増えたとし、溶出量も2か所。これ、ナンバーズリーとかナンバーファイブ、拠点のところを出ているわけですよ。これは何回やっても、はっきり出ているわけです。

それから、佐藤建設工業に至っては、これは分かっていたけれどもやっていたというのを、これは裁判で言っているわけですよ。これ、渋川の住民訴訟の中で、これはちょうど榛名カントリークラブ跡地のスラグを工事をしているときに、同じときに、ちょっと後なんですけれども、同じ年に小野子、渋川の広域の処分場を造って、そこでも大同のスラグが入って、基準値を超えたフッ素が出ているわけですよ。それを渋川の住民訴訟にかけられて、それを佐藤本位田社長は、ちゃんと裁判でそれを言っているんですよ、はい、そうですと。

ちょっと紹介しますと、こう言っているんですよ。これは質問、弁護士から言われて、「だから、高炉スラグを砕いて、うちのバージンの砕石を混ぜて、比率が1対5とか3とかにすると0.8という数値をクリアできるから、大同特殊鋼から指示があるわけだから」と、こうに、お互いに責任をなすりつけ合っているんですけども、こうにやって、0.8と、これ基準値をごまかせと、5倍にする、3倍にするだと、こうやって大同特殊鋼と一緒にやっていたと、これちゃんと前橋地裁で証言してい

るんですよね。ですから、佐藤は意識的に分かっている村をだましたと、村民をだましたということなんですね。

私が一つ言いたいのは、当時の執行や担当者の方も、そのときは知らされていなかったとしても、今はもうはっきり分かったんだから、村も村議会も村民も一致して、スラグを撤去させようと、これは違法な産業廃棄物ですから撤去させようと。それから、吉岡町も町長名で、旧榛名カントリークラブ跡地にあるスラグは取ってくれと言っているわけですから、これは村全体でそういう声を高めていきたいというふうに思うので、質問をしているところです。

それから、質問なんですけれども、大同特殊鋼との覚書というのが出てきたんですよね。これ、私の家に入ったチラシで、そのまま読むと、2020年11月で、そんぎ中島由美子通信とあるんですよ。それで、顔写真があるんです。私は、確かに榛東村村議の名前だし、顔だしと思って見て、裏を見たら、私の質問に関係することが書いてあったんですよね。

これは私の家に入ったチラシですから、これは私の個人のものだから、私がどう使おうと私の勝手なんです。これを見ますと、平成27年1月に担当室長をその場に同席させたと、1月8日に。私が質問して、そのとおり、ここに、本人が言っているんですよね。それから、その後には、フッ素のみ基準値を超えていたとの情報が村へ届けられたと、これが2月なんですね、平成27年2月。それから、2月10日に来たといった私の質問と答弁を裏づけてくれたわけですね。これあるんですね。

それで、へえと思って見ていたんですけども、そうしたら、その後、えっと思うのがあるんですよ。これは、こうにあるんです。基準値を超えたスラグ碎石が出てきた場合、最高でソーラー工事部分が8億円、売電収入が約1億円、貸地の整備等に1億円までの損害を賠償するという条件の覚書で調査を許可した、その後調査したとあるんです。こういう覚書があれば、私たちは別に悩むことないんです。これを大同特殊鋼に言えばいいんですよね、覚書があるじゃないかと。覚書というからには、榛東村は村長だし、大同特殊鋼は工場長の署名捺印がある。これがあれば一発で解決するんだと思うんです。これが村にありますか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 議員おっしゃるとおりのことは、はっきり言うと、いろいろ見つけましたけれども、ありません。この内容に基づいて、大同特殊鋼にも、それと覚書ということでは言われておりますので、確認しました。大同特殊鋼のほうにもありません。

川田議員がおっしゃるとおり、これがあれば、村にどんなぐらい、大同特殊鋼と話ができたり、請求ができたりすることができると思うんですけども、これについては一切ありません。覚書はありません。

こういう中で、大分、私も見ておりますけれども、大分書いてあります。その当時、調査をして、420万円の調査費、これの負担は、その当時は村の血税を使っていないと。本当に、よく書けたもん

だなどと思ってね。そんぎ中島由美子通信ですから、これ、私もそれは見させてもらい、本当にあるのかなと、絶対ありません。それがどこに行ったんだか、私も聞きたいです。榛名カントリー跡地からのものについても、その中にもありませんでした。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） これだけ大事な大きな内容の文書、あれば本当に、これはいいんだと思うんですけども、これはないということなんですけれども、これは大同特殊鋼にも確認したのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 大同特殊鋼にも確認をしました。ありませんでした。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ないということだと、これはまた白紙に戻って、また再度やらなければならないということになります。今、生方議員の質問で、村長がこれからの方向も言ってくれましたので、その方向でしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、この質問に関連してなんですけれども、榛名カントリークラブ跡地、あそこにコンテナハウス、ログハウスがあります。今朝の生方議員の質問で、そこで文書が見つかったと。それ、具体的にはどういう形なんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 平成27年7月頃になりますけれども、榛名カントリークラブ跡地のログハウス風の建物の中に、2箱程度の文書保存箱があるのを職員が発見しました。この箱の中には、決裁文書等の公文書も存在していたということでございます。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 取りあえずやめます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ログハウスから2箱ですか、決裁文書と。

ちなみに、このログハウスですか、コンテナハウス、ログハウス。これは、どこの部署が使っていたのでしょうか、当時。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 平成27年5月31日までは、総務課の所管でございました。27年6月1日以降は、産業振興課の所管となっております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 総務課、その後、産業振興課ということですが、普通私たちの感覚でいくと、そういう重要な文書、決裁文書も含めて、それがそういうところに置かれていて、これ、文書管理としては適切だったとは思えないですね。これは、恐らく規定があると思うんですよね。そこから見ると、これはどういうことになりますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 文書の取扱いにつきましては、榛東村文書管理規程という定めがございます。その文書管理規程の中で、文書の保管及び保存について、第35条において定めがございます。その定めによりますと、定めには、本庁における現会計年度、前会計年度の文書につきましては、庶務課のロッカー等で保管または保存すると。2会計年度を超えた文書については、総務課所管の文書庫において保存することとなっております。

また、必要に応じて2年、2会計年度を超えた文書について、総務課長と協議の上、庶務課のロッカーで保存することは可能という例外の規定はございますけれども、庁舎外へ持ち出すという行為につきましては、文書管理規程上、想定はされておらず、管理規程に違反する行為であると思っております。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは完全に文書管理規程に違反する行為だと、違反します。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 文書管理規程に違反と、私たち役場の職員でない外から見ても、こんなことはあってはならないと思うんですけれども、こういうずさんな管理がされていたと。今後のことも含めて、今後どういうふうやっていくか、お願いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 適正に現在は管理されているものと承知しておりますけれども、今後も

庁内に、文書管理の適正な管理・保存等について、徹底をしてみたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） そうですね、本当にそのとおりですよ。こういうことが行われていたと、これはしっかり反省したり、当時の職員の方も、しっかり反省してもらえればと思います。

次に、3番目なんですけれども、3番目は、議員の一般質問に対する執行の答弁についてお聞きします。

議員は発言の自由というのがあるわけですよ。これは議員必携にも詳しく書いてあって、この議員必携というのは、全国の自治体議員の共通認識になっているものですよ。議員は、その自治体のことについては全てを取り上げることができると、発言は自由にできるというのがあるわけですよ。これは戦前の戦争の体験なんかからして、議員の発言の自由を保障するんだというのからつくられた、我々先輩議員の血のにじむような努力で書かれた議員必携、そして、全国の自治体議員が共通で、これを使っているというものです。

この議員必携には、いろんな制度だけじゃないんですよ。議員の心構えというのもちろん書いてあるんですよ。それも結構ページを割いて書いているんですよ。議員はどういう心構えで発言をするんだというのが書いてあって、書いてあるのが、勇気と奮起と信念を持って発言するんだと、一般質問でも、それから委員会の質問でも、どこでもするんだと。そんな外からの妨害とか脅しだとか、そんなのに臆することなくやれと、そういうふうに私には読めたんですけども、それをいっぱい書いてあるんですよ。

それで、何で私がこういう質問をするかという、議員の一般質問に、それにするなというような手紙が来たんですよ。これ、事務局宛てに議員の個人名で来たんですよ。この議員が12月議会で質問する内容がホームページに載ったら、それをやると、質問の内容やその行為については、弊社の、これは榛東村に事業所のあるところから来たものですから、弊社とあるんですけども、弊社の顧問弁護士と精査に入らせていただきますがと、当社に対しての営業妨害、信用棄損等があったと判断される場合には、当社としても毅然とした対応を取らせていただくことになることを通知、通知なんですよ。通知というのは上から下へなんですけれども、通知いたしますので、よろしくお願ひしますと、こういうふうにあるんですよ。だから、この一般質問しようと思った議員は、通知されちゃったんですよ。

地域経済循環創造事業交付金、これについて、これは係争中の問題であるので、この件について質問されるというのは常識では考えられませんが、常識では、係争中の案件に対して答えるのは考えられませんがと、常識は、係争中の問題は取り上げるのも答弁するのも常識じゃないと、こういうふうに言っているわけです。

余談ですけれども、これ、12月議会のやつで、11月24日のホームページを見たわけなんですけれども、日付が令和2年8月17日とあるんですね。これ、日本郵便株式会社が書留内容証明郵便物として出したから、ちゃんとこの写しが郵便局にもあるから、私がここでつくって言っているんじゃないやしません。そういうふうにあるんですけれども、こういうのが来たと。

これは、私ははっきり言わせてもらえば、一般質問への脅しと取れるんですよ。これを下手に言うと、顧問弁護士と精査に入るというんだから、裁判にかけますよというふうに思わせる、これ内容ですよ。これを見れば、何か自分が言うと、これはちょっと後でまずいことになるよ、こうに思わせる、こういう内容ですよ。これは明確なハラスメントなんです。脅して相手が屈すればそれでいいし、少し遠慮してくれればいいしと、これはハラスメントなんです。

ただ、この議員は、そんなことで動ずるような議員じゃないから、堂々と12月議会で質問しましたけれども、私は執行に確認というのですか、聞きたいのは、ここには、係争中の問題は取り上げてはならない、答えてはならない、これは常識では考えられないとあるんですが、係争中の問題を取り上げてはならないという法令や規則、条例はあるんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時34分休憩

---

午後3時37分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村議会議員の一般質問につきましては、榛東村議会会議規則第58条第1項の規定に基づき行われているものと承知をしているところでございます。同項に定められております、村の一般事務について、議長の許可を得て質問することができるという規定に基づき行われた質問に対しまして、秘密に属する事項等を除き、答弁をさせていただいてきているところでございます。

今ちょっと、個別の具体的な例を挙げられた上での質問でございますけれども、一般論としてお答えをさせていただきますならば、係争中である事案につきまして一般質問がなされたときに、答弁をしてはならないという明文の規定はないものと承知をしております。ただし、質問の内容によりましては、訴訟に影響を与えるおそれのある事柄については、答弁を差し控える場合もあるということだろうと思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） そのとおりだと思います。法令や規則や条例で、裁判係争中のものを取り上げてはならないなんていうのはありません。そんなのは昔からないし、今もない。

例えば今、原発裁判をしています。それで、福島、前橋、千葉、14地裁でやっているし、高裁でも仙台や東京で判決が出ているし。これは運動もやっているし、国会だって、福島県議会だって、福島の町村議会だって、これは今係争中だから、議会で取り上げてはいけませんなんていうのはどこにもない。そんなのはありません。ですから、こんなことで議員を脅すような、こんなのは、私は許されないというふうに思います。

榛東村の議員も村民も、こういう脅しと取れるような問題に対して、それに踊らされるようなこともないし、それでやめるようなこともしないし、臆するようなこともしないというふうに思います。私たちはこれからも、議員も村民も、相手が誰であろうと、おかしいものはおかしいと、こうに発言していくと、これが議員の務めでもあると思います。また、村民もそうです。やっぱりおかしいものはおかしいと、これはどこでも堂々と発言していくというふうに思います。

ですから、このような個人宛ての通知、手紙ですね、こんなものは私たちは無視して、それで堂々と発言していきますということを表明して、質問を終わりにします。

○議長（南 千晴君） 以上で、7番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして令和3年第1回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時40分散会

令和3年第1回

榛東村議会定例会会議録

第2号

3月2日(火)



# 令和3年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

令和3年3月2日（火曜日）

## 議事日程 第2号

令和3年3月2日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第13号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第22号 村道の路線の認定について
- 日程第18 議案第23号 村道の路線の変更について
- 日程第19 議案第24号 財産の取得価格等の変更について
- 日程第20 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第21 議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第22 議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算について
- 日程第31 議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第35 議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第40 陳情・請願について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで議事日程に同じ

追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰動議について

出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
会計課長	浅見英一君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 局長	井口克三君		

---

事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚邦守	書 記	志岐英代
--------	------	-----	------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



## ◎日程第1 議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第6号の説明をいたします。

議案書2ページ、それから議案参考資料につきましては1ページでございます。

参考資料によりご説明申し上げます。

平成29年に改正されました地方自治法におきまして、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等が行われました。

参考資料2ページをお願いいたします。

右欄に地方自治法の条文がございますけれども、改正後の地方自治法243条の2第1項におきまして、「普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせることができる旨」が規定されております。この地方自治法の規定に基づきまして、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

第1条は趣旨規定でございまして、この条例の目的を定めているものでございます。

そして、第2条は、地方自治法施行令173条に定められました一部免責の基準に従いまして、基準給与年額に乗じる数を各号において職ごとに定めているものでございます。

本日、追加で提出をさせていただきました審議資料、A3版のものをご覧いただきたいんですけれ

ども、1枚目、1ページ目ですけれども、3段ありますけれども、一番左が地方自治法、中欄が施行令、そして一番右の欄が自治法の施行規則でございますが、中欄の地方自治法施行令173条第1号、イ、ロ、ハ、ニと中ほどにあるかと思えますけれども、普通地方公共団体の長は6、副知事等々は4というようなこういう数字がありますけれども、これらのここで定められている常数を参酌して、議案書の2ページ、条例案でございますけれども、第1条におきましては村長について、第2号においては副村長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員及び監査委員について。第3号においては公平委員会の委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員について。第4号においては、村の一般職が職員についてそれぞれ乗じる数を規定しているものでございます。

それぞれの職に応じまして基準給与年額にこれらの数、数を乗じた額を超える賠償責任を負う給与額を免責することとするものでございます。

なお、この条例により賠償責任を負うべき額が一部免責されるという場合は、あくまでも職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限定されるものでございまして、この職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとは、一般的には普通地方公共団体の長等が違法な職務行為によって当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すものであるとされております。

施行日の関係ですけれども、この改正地方自治法は、既に令和2年4月1日から施行されていることから、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番、山口です。

ただいま3段表というのを頂いたばかりで全部読み切っていないんですが、一番左側にある2番目の普通地方公共団体の議会は云々というんであって、監査委員の意見を聞かなければならないというあるんですが、この作業というのはいつやられるんですか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前9時6分休憩

---

午前9時6分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） もう一つ、このようなこういう何か事案というんですか、前例というのかそういうのがもしどこかでこういうのがあったら教えてもらえればと思うんですが、どんなことがあったのか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 反問の許可をお願いします。

○議長（南 千晴君） 反問を許可いたします。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 事例というのは、この条例を制定しているかどうかということでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時7分休憩

---

午前9時7分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） この条例を既に制定してあって、改廃とか何かということを行う中で、他のこういう自治体とか何かで、こういう例えば首長が何かこういうふうに関したとことというのがあって、それを免責を逃れて、一部それを償うというふうなそういう事例があったら教えてほしいと。どこかでそういうことがあったのかどうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 具体的な事例についての資料は今持ち合わせておりませんが、都道府県知事あるいは市町村長等に対する損害賠償が求められたという事例はたくさん先行にございます。

その際に、今回この地方自治法の改正によりまして新たにこういった一部免責条例を制定することができるということになったわけですが、もともと議会の議決事項の一つに債権の放棄というのがございます。この条例というか地方自治法の規定のとおり、首長が善意でかつ重大な過失がないというようなことを議会がお認めになった場合には、議決で損害賠償責任を免れさせてきているという事例はたくさんあると思います。そういったことが積み重なっていて、今回の地方自治法の改正につながっているということだと認識しております。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 分かりました。質問を終わります。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

今、山口議員さんご質問されたところなんですけれども、この免責の常数というのは……

○議長（南 千晴君） マイクを立ててください。

○1番（中島由美子君） 質問は、この免責の月数というところですが、これが自治法で決められたので、そっくりそのまま榛東村もそのとおりにいこうということですね。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 地方自治法243条の2第1項におきまして、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除してと、すみません。その前段で普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して、政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除していた額について免れさせる旨を定めることができるというこの法の規定に従い、この施行令に定められている常数を参酌した上で同じ数を条例に規定するというものでございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そうしますと、そのとおりこの新しい条例が今できるということですが、附則は公布の日からということで可決した最終日というような考え方でしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議会から議決済みの議案書が送付されまして、それを公布する日ということございまして、一番早ければ3月11日からということになるかと思えます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） その前に損害賠償請求をされた場合には、これは該当しないということでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お見込のとおりでございます。

○1番（中島由美子君） ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第6号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

なお、本議案につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員に意見を求めることといたします。

---

◇

## ◎日程第2 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案書は4ページでございます。議案参考資料は5ページをお願いいたします。

議案参考資料により説明いたします。

選挙長、それから投開票において置かれる非常勤特別職の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められました報酬額に準じまして改めようとするものでございます。

なお、表に記載ございます開票立会人及び選挙立会人につきましては、報酬額の改定はございませんけれども、この表の搭載順を整理しております。

附則につきましては、これらの改正を本年4月1日から施行する旨を規定してございます。

以上ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

関係法令、国会議員に関する法律と、この条文についてちょっと読み上げていただければと思います。普通地方公共団体がというところだと思いますけれども。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） この国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのは、国が



都道府県あるいは市区町村にその選挙の執行経費を交付する、その基準額を定めているものでございます。

その関係条文は、この報酬額の基準となっておりますのは、この法律の第14条なんですけれども、読み上げればよろしいですか。

「選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。」ということで、1号から10号まで選挙長から選挙立会人まで1日につき幾らというこの今参考資料で見えていただいた金額が規定されております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第7号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第3 議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第8号について説明申し上げます。

議案書は6ページ、議案参考資料は7ページをお願いいたします。

議案参考資料により説明申し上げます。

この一部改正条例は、施行日を異にするため2条立てとなっております。

初めに、1条関係でございますけれども、地方自治法第433条第11号において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額及びその減免手続を定めるために、第14条及び第15条を新たに追加をするものでございます。

そして、第2条の関係でございますけれども、昨日、村上議員の一般質問でもちょっとお答えをさせていただいたんですけれども、現在、全庁的に行政手続、押印の見直しを実施しておりまして、これに伴いまして審査申出書等への押印を廃止するもので、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条において規定している押印の義務づけを廃止するというものでございます。

この条例の施行につきましては、第1条による改正規定は公布の日から、第2条による改正、押印

を廃止する部分でございますけれども、こちらにつきましては本年4月1日から施行することとしております。

以上ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第8号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第9号について説明申し上げます。

議案書は9ページ、参考資料につきましては11ページでございます。

参考資料によりまして、説明を申し上げます。

この条例は、先ほどの議案第8号の第2条部分と同様、行政手続、押印の見直しに伴いまして関係条例を整理するものでございます。

まず、第1条において改正します職員のサービスの宣誓に関する条例でございますけれども、職員のサービスの宣誓の際に、体面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定することとする改正でございます。こちらが第2条の改正でございます。また、別記様式におきまして押印が義務づけされておりますので、宣誓書ですね、そちらからの押印の義務づけを廃止するというものでございます。

第2条において改正いたします榛東村火入れに関する条例でございますけれども、条例で申請書等の制式は定められているんですけれども、こちらの制式については規則で定めることといたしまして、規則で定める際に押印の義務づけを廃止するものとするものでございます。

第3条において改正します榛東村労働環境整備資金融資促進条例につきましては、申請書がこちらでも条例で規定をされているところでございますけれども、条例から制式の規定を削除いたしまして、新たに規則で制式を定めるということにいたし、規則で定める際に押印の義務づけを廃止するものでございます。

この条例につきましては、本年4月1日から施行する旨を附則で定めてございます。

以上ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） この3つの条文の中で第1条関係、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正ということですが、ほかの申請書とちょっと異なって、これから公務員として榛東村のためにというところですが、行政手続条例に合わせて改正するというのみで足りるということでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 昨日も村上議員の中でお答えしたんですけども、国においてその対面主義ですとか押印主義とか、そういったものを見直ししているということの一環で、国家公務員におきましてもサービスの宣誓、国家公務員の場合は職員のサービスの宣誓に関する政令というのがあるんですけども、そちらでも対面、それから押印が廃止されたということで、それに倣った改正でございます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ただいま昨日の村上議員のお話ということでございましたが、まだ榛東村はテレワークが導入できるほどインターネット環境、インターネットのパソコンがないと。そういうことと、国家公務員の全国への勤務ということから比べると、ほぼそんな1キロ四方というような感じでございますと、まだ榛東村においてはこの第1条を法にのっとりということの議論がいささか早いような気がするんですけども、そこは議論されましたか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねのリモートワーク等々とは別のお話かというふうに思います。これまで押印を認めてきているものの中で、このサービスの宣誓についてもそうなんですけれども認印であると、登録された印鑑ではないということから基本的に認印が本人確認の手段ということで今までは行われてきたわけですけども、厳密に言うとそれによって本人の確認ができるわけではないということから、認印については原則廃止をしていくということが国の方針でございます。村におきましても、そちらに倣った形で今現在作業を進めているところでございます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） というリモートワークではないということであれば、この押印については行政手続条例にのっとるということ、よろしいかと思えますけれども、面前というところが最近すばらしい榛東村役場に入って、お辞めに、すぐなるという方も個人の自由でございますけれども、あるという話も聞いております。そういったことも含めてやはり大事な職員、面前でしっかりその宣誓をしていただいて、榛東村のために尽くしていただくということで、この面前について押印と別立てと考えますかいかがですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 反問の許可をお願いします。

○議長（南 千晴君） 反問権を許可いたします。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 行政手続条例というふうにおっしゃったんですけれども、今回この条例については、もう関連ないと思うんですけれども、どういったご趣旨なんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 先ほど来、一括で固定資産税等のお話も本来税務課長が説明するところを、総務課長が行政手続条例の関係で一括でご提案をされているんだと思っておりましたが、ここからそうではないということでしょうか。……………

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時23分休憩

---

午前9時24分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 先ほど、この議案第9号の参考資料というところの中で行政手続法ということをおし上げましたが、その部分については削除お願いいたします。

それで3問目、改めて面前というところはここに入ってくる理由をもう一度お願いします。面前、失礼しました。面前を削除する理由を。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今の質問をお答えする前に、先ほど固定資産評価審査委員会条例は税務課の所管なのに何で総務課がやっているんだというようなことだったと思うんですけども、固定資産評価審査委員会の事務は総務課において行っております。総務課員が兼務で行っております。そのため、総務課、私のほうで説明をさせていただきました。

今、審議いただいていますこの3本の東ね条例につきましては、東ね条例であるということから私のほうが代表してといいましょうか、説明をさせていただいているところでございます。

そして、今の、ただいまのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げた国家公務員の規定している政令について職員のサービスの宣誓の際に対面を不要とするため、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定するという事で既に国家公務員のこの政令が既に改正をされておまして、本年4月1日から施行されるということでございますので、こちらに準じた取扱いをさせていただいているということで繰り返しの説明でございますけれども、そういうことでございます。

○議長（南 千晴君） 先ほど、中島議員より行政手続法の関係の部分削除してほしいという申入れがありましたが、削除することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしということで、削除することに決定いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第9号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第5 議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第10号について説明申し上げます。

議案書につきましては10ページからです。議案参考資料は18ページからになります。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の概要ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことに伴い所要の改正を行うもの。

また、国民健康保険税に係る被保険者の均等割額の改定及び字句の整理を行うものでございます。

第1条関係、第2条関係ですが、榛東村国民健康保険条例と榛東村国民健康保険税条例の一部改正するところで、こちらは新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものでございます。

第3条関係は、国民健康保険の被保険者に係る医療費分の被保険者均等割額、現行2万6,000円を2万5,000円に改正するものでございます。被保険者の負担を軽減するため、被保険者1人につき1,000円保険税を減額するものでございます。

施行日です。第1条関係、第2条関係は公布の日から、第3条関係につきましては令和3年4月1日から施行するものです。

適用区分としては、第3条関係の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和2年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第10号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

〔「なし」の声あり〕

---

◇

## ◎日程第6 議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第11号について説明申し上げます。

議案書につきましては12ページから13ページ、議案参考資料につきましては21ページから23ページでございます。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の概要は、令和3年度から令和5年度の保険料率を定めるため所要の改正を行うものでございます。

介護保険料率につきましては、改定せず据置きとし、定める期間のみ改めるものです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことに伴い所要の改正を行うものです。

22ページの新旧対照表で説明をいたします。

第2条、「平成30年度から平成32年度及び令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度」に改めるものでございます。

附則の第8条は、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものでございます。

21ページに戻っていただきまして、施行期日ですが、令和3年4月1日から施行するものです。

ただし、附則第8条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

適用区分ですが、第2条の規定ですが、令和3年度の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第11号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第7 議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第12号について説明申し上げます。

議案書につきましては14ページから15ページ、議案参考資料については24ページから25ページでございます。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の概要ですが、支給要件を国の地域支援事業実施要綱の取扱いに合わせ改正をするものです。

25ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条の第3号の対象になる方の要件の改正になるんですが、現行は、過去1年間における介護サービスの利用について年間1週間程度のショートステイ以外の介護サービスを受けていない者、それから介護サービスの利用日数が年間10日以内の者に改めるものでございます。期間が少し延びるといふものになります。

24ページに戻っていただきまして、施行期日ですが、令和3年4月1日から施行するものです。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

〔「はい、議長、1番」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑を行いますと言ったら挙手していただいて大丈夫です。質疑に入るといことですので。

質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。早くしないと、先行っちゃうのでね。

今、1週間が10日になるということですが、コロナウイルスで環境が悪化しているんですけども、そこが延びるということは財政に影響があるということ、それとも介護者が増えてきたということ、今回の新年度予算に該当するのかなと思いますけれども、そこはどのような理由でしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この介護慰労金の20万円を支給する人の要件を定めているもので、現行は年間で1週間程度以上利用してしまう人は対象外になるんですが、それを3日ではあるんですけども、これが国の地域支援事業実施要綱の取扱いに合わせて、10日以内のサービス利用までは20万円の、非課税という要件もついてきますけれども、それに該当する。それ以外の方は、それから介護4、5に該当するとかそういった記述もあると思いますが、20万円支給する人の要件の一部改正ですので、これで特に予算的には20万円の方の分も数名予算は取っておりますので、準備はしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第12号につきましては文教厚生常任委員会に付託いたします。

〔「議長、休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時35分休憩

---

午前9時40分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

.....



.....  
.....  
○議長（南 千晴君） .....

.....  
○議長（南 千晴君） .....

---

◎日程第 8 議案第 13 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第 8、議案第 13 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第 13 号について説明を申し上げます。

議案書につきましては 16 ページから、議案参考資料につきましては 26 ページからお願いします。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の概要ですが、趣旨・目的ですが、公平性の確保や国が進める応能負担の方向性、制度の持続可能性を踏まえ、重度心身障害者等において群馬県全体で統一に対象区分を見直したため、それに合わせて所要の改正を行うものと、併せて健康保険法等の改正に伴う所要の改正及び対象区分を拡大する改正について行うものでございます。

第 1 条関係としましては、健康保険法等の一部が改正されたことに伴い改正を行うもので、内容としましては、オンライン資格確認等の実施に伴い電子資格確認及び電子確認の定義の追加と字句の整理を行うものです。

第 2 条関係としましては、少子化対策の充実のため、父子家庭に対しても所得制限を廃止し、対象を拡大するものです。母子家庭と同様の基準とするものでございます。

第 3 条関係は、対象区分の重度心身障害者及び高齢重度障害者に対して特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を基準とした所得制限を導入するものでございます。これは群馬県福祉医療制度在り方委員会において、福祉医療制度を安定的に維持し、真に必要な人に支援が行く届く制度とするため見直しが検討された結果、重度心身障害者等について一定の所得がある方には、医療費の負担をお願いするものでございます。こちらは県内の市町村統一して見直すことになっております。

3、一定の所得とは、特別障害者手当の所得制限に準拠するもので、ご夫婦 2 人世帯で年収約 860

万、所得ベースで650万程度以上の方が該当となるものでございます。

施行期日です。第1条関係につきましては公布の日から、第2条関係につきましては令和3年8月1日から、第3条関係につきましては令和5年8月1日から施行するものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第13号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



**◎日程第9 議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第14号について説明申し上げます。

議案書につきましては21ページから、議案参考資料については32ページからお願いいたします。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

まず、地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、市町村が指定、指導監査の権限を持ち、国の基準の範囲内で介護報酬、指定基準を設定できるものでございます。国の基準であります指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されまして、その改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

地域密着型介護予防サービス事業に関する改正であります。

改正の概要の主なものを説明いたします。

1つ目として、通所系サービスについて。

第10条の改正は、共用型、認知症対応型、通所介護の管理者の配置基準の緩和で、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上、支障がない場合は本体施設、事業所の職務と併せて共用型、認知

症対応型、通所介護事業所のほかの職務に従事することを可能とするものを加えるものです。

第28条の改正は、認知症介護基礎研修を義務づけることを加えるもの。

第30条の改正は、災害への対応は地域との連携が不可欠となることを踏まえ、連携を強化することを加えるものです。

次に、多機能系サービスについては、第44条、45条の改正、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しで、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者、介護職員の兼務を可能とするものを加えるものです。

居住系サービスでは、認知症対応型共同生活介護、グループホームですね、こちらの基準について第71条、72条、74条改正で、夜勤職員体制の見直し、計画策定担当者の配置基準の緩和、それから第81条については、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、第87条の改正は、外部評価に係る運営推進会議に活用などを追加するものです。

その他として、感染症対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意に係る見直し、高齢者虐待防止の推進などを追加するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第14号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第10 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第15号について説明申し上げます。

議案書につきましては29ページから、議案参考資料につきましては53ページからお願いします。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の概要につきましては、先ほどの議案第14号と同様に、指定居宅サービス等の事業の人員、設

備及び運営に関する基準の改正に伴い、地域密着型介護サービス事業においても所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、先ほどの第14号の地域密着型介護予防サービス事業の改正に加えまして、1番の訪問系サービス、第47条、56条、オペレーターの配置基準の緩和、第57条、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービスの提供の確保です。

それから、5の施設系サービスです。

次のページをお願いします。

第180条、地域密着型介護老人福祉施設と介護保険施設の人員配置基準の見直し、第199条関係は、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、第192条の3、口腔衛生管理の強化、第180条、そして192条の2、栄養ケア・マネジメントの充実、第210条、個室ユニット型施設の整備・勤務体制の見直しを加えるものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 委員会付託になるということで、委員長にお聞きするようになるのかなと思いましたが、ここで所要の改正、見直しという概要が書かれているんですけども、見直しによってどうなるんだという一文が全くなく、見直し見直しということで、よくなるのか、悪くなるのかということが分からないんですけども、そこをちょっと説明してくれますか。何がちょっと、何がよくなるのかということ、分かりますか。

ただいま議会開会中ですけども、何もできなかったという発言をされたのは侮辱発言だと思いますけれども、取消しをお願いします。

いいですか。見直し、見直しというところは……

〔「休憩」の声あり〕

○1 番（中島由美子君） 休憩じゃないですよ。本会議中ですよ。

見直し、見直しというところでありまして、見直ししてどうなるんだということを全く説明がないんですけども。

〔「説明します。すごい量ですが説明していいですか」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時52分休憩

午前9時53分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 概要では、確かに見直しをされる所を箇条書きのところを説明させていただきましたが、新旧対照のほうには条文が書いてありますので、そこを見ていただければお分かりになるかなと思うんですが、説明ということであれば一つ一つ説明をさせていただきます。長くなりますが、よろしいでしょうか。

そうすると、この第15号についてでよろしいんですね。

まず、訪問系サービスですが、オペレーター配置の、もしあれでしたら、新旧対照表を見ながらお願いします。

オペレーター配置基準の緩和ですが、こちらは地域の実情に応じて既存の地域資源の地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から定期巡回随時対応型訪問介護看護と同様に以下について可能とすることになります。

アのオペレーターとして、1、併設施設等短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の職員と兼務をすること。

それから、すみません、これらを加えることです。

それから、随時訪問サービスを行う訪問看護職員と兼務ができることを加えるものになります。

〔「暫時休憩いいですか」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 発言中は基本的に駄目なんですけれども、議事進行について。

〔「1時間くらいかかっちゃうかもしれないから」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時56分休憩

---

午前10時3分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ただいま説明を求めて、説明が始まったわけでございますが、諸般の事情で最初のところだけこのような新旧対照表がある場合は、最初のところを説明していただくだけで、あと以上以下ですということでご説明いただければ結構です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

---

午前10時4分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第15号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時20分といたします。

午前10時5分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

**◎日程第11 議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、すみません、議案第16号について説明を申し上げます。

先ほどからの第14号から、その次、第17号までございますが、こちらは付け加えますと施設、事業を実施する事業所の基準を定めるものになりますので、先ほど議員のほうからよくなった点、悪くなった点というようなことがありましたが、そういうことではなくて施設の基準を付け加え、追加したりしていくものになりますので、ちょっと先に説明をさせていただきました。

それでは、16号について説明をいたします。

議案書については45ページから、議案参考資料については99ページからになります。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

こちらは介護予防支援等の事業に関する基準等を決めている条例でございます。先ほどと同様に、国の基準であります指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

概要欄でございますが、改正のところは、高齢者虐待防止の推進ということで、介護サービス事業者を対象に利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生、またはその発生を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等を実施すること、これらを加えるものになります。第2条第5項、第18条第6号、第27条の2に追加をされております。

100ページ以降の新旧対照表もご覧になりながらお願いします。

2つ目としましては、業務継続に向けた取組の強化ということで、第19条の2、新旧対照表のほうをご覧ください。こちらは感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけるものなどが加えられるものになります。

そして、3つ目としては、感染症の対策の強化、第21条の2でございます。

それから、会議や多職種連携におけるICTの活用、記録の保存等に係る見直しということで、第14号、15号と同様の基準が追加をされるものになります。

期日としましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第16号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第12 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第17号について説明申し上げます。

こちらも同様に国の基準の改正に伴って所要の改正を行うものです。

概要につきましては、先ほど説明しました第16号に加えるものについて説明をいたします。

2つ目の丸の管理者要件の猶予期間延長ということで、第6条第2項関係になります。新旧対照表もご覧になりながらお願いします。

こちらは、主任介護支援専門員の配置について、配置の期間を延長する、令和3年3月31日時点で主任介護専門員でない者が管理者である事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する、こういったことが追加されるものです。

それから、3つ目の質の高いケアマネジメントの推進、第7条第2項関係になります。こちらはケアマネジメントの公正、中立性の確保を図る観点に事業者について利用者の説明を行うことなどを新たに付け加えるものになります。

それから、5つ目の丸で、生活援助の訪問回数の多い利用者への対応ということで、第16条第20号の2の関係になります。

こちらは、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検、検証の仕組みを導入するということになります。

施行期日としましては、令和3年4月1日から施行するものとする。ただし、第16条第20号の2の規定につきましては、令和3年10月1日から施行するものとするです。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第17号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第13 議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） では、議案第18号について説明申し上げます。

議案書につきましては56ページから、議案参考資料につきましては113ページでございます。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。



改正の概要ですが、この条例は介護保険事業開始当時、介護認定が非該当であっても日常生活に支援が必要な者に対し、生活支援型ホームヘルプサービス事業実施要綱に定めたホームヘルパーを派遣する事業の利用者からの費用徴収の規定を定めたものでございます。

最近では、平成28年6月から平成30年12月までの間、利用者の方は1名で、それ以降利用者はゼロでございます。また、平成28年1月から開始した介護保険総合事業において、本事業に相当するサービスを提供できていることからこの事業を廃止することとし、本条例を廃止するものでございます。

ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第18号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎日程第14 議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

議案書は58ページ、議案参考資料につきましては114ページをご覧ください。

議案参考資料によりご説明いたします。

趣旨・目的でございますが、群馬県小口資金融資促進制度を含む県制度融資について、現在実施している売上げ減少等の要件を満たす場合の借換え制度を令和3年度についても継続して実施することから、所要の改正を行うものでございます。

概要でございますが、附則の第2項関係におきまして、借換えの特例を令和3年3月31日から令和4年3月31日に改めるもの、また併せて字句等の修正を行うものでございます。

議案参考資料115ページをご覧ください。

条例の改正部分、新旧ということで対照表を添付させていただいてございます。

議案書59ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいた

します。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第19号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第 15 議案第 20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は60ページから64ページ、議案参考資料は117ページからでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

榛東村の道路占用料は、従来から国における道路占用料徴収の根拠法令となる道路法施行令の占用料額に準じて金額を定めております。

道路法施行令が改正され、道路占用料の額が改定されたことから、榛東村道路占用料徴収条例におきましてもこれに準じ、道路占用料の額を見直すものでございます。

改定される道路占用料でございますけれども、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地下に対する賃料の水準の動向等を考慮して定められております。

議案参考資料の118ページから123ページが榛東村道路占用料徴収条例の新旧対照表でございます。表の右側が現行、左側が改正案でございます。改正案のとおり、別表の全部を改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、64ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例の施行期日ですが、令和3年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますけれども、この条例の際、現に道路の占有許可、許可の期間が1年未満である場合に限りましても、これを受けている者に係る占用料の額につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第20号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第16 議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は65ページから66ページ、議案参考資料は124ページから126ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の124ページをご覧ください。

本条例は、民法の改正に伴う不正入居者に対する請求額の算定に利用する利率の改正及び住宅に困窮する低所得者等への公営住宅の供給を図るため、村営住宅に入居の際に必要なとした保証人確保が困難な方への配慮を目的とし、保証人の設定を不要とするなどの所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料の125ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。下線が引かれた部分が改正箇所でございます。

10条の入居の手続の改正につきましては、新たに村営住宅に入居する際の保証人に関する規定を廃止するもので、第1項第1号で入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、村長が適当と認める保証人の連署をします。これを規定で定めるに改めるものです。また、保証人が不要となったことにより、第3項を削除し、第4項から第6項をそれぞれ1項ずつ繰り上げるとともに、併せて字句の整理を行うものでございます。

16条の第1項の改正は、第10条の条項の改正に伴い、第5項を第4項に改正するものでございます。

第41条、住宅の明け渡し請求、第3項の改正につきましては、民法の改正に伴い、不正入居者等に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率に変更するもので、年5分の割合を法定利率に改正するものです。現行民法の法定利率は、年3%と規定されております。併せて字句の整理を行うもので

ございます。

議案書に戻っていただき、64ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 住宅の賃料の延滞は、もう委員になってからずっと追っかけているところなんですけれども、これを見ると連帯保証人が要らなくなるということなんでしょうか。また、村長が認めればその保証人の連署を必要としないということで、住居される方がその賃料に対して村は何ら担保がなくなってしまうんですけれども、何か違った住宅の機関の公的機関が連帯保証してくれるとか、そういったことも一緒に考えているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） お答えいたします。

この規定でございますけれども、新たに村営住宅に入居される際という規定でございます。既に払われている方、保証人ですね、規則のほうでこの保証人は連帯保証人と定められておりますけれども、今までもう既に入られている方、こちらについては今までどおりということでございます。新たに村営住宅に入られる方が、こちらの保証人を要しないというような形で制度を定めるというものでございます。

これから、議員がご心配といたしますか、皆さん、ご心配されている賃料の関係でございます。大分未納額が大きくなってしまっているわけなんですけれども、新たに入られる方、こういうものにつきまして、今も入られている方もそうですけれども、しっかりと徴収のほうを図っていきながら、今後やってまいりたいとそうように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第21号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第 17 議案第 22号 村道の路線の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第22号 村道の路線の認定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 議案第22号 村道の路線の認定について提案理由を申し上げます。  
議案書は67、68ページ、議案参考資料は127ページから129ページでございます。  
議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の128ページの路線認定調書をご覧くださいと思います。

道路法第8条第2項の規定に基づき、路線の認定の議決をお願いする路線でございますけれども、  
1路線でございます。

路線番号は4210、路線名は八幡下19号線、道路の起点ですけれども、広馬場字八幡下2554番6地先、  
終点は広馬場字八幡下2554番6地先、延長は33.49メートル、幅員は5メートルでございます。

議案参考資料の129ページをお願いいたします。

八幡下19号線の路線認定図でございます。この路線は、村道金古広馬場線から自衛隊方面へ約100  
メートル、村道蛇ヶ見井戸尻線から西に入る宅地開発により造成された一指定道路とのなっております。  
宅地開発者、開発事業者からは当該道路敷の寄附を受けておりまして、村道として認定をお願い  
するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第22号  
につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第 18 議案第 23号 村道の路線の変更について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第23号 村道の路線の変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、議案第23号 村道の路線の変更について提案理由の説明を  
申し上げます。

議案書は69ページ、70ページ、議案参考資料は130ページから133ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料131ページの路線変更調書をご覧くださいと思います。

道路法第10条第3項の規定に基づき、路線の変更の議決をお願いする路線は1路線でございます。

路線番号は5123、路線名は大石平2号線、変更前の起点は山子田字新林2640番1地先から終点は山子田字大石平2592番4地先まで。延長は314.32メートル、幅員は2メートルから1.5メートルでございます。

変更後の起点でございますけれども、山子田字大石平2588番2地先から終点は山子田字大石平2592番4地先で、こちらは変更がございません。変更後の延長でございますけれども250.54メートル、幅員は2メートルでございます。

議案参考資料の132、133ページの路線図をご覧くださいと思います。

132ページが変更前の路線図、133ページが変更後の路線図でございます。この路線は、山子田貯水池の南西に位置しまして、一般県道水沢足門線から西側の山林に続く村道でございます。変更前の路線の一部は、道路の形態、道路としての形態を成しておらず、長年公衆の用にも供されておられません。また、所在地は個人の所有地でございます。このたび路線の一部を土地所有者から宅地開発申請がございまして、土地利用に関する影響と道路実態から路線後の変更図のとおり変更をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第23号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第19 議案第24号 財産の取得価格等の変更について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第24号 財産の取得価格等の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議案第24号 財産の取得価格等の変更につきまして説明を申し上げます。

議案書は71ページ、議案参考資料は134ページとなります。

議案参考資料にて説明をさせていただきます。

今回、変更の概要といたしまして、まずタブレットパソコンにつきまして、変更前1,025台を変更後1,070台とし、45台の増とするものでございます。また、ヘッドセットにつきましては、新たに600台配置するものでございます。配置については、タブレットパソコンは、小・中学校各15台ずつ、ヘッドセットは各小・中学校200台ずつとなります。

この財産の取得によりまして、取得価格については、変更前8,556万9,000円を変更後8,911万1,000円とし、354万2,000円の増となります。

今回のタブレットパソコンの増加分につきましては、児童・生徒が落下など何らかの理由によりましてタブレットパソコンを破損させた場合を想定しての予備機としての導入でございませう。

また、ヘッドセットにつきましては、スタディサプリなどのアプリケーションソフトを活用した個別最適化した学習環境にするため、小学校では4年生以上、中学校では既に導入済みの200台を合わせ、全生徒が使用できるようにするための導入でございませう。

なお、納入期限につきまして、変更はございませう。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませうか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 変更ということで……

○議長（南 千晴君） マイクを立ててください。

○1番（中島由美子君） 変更ということで財産の取得が出てくるという説明でございませう。2月、この前のタブレットについては、2月いっぱい設置できるものということをして12月の議会で聞いておりますが、昨日の教育長の答弁ですと、まだだというような回答、お話だったと思ひますが、それはどういう状況であるかと。これ以外は、子どもたちに到着したのかどうかということと、あと大型モニター22台追加ということですが、40何台のところを22台またプラスということで半数が増える。これもやっぱり落としたときの落下の予備ということでしょうかということが1問目の2点目。

そして、この22台ということであれば、わざわざここで変更取得しなくても、村内の中小小売店で十分買えるのではなからうかと思ひんですけれども、責任の問題とよくおっしゃいますけれども、物が収まればいいということをして一般質問でも聞いていたと思ひますけれども、そこら辺の1問目、3点についてお答えください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 今のご質問につきましてお答えいたします。

タブレットパソコンにつきましては、中学校については先週末で納入のほうを完了しております。小学校につきましては、大変申し訳ありませんが少し遅れまして、今週中の納入ということで工事のほうは完了いたします。

また、モニターにつきましてご質問があったかと思えますけれども、モニターにつきましては、すみません、説明不足でございましたが、ここ参考資料にもございますように新規と書いてあるもの、また追加というふうに書いてあるものが今回の財産取得ということでございまして、モニターにつきましては変更ございませんので、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時50分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 先ほどの質問の中で大型モニターの発注であれば、村内の小売店に出せるかどうかという質問させていただきましたが、今の井口局長の説明で、これは新規購入ではなくて、従前の変更前の契約ということで理解しましたので、そこは質問の回答はそれで充分ですということでございます。

そうしまして、このヘッドセットでございますが、2問目ですね、ヘッドセットでございますが、ちょっと全ての台数というふうには捉えられていなくて、さっきスタディサプリというようにお話がありましたけれども、全くタブレットを見ながらヘッドセットというと、他とのコミュニケーションというのはこの時間全くなってしまうんですけれども、そういうところについては、やはりヘッドセットがあると静かにできるということがありますけれども、それをヘッドセットを使ってやっていた場合、今までは必要がなかったのかどうかというところ。当初からヘッドセットは必要性があったんでは、もしこの変更を出すということであれば、特別にヘッドセットが必要になったのは単純な漏れなのかというところを2問目としてお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは今の質問にご回答いたします。



ヘッドセットにつきましては、スタディサプリなどのアプリケーションソフトですけれども、県のほうが全県で推奨するというような動きが出てまいりまして、小学校4年から、1年から中3まであるんですけれども、特に動画を視聴してというような授業動画ですね、それについては小学校4年以上ということで中3までということになっています。小1、小2、小3については、問題を解くだけというようなところもありまして、まずは必要数としての小学校4年から中学3年生までを1人1台ヘッドセットを用意するということで考えております。

また、学習内容等につきましては、当然ヘッドセットをせずにタブレットを活用することもございますし、それについては授業、またそういう補修学習等の内容によって教師の指示でつける、つけないということは出てくるかなと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 3問目をお願いします。

補正予算を取ったときの県の推奨にはヘッドセットがなかったということ、それ以降の県の方針にヘッドセットが加わったということでしょうかというのが1問目。

そこについては、2問目については、そうであればということであれですね、そのとき分からなかったかどうかということなんですけれども、1問目で解決すれば2問目の回答は結構です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 特にヘッドセットを推奨するということでは県のほうはございません。つまり、スタディサプリというものが、いわゆる8月にこれを議会のほうへおかけしたと思うんですけれども、その後にスタディサプリが正式に県として推奨するということが出てまいりましたので、そこで小学校4年からは確実にそういうものを使わせたいということから、今回改めてお願いをすると、そのような形になっております。

以上です。

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第24号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇  
◎日程第20 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合理約を変更する協議につ

いて

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第25号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第25号について説明を申し上げます。

議案書は73ページ、参考資料は135ページをお願いいたします。

参考資料により説明申し上げます。

館林市が、新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく、議会の議員その他非常勤の職員のうち、法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を、本年4月1日から行うことについて組合規約の改正を行うというものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第25号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第21 議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について説明申し上げます。

議案書のほうは74ページ、それから議案参考資料につきましては138ページ、お願いいたします。

まず、議案書のほうです。

一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ3億5,655万5,000円を増加し、総額を86億4,197万6,000円とするものです。

また、第2条におきまして繰越明許費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正でございますが、歳入におきましては、収入額の確定、または確定見込みに伴います増減、歳出におきましては、コロナ禍ということで開催できませんでした各種イベント等の開催経費の減額なども含めました事業費の確定、または確定見込みに伴う減額が主なものとなっておりますが、一部国の第3次補正予算に関する事業などを増額計上しております。次年度以降に予定していた事業で、先月成立いたしました国の第3次補正の補助対象となる事業につきまして、前倒しで事業化、予算計上をさせていただいております。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

議案書のほう79ページ、お願いいたします。79ページです。

第2表 繰越明許費補正。

まず、追加でございます。

議会一般経費は、議会だよりの発行を早めるということですので、歳出予算に印刷製本費を計上した上で、翌年度に繰越するものでございます。

続いて、感染症対策臨時特別出産祝金給付事業、こちらにつきましては定額給付金基準日以降に生まれた新生児に対しまして、同級生となる1学年分に村独自の給付金を交付してまいりましたが、3月下旬に生まれる新生児の出生届、給付、これが年度内には完了しないため、繰越しを行うものでございます。

続いて、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、こちらは橋りょう設計業務を行っているところでございますが、関係機関との協議に日数を要しているため、年度内の完了が困難と認められることから、繰越しを行うものでございます。

続いて、北小、南小、中学校の維持管理費では、国の3次補正で感染症対策の支援事業が計上されましたので、この補助金を活用いたしまして新年度の校舍清掃業務や衛生消耗品の購入に充てようとするものでございます。

加えまして、先月の臨時議会に計上させていただきました幼稚園を含めました各種施設の水道蛇口交換工事、これについても繰り越そうとするものでございます。

最後の行ですが、社会体育施設管理費、こちらにおきましては国の第3次補正の対象といたしましてしんとうスポーツアリーナの空調工事、これを予定しております。そのため歳出予算に工事費等を計上した上で、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

以上、9事案におきまして、それぞれの記載の金額について翌年度に繰越しを行おうとするものでございます。

続いて、80ページのほうをお願いいたします。

こちらは変更でございます。

経済活性化対策事業、こちらでは新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、プレミアム付商品券事業を行っておりますが、繰越額の変更でございます。

続いて、複合施設整備事業では、12月議会に上程させていただきました補正予算で、実施設計等に係る予算について繰越しの議決をいただいたところでございますが、今回、新年度に予定しておりました用地買収に係る予算を令和2年度予算に前倒しし、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

続いて、81ページ、お願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、議会一般経費、議会だより印刷製本費、それから文書管理費、用紙購入、広報費、広報しんとう印刷製本、在宅福祉事業、紙おむつ給付業務委託、元気高齢者支援事業、在宅配食サービス業務委託、障害者福祉一般経費、紙おむつ給付業務委託、これらを追加するものでございます。

続いて、82ページ、お願いいたします。

第4表、地方債補正。

まず、追加といたしまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、スポーツアリーナのほうですが、これは空調工事の、スポーツアリーナの空調工事の財源といたしまして、村債の発行、借入れを計上しているものでございます。

そして、減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費や流通に関わる税目で大幅な減収が生じる見込みということで、令和2年度限りの財政措置を国が創設したものでございます。

続いて、変更といたしまして、小・中学校の無線LAN工事の財源としていました学校教育施設等整備事業債、こちらでございますが、事業費の変更により起債額を変更するものでございます。

続いて、歳入歳出予算の主だったものを説明させていただきます。

別冊の議案参考資料のほうの、まず143ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

第1款村税は、第1項村民税552万2,000円の増、2項固定資産税3,834万円の増、3項軽自動車税301万円の減、4項村たばこ税480万円の増となっており、村税全体では4,565万2,000円の増額補正となっております。

続いて、2款の地方譲与税の自動車重量譲与税、これと9款の自動車税環境性能割交付金、これにつきましては1月までの交付状況を踏まえまして収入見込額を減額させております。

続いて、14款分担金及び負担金、それから15款の使用料及び手数料につきましても、1月までの歳入状況を踏まえまして、増減させております。

続いて146ページから150ページにかけてですが、まず146ページの16款国庫支出金及び17款の県支出金につきましては、歳出事業の確定や確定見込みに伴いまして増減しております。その中で147ページをお願いします。

147ページ、16款2項1目総務費国庫補助金、1節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金338万9,000円は、国からの3次交付分を計上いたしております。

続いて、次のページ、お願いいたします。

次の148ページの、すみません、一番上です。4節保健体育費補助金、このうち三角になっております防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、マイナスの7,898万5,000円、これにつきましては複合施設整備事業の設計業務費に充てる補助金として当初予算に計上していたものなのですが、計上するちょっと節を間違えてしまいましたので、4節を減額いたしまして、改めて5節、その下の5節に計上し直させていただくものでございます。同じく4節、その下なのですが、学校施設環境改善交付金3,232万5,000円は、スポーツアリーナの空調工事に充てるための補助金でございます。続いて、5節社会教育費補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金3億6,255万3,000円でございますが、先ほど4節で減額した分の7,898万5,000円と新たに歳出計上いたします複合施設整備事業、用地買収に係るものですが、これに係る補助金2億8,356万8,000円の合計で3億6,255万3,000円となっております。

続いて、150ページお願いいたします。

17款2項7目教育費県補助金、1節の中学校費補助金60万円と4節の小学校費120万円で計上しております学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）でございますが、国の3次補正に計上された補助金で、各学校のコロナ対策に充てる補助金でございます。

続きまして、151ページ、お願いいたします。

19款寄附金、こちらではふるさと納税で1,000万円増額しております。

続いて、20款繰入金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、それと農業用水、教育施設整備のそれぞれの基金につきましては、歳出、事業費に応じまして、それから財政調整基金につきましては財源調整のため増減させております。

同じく20款繰入金の2項1目3節住宅新築資金等貸付特別会計繰入金、こちらは住宅特会で歳入超過となりますため、一般会計に繰り入れるものでございます。

続いて、153ページ、お願いいたします。

23款村債は、先ほど説明させていただきましたとおり、小学校の無線LAN工事、それからスポーツアリーナの空調工事に充てるための村債、コロナで村税等が減収になるものを補填する村債、これらの計上となっております。

続いて、154ページ、154ページからが歳出になります。

歳出予算の補正は、事業費の確定、または確定見込みに伴います増減及び今議会に上程しております各特別会計の補正予算に伴います繰出金の増減でございますが、減額が主なものとなっております。そのため、増額補正を中心に説明をさせていただきます。

まず、154ページの1款1項1目の議会費、10節需用費の印刷製本費49万円、これは議会だよりの印刷費でございます。

続いて、156ページ、お願いいたします。

2款1項6目企画費、一番下のほうですが、11節、12節、これはふるさと納税促進事業で多くのご寄附を頂いておりますので、返品等の増額でございます。

続いて、158ページ、お願いいたします。

2款1項14目地方創生臨時交付金費、159ページに行きますが、12節の委託料の商品券発行運営委託料、三角、マイナスの1,726万5,000円は、年末までに販売しましたプレミアム付商品券の販売残等を減額するものでございます。同じく17節備品購入費の学校備品費、三角の1,000万円、1,000万円の減につきましてはタブレット等の入札残でございます。

次のページに移っていただきまして、上から4行目です。18節負担金補助及び交付金、その他給付金の150万円の増です。これにつきましては、昨日申し上げたんですが、村内の医療機関、介護施設、保育所等の福祉施設に昨年6月、コロナ禍での緊急支援といたしまして、給付金を支出したところでございますが、いまだコロナの収束が見えないというところで再度支援金を支出するものでございます。

続きまして、166ページ、お願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費、18節負担金、補助及び交付金の1,243万9,000円は、各種給付が延びてきておりまして、不足が見込まれるための補正でございます。

続いて、172ページ、お願いいたします。

172ページ、4款1項2目予防費、12節委託料の991万円の減、それから18節負担金、補助及び交付金の3,000万円の減、これにつきましては主にインフルエンザの予防接種が予想を下回ったものでございます。

続いて、174ページ、お願いいたします。

6款1項1目農業委員会費、1節の報酬461万7,000円につきましては、農業委員会委員等に対しての能率給支給に伴い増額するものでございます。

続いて、179ページ、お願いいたします。

中ほどになりますが、8款2項3目道路新設改良費、14節の工事請負費838万9,000円につきましては、社会資本整備総合交付金事業で20地区内の歩道整備、この事業を行っておりますが、工事費を増額するものでございます。

続いて、182ページ、お願いいたします。

182ページから183ページにかけてですが、10款1項4目複合施設整備費4億1,596万8,000円は、新年度に予定しておりました複合施設の用地買収などを、国の令和2年度予算の補助対象とするため、村も令和2年度予算に計上して、繰り越すものでございます。

続いて、183ページの10款2項1目学校管理費255万4,000円は、10節の需用費、それから12節の委託料で国の補助事業といたしまして、学校施設の清掃、それから衛生消耗品を購入するものでござい

ます。こちらも繰越いたします。

続いて、184ページのほうをお願いいたします。

こちらは中学校です。10款3項1目学校管理費169万円。小学校と同じように清掃と衛生消耗品の購入に充てるものでございます。それから、14節の工事請負費は、新年度におきまして中学校で学級数が増となりますので、その準備といたしまして教室の工事を行うものでございます。

最後となりますが、188ページをお願いいたします。

188ページですが、10款6項2目体育施設費で、こちらも国の第3次補正の対象とするため、スポーツアリーナの空調工事費を計上いたしまして繰り越すものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第10号）の説明は以上となります。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 139ページの経済活性化対策事業変更と、これは商品券を繰り越してということなんですけれども、プレミアム商品券を1人5,000円補助するということで予算を組んで、現状は今、何人分ぐらい、何%ぐらいまで今行っているかどうかをお願いします、お聞きします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時22分休憩

---

午前11時22分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございますが、プレミアム商品券の販売につきましては、昨年12月28日までのプレミアム商品券発売をさせていただきました。セット数の総数は1万4,653セットを予定しておりましたが、実際の販売につきましては1万2,057セットでございます。販売率につきましては82.29%となっております。

これにつきましては、販売当初11月2日から各商店等でご利用いただけるということで実際動いてございます。各店舗等で購入いただいて、商品券が各店舗から各金融機関へ回って、金融機関で回ったものが最終的に商工会に委託をさせていただいておりますが、商工会のほうで取りまとめをさせていただき、精算ということでございます。

そのため、精算の段階での数字はちょっと手元にございませぬので、後で確認ができましたらおつ

なぎをさせていただければと思います。

なお、繰越しにつきましては、今現在、購入されているセット枚数の残が今後各商店で使用されまして、最終的に精算された段階で過不足が発生しないように繰り越すためものとして1,427万1,000円を繰り越すということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 82.29%ということで、残り2割弱ということで。せつかくのこういう商品券ですから、全部100%消化をできるようにと思うんですが、3月まででしたっけ、そこまで100%できるように、100%に近づけるようなそういう努力というのはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） セット枚数につきましては、セット数の割合で82.29%、これがもう既に住民の方に手渡しされている商品券ということでございます。82.29%のセット数に対しまして各使用者の方が使用漏れのないように期日が3月末までとになってございますので、広報または回覧等でご周知させていただき、併せてプレミアム商品券を取り扱っている店舗につきましても周知を改めてさせていただいているところでございます。

なお、販売期間につきまして、プレミアム商品券は12月28日で終了とになってございますので、約18%弱の売れ残りについては、この後の販売ということではできませんので、今現在動いているものにつきましては、既に購入されている方の商品券を市場で使っていただくということで、購入された方に使用残しのないようにという周知を図らせていただいているところであります。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番、山口です。

157ページ、ご覧ください。

その他委託料、ふるさと納税の関係なんですが、何か収入が1,052万円増えたと、そういうことでございますが、支出のほうが収入をここにオーバーしているんですが、その辺の内容についてお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 令和2年度の3月補正につきまして、歳入のほうではふるさと納税



ということで1,000万の歳入補正を組ませていただきました。それにつきまして、委託につきまして、その他委託料で約1,500万ほどの費用が出るという内容でございます。

動向としましては、歳入側の考え方でございますが、ご寄附いただいている方が1万円の寄附で3,000円の商品、返礼品というケースが多々ございます。また、3,000円の返礼品の中には送料が1,500円ほどかかる、保冷を行って返礼品を送り届けるといったケースのものもございます。また、それに伴う受領書の配布であるとか、委託の手数料等を加味しますと、どうしても割高になってしまう部分がございます。そういった部分がございます、歳入と歳出が、歳出のほうがちょっと逆転しているような状況が見受けられるため、今回の3月補正で歳出のほうを若干多めに取らせていただいているところであります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 概略このふるさと納税の委託料とそれから送料と、何ていうんですかね、返礼品、それを含めると予算当時の計算からいくと約6割ぐらいをここに充てていたかと思えます。返礼品は、大体課長がさっきおっしゃったように1万円のご寄附頂くと、3割程度、3,000円ぐらいの返礼品と。それに送料と委託料を含めると60%ぐらいですですから、この計算上からいくとこの今1,490数万円になっているんですが、750から800万円ぐらいじゃないかなというふうな考えで質問をしているんですが、この何ていうか、1,052万の中のことじゃなくて、今までの4億5,000万円を見込んだそういう総合的に何かここに来て増加したのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 山口議員のおっしゃるとおり、既に12月までのご寄附いただいた方の動向、また1月以降の動向等を加味させていただきまして、傾向としまして3,000円相当額の返礼品の傾向が多くなってございます。そのため、当初予定しておりました返礼品額では少し足りない可能性がございましたので、3月補正ではそれも含めてということで計上させていただいております。

以上です。

○11番（山口宗一君） 了解しました。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 本会議の会議録が唯一の公式記録ということでございますので、議案参考資料、せっかくですから会議録に載せていただきたいと思うんですけども、151ページの一般寄附金。ふるさと納税のほかに一般寄附金が52万、今回補正で上がってきたということは、どなたか篤志

家が出て、ご寄附くださったのかということを紹介いただければということが1問目の1点目。

続いて、同じく152ページですね、諸収入ですけれども延滞金、補正前の額が400万だと。ここへ来て、この数か月で補正額520万ということ、軒並み村民税、固定資産税、軽自動車税とあるんですけども、何か特別に税務課が頑張っただけで延滞金を徴収したとかということでしょうか。それを1問目でお願います。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） お尋ねのまず1点目のほうですが、一般寄附金、ふるさと納税以外の一般寄附金、これについてですが、お一人の方からこの額に見合うご寄附を頂いております。

ただ、この方、名前とかは出していただけるなど、表彰なんかも要らないと、そういうふうに申しおりましたので、それも付け加えさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 延滞金の増額補正について申し上げます。

まず、延滞金の収入につきましては、本税とは異なりましてなかなか年度当初に見込むことが難しい。というのは、滞納者の方につきましては、まずは本税から優先して納税をしてくれますので、そういったことで当初は400万という形で計上をさせていただきました。

今回の増額補正の主な理由としますと、昨年まで6年間で不動産の公売の売却件数が3件だったところ、今年度、課員の頑張りによりまして1年間で大口の案件4件売却することができました。その売却に伴いまして延滞金収入が増額したということになります。

以上です。

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

---

午前11時35分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第26号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第22 議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)について

○議長(南 千晴君) 日程第22、議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長(安田 睦君) それでは、議案第27号 榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について説明申し上げます。

議案書につきましては83ページ、議案参考資料につきましては196ページからお願いします。

初めに、議案書で説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,232万円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,510万円とするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに主に事業確定見込み等による補正でございます。

議案参考資料199ページをお願いします。

初めに、歳入の事項別明細書で主なものについて説明をいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,121万4,000円の増、保険税の収納見込みの増加によるものでございます。

4款1項2目災害臨時特例補助金288万2,000円の増、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がるなどした世帯に対し、国民健康保険税を免除または減免したものに対する補助金でございます。

5款1項1目保険給付費等交付金1億1,030万3,000円の減は、1,130万3,000円の減でした。は、保険給付費が見込みより少なく、県からの交付金を減額するものでございます。

200ページをお願いします。

7款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額3,607万2,000円の減です。歳入歳出の増減によりまして減額をするものです。

9款1項1目延滞金960万円の増、こちらは収納見込みの増加によるものでございます。

201ページをお願いします。

9款4項4目一般被保険者返納金181万9,000円の増は、群馬大学病院の返還金額の変更によるものでございます。

次に、202ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額9,587万4,000円の減。203ページの2目退職被保険者等療養給付費203万4,000円の減、それから2款2項1目一般被保険者高額療養費1,135万7,000円の減ですが、こちらは保険給付費が見込みより少なく、4月からの実績と残りの給付費を見込み減額をするものでございます。

2款4項1目の出産育児一時金、補正額84万円の減も当初見込みより対象者が少ないため、減額をするものです。

204ページをお願いします。

5款1項1目保健衛生普及費、補正額209万8,000円の減ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により教室など実施できなかったため、また人間ドックの受診者も見込みより少ないため、減額をするものです。

205ページの5款2項1目の特定健康診査等事業費ですが、1,540万円の減。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により受診者等が見込みより少なかったため、減額をするものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第27号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第23 議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について

○議長（南 千晴君） .....

○議長（南 千晴君） .....

○議長（南 千晴君） .....日程第23、議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第28号について説明申し上げます。

議案書につきましては86ページから、議案参考資料は207ページからになります。

初めに、議案書をお願いします。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万7,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,864万3,000円とするものでございます。

議案参考資料210ページをお願いします。

歳入の事項別明細書でございませう。

1款1項後期高齢者医療保険料、補正額298万7,000円の増です。こちらは群馬県後期高齢者医療広域連合の試算によりまして、調定額を増加するものでございませう。

続きまして、次のページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額298万7,000円の増で、こちらは保険料納付金の増加によるものでございませう。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第28号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第24 議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議案第29号の説明を申し上げます。

議案書につきましては89ページから、議案参考資料につきましては212ページからでございませう。

初めに、議案書をお願いします。

介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,982万1,000

円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,998万6,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、議案書の92ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正でございます。任意事業費、紙おむつ給付業務委託を追加するものでございます。

続きまして、議案参考資料の215ページをお願いします。

初めに、歳入の事項別明細書で主なものについて説明を申し上げます。

2款の国庫支出金、それから一番下の3款の支払基金交付金、216ページに行っていたきまして、4款の県支出金、5款の介護予防支援費、それから7款の一般会計の繰入金でございますが、こちらは介護給付費等の事業費確定見込みによるそれぞれ減額でございます。

217ページ、お願いします。

7款2項1目の介護給付費準備基金繰入金、補正額2,446万5,000円の減ですが、こちらは歳入の減額によりまして基金の繰入れ減額をするものでございます。

次に、歳出です。

219ページをお願いします。

2款の保険給付費ですが、1項1目の居宅介護サービス給付費と9目の居宅介護サービス計画給付費は、見込みより利用者が多いため増額、それから3目の地域密着型介護サービス給付費と5目の施設介護サービス給付費につきましては、見込みより実績が少ないため減額をお願いするものです。

220ページをお願いします。

2款2項1目介護予防サービス給付費から221ページ、次のページの3款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費までは、先ほどと同様に見込みより利用者が少なかったため減額をお願いするものです。

それから、221ページの下段の3款2項1目一般介護予防事業費92万8,000円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業ができなかったところがあるため、減額をお願いするものです。

222ページの4款1項1目介護給付費準備基金積立金2,051万7,000円の減は、歳出減の見込みにより積立てを減額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 議案参考資料の219ページですけれども、介護サービスの給付費関係が減額、大きな減額ということで、この減額の要因としては新型コロナの影響ということが主で、それ以外にはそれほどないということよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 昨年緊急事態宣言の4月、5月頃に関しては、やはり利用の方がちょっと控えていらっしゃる方も多かったのか、給付費の請求がやや少なめになっておりました。全体的にその後も見込みよりも利用の方がちょっと少ないかなというところで、利用控えというのも多少あるかもしれませんが、皆さんお元気で、利用者が見込みより少なかったとも言えるとも思っております。

○3番（生方勇二君） 分かりました。

○議長（南 千晴君） 6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） .....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 今の発言は後にすることにしましたので、削除をお願いします。

○議長（南 千晴君） 村上議員より削除の申出がございましたが、削除することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしということで、削除するという事に決定いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第29号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第25 議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第30号について説明をいたします。

議案書は93ページから95ページでございますが、説明は議案参考資料でさせていただきます。

議案参考資料の226ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ491万9,000円を加え、総額をそれぞれ1,372万2,000円とするものです。今回の補正は、令和2年度事業の確定見込みにより補正を行うものですが、歳入予算では一般会計からの繰入金を減額し、貸付金元利収入を増額をするもの、歳出予算では、総務費に一般会計への繰出金を新規に計上し、公債費起債償還金額の増減を行うものです。

229ページをお願いします。

初めに、歳入の事項別明細書について説明をいたします。

2款1項1目繰入金、補正額43万1,000円の減です。起債償還金繰入金は、一般会計からの繰入金を頂かなくても起債償還金を支払える見込みとなりましたので、当該予算について減額をするものです。



3款1項1目貸付金元利収入、補正額535万円の増です。2節貸付金元金回収金（滞納繰越分）及び4節貸付金利子回収金（滞納繰越分）の増減をするものですが、事業の確定見込みによるものです。続いて、230ページをお願いします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、補正額544万8,000円の増です。事業の確定見込みから歳出金額を上回る歳入金額が見込まれるため、一般会計への繰出金を新規に計上するものです。

2款1項1目元金、補正額54万1,000円の減及び2款1項2目利子、補正額1万2,000円の増につきましては、かんぽ生命保険への起債償還金額の確定見込みにより予算の増減を行うものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第30号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を1時といたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時2分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第26 議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第26、議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

それでは、議案参考資料の231ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,844万8,000円を減じ、補正後の総額をそれぞれ3億4,940万3,000円とするものでございます。

歳入予算でございますが、1款1項負担金575万2,000円の減、2款1項使用料153万8,000円の増、2款2項手数料3万円の減、4款1項県補助金50万円の減、5款1項繰入金1,418万5,000円の減、7

款2項雑入48万1,000円の増。

歳出予算でございますが、1款1項総務費314万8,000円の減、2款1項建設費753万7,000円の減、3款1項管理費548万5,000円の減、4款1項公債費227万8,000円の減。

歳入歳出ともに事業費の確定見込み、実績見込みにより、1,844万8,000円の減額補正をするものでございます。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第31号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第27 議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第27、議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

それでは、議案参考資料243ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万1,000円を減じ、補正後の総額をそれぞれ2億892万7,000円とするものでございます。

歳入予算でございますが、1款1項分担金163万円の増、2款1項使用料165万円の増、3款1項県補助金84万5,000円の減、4款1項繰入金683万6,000円の減。

続いて、歳出予算でございますが、1款1項総務費340万8,000円の減、2款1項管理費99万3,000円の減。

歳入歳出ともに事業費の確定見込み、実績見込みにより、440万1,000円の減額補正とするものでございます。

以上で議案第32号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第32号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第28 議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第2号) について

○議長（南 千晴君） 日程第28、議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号) につきまして説明をさせていただきます。

議案参考資料の252ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ596万1,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,811万5,000円とするものでございます。

続いて、議案参考資料の255ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入です。

1款1項1目事業収入1節、現年度分12万1,000円の減は、園児・児童の転出によって子どもの数が見込みより少なかったため減額するものでございます。

2節滞納繰越分31万円の増は、給食費の滞納分を職員の滞納整理によって保護者からお支払いいただいたため、増額するものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金639万4,000円の減は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、臨時休校措置を取ったことから、4月から6月半ばまでの給食提供を停止したため繰入金を減額するものでございます。

5款2項1目廃物売払収入1万1,000円は、使用した食用油の売払収入でございます。

次に、歳出です。257ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費10節需用費368万円の減は、臨時休校措置に伴い給食の提供を停止したことで、見込みよりも電気や水道、ガスなどの使用量が少なかったため減額するものでございます。

1款1項1目総務管理費12節委託料70万6,000円の減は、臨時休校措置に伴い給食停止した間、委託業者が給食センターで雇用している職員を自宅待機とし、その間の給与額や交通費等の支出減が発

生したため、減額するものでございます。

2款1項1目10節賄材料費125万7,000円の減につきましても、臨時休校措置に伴う減額でございます。

18節負担金、補助金及び交付金8,000円の減は、学校給食共同調理場北毛ブロック連絡協議会が解散したため、減額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第33号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第29 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号） について

○議長（南 千晴君） 日程第29、議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）  
について説明申し上げます。

それでは、議案参考資料259ページをお願いいたします。

水道事業収益の収入予定額に1,999万4,000円を加え、総額を3億2,233万2,000円とし、水道事業費用の支出予定額から898万4,000円を減じ、総額を2億7,940万3,000円とするもの、資本的収益の収入予定額に538万6,000円を加え、総額を1,643万6,000円とし、資本的支出の支出予定額から108万9,000円を減じ、総額を6,329万4,000円とするもの、棚卸資産購入限度額から28万円を減じ、146万7,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の水道事業収益でございますが、1款1項営業収益1,815万3,000円の増の要因は、給水収益の増額によるもの、1款2項営業外収益184万1,000円の増の要因は、新規加入負担金の増額によるもの、合計で1,999万4,000円の増額補正とするものでございます。

水道事業費用でございますが、1款1項営業費用1,098万4,000円の減の要因は、配水及び給水費の減額によるもの、1款2項営業外費用200万円の増の要因は、消費税の納付見込みによるもの、合計で898万4,000円の減額補正をするものでございます。

260ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の資本的収入でございますが、1款2項工事負担金538万6,000円の増の要因は、村道北谷地大藪線配水管布設替え工事分と県営農村地域防災減災事業、中部農業事務所で行うものですが、それに伴う配水管布設替え工事の設計業務分の皆増によるものでございます。

資本的支出でございますが、1款1項建設改良費108万9,000円の減は、事業費の確定見込みによるものでございます。たな卸資産購入限度額でございますが、1款1項たな卸資産購入限度額28万円の減は、メーター交換等の実績見込みによるものでございます。

以上で議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番蜂巢實議員。

〔5番 蜂巢 實君発言〕

○5番（蜂巢 實君） 259ページの水道事業収益で、先ほど営業外収益については新規加入と聞きました。その下に、雑収益として232万9,000円の内訳をちょっと教えてもらいたいんですが。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

---

午後1時16分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） これは、長期前受戻入金で減額の48万8,000円、雑収益で232万9,000円の増、これの差額ということなんですけれども。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

---

午後1時17分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 蜂巢議員、申し訳ございません。今詳しい資料がございませんので、委員会のときにお答えいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

6 番村上慎一議員。

〔6 番 村上慎一君発言〕

○6 番（村上慎一君） 同じ259ページ、1 款 1 項の中の内訳の一番上、配水及び給水費で793万1,000円の減額になっているんですけども、昨年ですか、水道課長に聞いたときに、ポンプのカウントの誤操作等もあるということをやっと聞きましたけれども、この配水及び給水費の793万1,000円の減の要因を教えてください。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 村上議員がいつも水道事業についていろいろ心配していただき、前任の課長も答えていると思うんですけども、今現在、水道施設の機器等を整備しており、不明水等をなるべくつくらないように今努力しているところでございます。テレメータとかいろいろな設備を整備して、電気料とかいろいろな経費が大分抑えられているのと、あと修繕等が少なくなっているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6 番。

〔6 番 村上慎一君発言〕

○6 番（村上慎一君） ちょっとよく分からないんですけども、配水及び給水費、それはじゃ、今課長が答弁されたもろもろの要因によって、この表現ということでよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 配水及び給水費の内訳は、燃料費とか委託料、手数料、賃借料と修繕費、また動力費、これは電気料もですけども、そういうのも含めて配水及び給水費となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 詳細は委員会でやりますけれども、この補正予算が終わった後、どのように給水単価、供給単価、給水原価が変わるのか分かりますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） その計算はまだしておりません。決算のときにきちんと出したいと

思っております。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 予算を組むときに、常に原価という考え方をもちに組んでいただくようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） そのようにしていきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第34号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



### ◎日程第30 議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第30、議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算について説明申し上げます。

議案書の107ページ、お願いいたします。

令和3年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ60億3,890万円でございます。

第2条におきまして地方債、第3条では一時借入金（借入れ）の最高額を3億円と定めております。

第4条では、地方自治法上のただし書の規定によりまして、給料、職員手当及び共済費につきましては、項を超えての流用ができると定めているものでございます。

歳入歳出予算につきましては、後ほど別冊資料により説明させていただきます。

議案書の114ページ、お願いいたします。

第2表 地方債。令和3年度におきましては、2億7,000万円を限度といたしまして臨時財政対策債の借入れを予定しております。

歳入歳出予算の主要事項につきまして、別冊の令和3年度予算説明資料、これにより説明させていただきます。

15ページ、お願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書、総括でございます。

まず初めに、歳入です。

1款村税につきましては、前年度に比べ、6,713万1,000円減の14億8,699万3,000円の計上となっております。村民税は新型コロナウイルス感染症の影響で、所得の減少が見込まれること、固定資産税につきましては、中小企業償却資産、事業用家屋に係る課税で、新型コロナウイルス対策の特例措置が講じられる予定で税収が減少する見込みでございます。

2款地方譲与税から10款国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては、令和元年度決算、令和2年度の現在の交付状況及び新年度の地方財政計画を踏まえての計上となっております。

なお、6款の法人事業税交付金、これが前年度の400万円から新年度は873万円と大きく伸びております。今年度の10月からの制度ですので、新年度は1年分を計上しているものでございます。1年分を計上しているため倍増しているものでございます。

11款地方特例交付金では、先ほど村税のところで申し上げました固定資産税に関する特例措置の補填といたしまして、新たな交付金が創設され2,000万円を見込んでおります。そのため、11款地方特例交付金全体では、2,600万円増の4,100万円の計上となっております。

12款地方交付税は、今年度の交付状況、地方財政計画におけます増減率等を踏まえ、前年度に比べまして7,000万円増の13億2,000万円を計上しております。

13款交通安全対策特別交付金は、前年度から10万円増の190万円、14款分担金及び負担金は、102万2,000円減の885万5,000円、減少額の大半が児童保育費負担金でございます。

15款使用料及び手数料は、前年度とほぼ同額の2,846万2,000円となっております。

16款国庫支出金は、保育園・こども園に対します負担金、それから新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種などで増額となった反面、複合施設整備事業に係る補助金が減少したことなどによりまして、前年度から2,533万円減の8億959万1,000円となっております。

17款県支出金は、国庫と同じように保育園や、それに加えまして衆議院議員総選挙の執行経費などにより、前年度に比べまして1,021万7,000円増の5億1,572万4,000円となっております。

18款財産収入は、前年度に比べまして1,702万7,000円増の4,652万3,000円、南新井前橋線バイパスの整備に伴い、村有地の売却代金等を計上しております。

20款繰入金、こちらにつきましては、大規模な教育施設の整備事業を令和2年度予算に前倒ししたため、教育施設整備基金の繰入金が減り、1億140万9,000円減の4億5,540万7,000円となっております。

21款繰越金は、前年度と同額の8,000万円。

22款諸収入は、前年度に比べ、608万9,000円減の5,976万8,000円を計上しております。

次のページに移っていただきまして、23款村債2億7,000万円は、先ほど第2表で説明いたしましたとおり、臨時財政対策債のみの借入れを予定してございます。



続いて、17ページ、歳出でございます。

1 款の議会費は、前年度とほぼ同額の8,602万3,000円となっております。

2 款総務費は、コミセン改修工事、選挙執行経費等で金額が増額となっているため、前年度に比べまして6,811万6,000円増の10億2,415万5,000円となっております。

3 款民生費では、ふれあい館指定管理委託料や児童保育、保育園・こども園等ですが、これで予算が伸びておりまして、前年度に比べまして5,486万4,000円増の21億6,276万1,000円を計上しております。

4 款衛生費は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種で約3,300万円増になっているなどして、款全体では、前年度に比べまして3,616万3,000円増の3億8,712万7,000円となっております。

5 款労働費は、前年度に比べ59万1,000円増の578万4,000円、勤労者住宅建築資金利子補給金が伸びております。

6 款農林水産業費では、農業用水管理費や農集特会への繰出金などの減により、前年度と比べ5,235万8,000円減の3億9,357万6,000円となっております。

7 款商工費は、前年度とほぼ同額の1,378万7,000円。

8 款土木費は、道路や橋梁の補修工事の増などにより、前年度に比べ5,012万6,000円増の6億3,658万5,000円を計上しております。

9 款消防費は、地域防災計画の改定や国土強靱化地域計画の策定が完了するため、前年度に比べまして1,218万3,000円減の2億6,484万2,000円。

10 款教育費は、複合施設整備事業等を令和2年度補正予算に計上いたしたため、前年度に比べまして1億1,285万3,000円減の7億1,730万4,000円を計上しております。

最後、12 款ですが、公債費につきましては、前年度とほぼ同額の3億3,695万2,000円を計上してございます。

議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的な質疑に限定します。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第35号につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第35号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後1時35分休憩

---

午後1時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した予算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に村上慎一議員、副委員長に川田敏彦議員が就任いたしました。

ここで、就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会委員長、村上慎一議員、よろしくお願いいたします。

〔予算審査特別委員会委員長 村上慎一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（村上慎一君） 川田議員を推した反動で、どういうわけか私に決まっただけなんですけれども、特別委員会ですから、せっかくなので村にいい予算がうまく使えるように、全員で一致団結して取り組んでいきたいと思っておりますので、副委員長の力を大いに期待しながら受けましたので、よろしくお願い致します。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくお願い致します。

続きまして、副委員長、川田敏彦議員、よろしくお願い致します。

〔予算審査特別委員会副委員長 川田敏彦君登壇〕

○予算審査特別委員会副委員長（川田敏彦君） 副委員長になった川田敏彦です。

私、今回、反対討論の用意をしていたもので、外野でやりたかったんですけれども、聞いたら副委員長でも反対討論をしてもいいということなので、やらせてもらいます。村上委員長と一緒に頑張りますので、よろしくお願い致します。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくお願い致します。

---

◇

### ◎日程第31 議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第31、議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書115ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,917万7,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるもの。

第3条におきまして、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

別冊の令和3年度予算説明資料により、歳入歳出の主要事項について説明申し上げます。

説明資料218ページをお願いします。

初めに、歳入です。

1款国民健康保険税については、前年度から6,406万6,000円減の2億1,222万円です。国民健康保険税に係る医療費分の被保険者均等割額を減額します。これは、被保険者の負担を軽減するため、被保険者1人につき、年間ですが1,000円の減額となります。それに併せて被保険者数の減、またコロナ禍の影響により、減収を見込んでいるため減額となっております。

5款県支出金は、前年度から8,940万2,000円減の9億3,996万2,000円でございます。これは、保険給付費に必要な全額を国の負担金と合わせて県から交付される普通交付金、そして特別調整交付金や都道府県繰入金などの特別交付金でございます。減額になっている理由としましては、普通交付金が減額となっておりますが、前年度の療養給付費等の実績により普通交付金が減額をされているものでございます。

7款の繰入金は、前年度より3,147万3,000円の増、2億1,162万円です。一般会計繰入金9,219万6,000円と基金繰入金1億1,942万4,000円を見込んでおります。

9款の諸収入は、前年度から730万8,000円の減の516万7,000円でございます。減額の主な要因としては、前年度は、平成22年4月から27年3月までの群馬大学医学部附属病院に係る診療報酬返還金があったためでございます。

次に、219ページをお願いします。

歳出です。

2款の保険給付費は、前年度から8,687万7,000円の減、9億2,200万5,000円でございます。保険給付費については、県のほうが算定しております金額を参考に計上しておりますが、前年度の給付費等の実績により減額となっております。

3款国民健康保険事業費納付金、前年度から4,578万円減の3億6,839万9,000円でございます。これは県へ納付するものになりますが、過去3年間の医療費水準や所得水準等から県が算定したものでございます。

5款の保健事業費は、前年度とほぼ同額の予算規模の3,236万6,000円でございます。

7款諸支出金、前年度より250万円増の520万3,000円です。増額の主な要因としましては、村税過

誤納還付金の増額見込みによるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第36号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第32 議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第32、議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

議案書120ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,127万6,000円でございます。

第2条におきましては、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは、別冊の予算説明資料により説明をさせていただきます。

244ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料については、前年度より436万1,000円増の1億287万3,000円でございます。増額の理由としては、主に高齢者人口の増によるものでございます。

2款繰入金については、前年度より180万9,000円増の3,828万8,000円でございます。一般会計からの繰入れです。

次に、245ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金については、前年度より576万2,000円増の1億3,810万1,000円、こちらは後期高齢者医療広域連合に納付する事務費負担金、それから保険料等の負担金でございます。

以上で議案第37号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い

願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 議案説明資料の245ページの後期高齢者医療広域連合納付金、保険料の負担金ということでございましたけれども、1割の方、2割の方というのが若干法制度で変わるのか。

1割負担の人、2割負担、払うほうですけれども。それに伴って保険料もこれだけ伸びるということは、何か保険料の所要の改正がある……さっきの説明、何でしたか、ちょっとそこについて納付負担金が増える理由を教えてください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほどご説明しましたとおり、被保険者の数の増加で、増加を見込んでおります。保険料の料率については、変化はありません。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第37号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### ◎日程第33 議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第33、議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書123ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,591万5,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるもの。

第3条におきまして、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

それでは、別冊の予算説明資料により説明をいたします。

252ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

初めに、歳入でございます。

1款保険料については、前年度より1,040万5,000円の増の2億7,295万2,000円でございます。こちらは、被保険者の増加を見込んでの増額でございます。保険料については、第8期の計画で据置きということで設定させていただいておりますので、保険料率については前年度と変わりありません。

2款国庫支出金については、前年度とほぼ同額の予算規模の2億5,378万4,000円です。こちらは、介護給付費に対して国から交付されるものでございます。

3款支払基金交付金、前年度より808万3,000円の増の3億2,331万1,000円。

次の4款県支出金、前年度より391万8,000円増の1億7,993万6,000円でございます。こちらは、介護給付費に対して支払基金と県から交付されるものでございます。

次の5款介護予防支援費については、前年度とほぼ同額の予算規模の821万9,000円でございます。

7款の繰入金については、前年度より279万7,000円増の2億1,766万9,000円です。介護給付費低所得者保険料軽減分、事務費分等を一般会計から繰り入れるもので、減額となっているものについては介護保険事業計画策定が完了したことによるものです。

次に、歳出です。

253ページをお願いします。

1款総務費については、前年度から572万8,000円減の2,171万6,000円です。先ほど申し上げましたように、介護保険事業計画策定が完了したため、その分減額になっております。

2款保険給付費です。前年度より3,291万円増の11億5,383万5,000円でございます。前年度の給付状況により算定をしましたが、居宅介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費が増額を前年度しておりますので、その分を増額を見込みながら算定をいたしました。

3款地域支援事業については、前年度から290万7,000円減の6,662万3,000円です。こちらは、前年度給付状況により算定をしたんですが、前年度減額になっておりましたので、予算もそこを参考にし、減額となっております。

5款の諸支出金、前年度から153万8,000円増の1,070万3,000円でございます。主に一般会計繰出金の増によるものですが、地域包括支援センター職員に関する経費に関して、国・県等から交付される地域支援事業交付金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 歳入歳出2,500万ほど増えているわけですが、これにつきましては、要因として高齢化が進んでいるというような状況でしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） おっしゃるとおりで、認定数としては徐々に増えてはいる状況の中でありまして、あとは、予算でありますので多少安全も見ながらということもありまして、増額としております。

○議長（南 千晴君） 6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 歳入で、保険料が1,000万プラスになって、歳出でいくと保険給付費が3,300万ほどプラスですね。先ほどの生方議員の質問のように、高齢化が進んでいますので、これは我慢のしどころなくこういった現象になるんだと思いますけれども、午前中ちょっと取りやめにしたんですけれども、保険料は上がる一方、後期高齢者、65歳が全て団塊の世代となる25年度の保険料は、ゼロ年度の2,900円から何と7,200円と上がります。そんな中で、年金が18万を満たない人たちが高齢人口の1割当たり、340万人ぐらいいらっしゃるんですけども、納付ができずに財産の差押え等々という現象も実際にあり、その率もすごい上がっているんですけども、午前中申し上げたように、村とすれば国保税の引下げ等々で温かい施策に前向きに考えていただいているところなんですけれども、やはりこの保険を使うような人たちには、何かしら村全体として取り組むような姿勢があるとうれしいと思うんですけども、何かお考えがありますか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） コロナ禍の昨年からの状況も国民全体というか、いろいろ影響を受けてあるということもありまして、今回計画の策定の際、利用の状況が増えていく可能性もかなりあるんですけども、こういう状況もあり、保険料を上げることにに対しては村長のほうからも皆さんの負担をよく考えてということもありまして、今回基金を取り崩す方向で保険料の引上げは見送りをしました。このまま伸びていけば、上げてもいいかなというところでもあったんですけども、そういうこともあって、皆さんの負担を減らしていこうという村長の指示の下で、そういうところは据置きとさせていただいて、これは皆さんにとっては3年間、またその先は、またその後の検討にはなるんですが、ご負担を少し減らせたかなというふうには考えております。

保険料の滞納があったりとかという方の差押え等のことではございますが、その点につきましても、もちろん無理なところでは実施はせず、可能な範囲の中で平等ということもありますので、お支払い

をいただけるものはお支払いをしていただく。そういう相談についても担当のほうで細かく手配をしてきておりますので、無理のないところで納めていただけるように働きかけをしております。

実際に介護サービスを使っている方も、少し遅れがちの方もいらっしゃるんですけども、その場合もそこが遅れてしまうのはやっぱりいけませんので、その辺はご家族にいろいろ支援をしていきながら、納付も遅れながらも納めていただけるように、そういった相談にも乗っていくというところに力を入れているところであります。あとは、介護を利用しなくてもいいように介護予防事業に力を入れて、そういうふうに行っていきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 村全体の予算のことですから、いろんなことを鑑み、前向きにいてもらうことがいいことだと思っております。

先ほどの国民健康保険、後期医療、介護保険も含めて、一時借入金の限度額を5,000万円と定めていまして、先ほど企画財政課長のほうから地方債、臨時財政の借入れを2億7,000万円限度額ということがありまして、利率が2%以内という表現なんですけれども、額が大きなものが動いたときには、このポイント幾つでかなり支払う金利が変わります。市中金利でも多分1%、今払っている企業はないかと思うんですけれども、当然自治体ですから、もっと安い金利を適用されると思うんですけれども、実際のところの数字が分かったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時11分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護のところの借入金というところについてですが、これは一時的な借入れで、県から借り入れるところを想定しておりまして、3年間の計画の中で保険料を決めて、その保険料で賄える予定でやっていくわけなんですけど、そこが足りなくなった場合は県へ借入れしながら、次の計画のときに返還していくということになります。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第38号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◇

◎日程第34 議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算  
について

○議長（南 千晴君） 日程第34、議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算に  
ついて説明をいたします。

議案書の128ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809万円とするものです。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、別冊の予算説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の280ページをお開きください。

初めに、歳入です。

1 款県支出金、前年度と同額の9万円です。これは、償還金回収事務に対する県からの補助金です。

2 款繰入金、前年度から106万9,000円減の3万3,000円です。これは、一般会計からの繰入金です。  
事務費に充当する繰入金でございます。

3 款諸収入、前年度から35万6,000円増の796万7,000円です。これは、貸付金元金等の回収金でござ  
います。

続いて、281ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費は、前年度から281万1,000円増の293万6,000円です。これは、償還金回収に係る事務費  
と一般会計への繰出金です。

2 款公債費、前年度から352万4,000円減の515万4,000円です。これは、かんぽ生命保険への起債償  
還金です。

続いて、286ページをお願いします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する  
調書です。一番右側の欄をご覧ください。当該年度末、令和3年度末の現在高の見込みはゼロ円、  
起債の償還につきましては、令和3年度が最終年度となります。

以上で議案第39号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいた  
します。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第39号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

◎日程第35 議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第35、議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

[上下水道課長 狩野宏記君発言]

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について説明申し上げます。

議案書131ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,541万1,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債の限度額を定めるものでございます。

第3条、一時借入金の最高額を9,200万円と定めるものでございます。

134ページをお願いします。

起債の目的及び限度額でございますが、特定環境保全公共下水道事業債560万円、公共下水道事業債3,830万円、流域下水道事業債300万円、公営企業会計適用債940万円、合計5,630万円でございます。

令和3年度予算説明資料288ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括により説明します。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、本年度予算額1,349万4,000円、比較301万円の減。これは、前年度に比べ供用開始区域内の接続等、また新規加入対象戸数が少ないことによるものでございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額6,280万6,000円、比較63万2,000円の増は、前年度実績、今年度の実績見込額や新規使用者の見込みを考慮し、増額としたものでございます。

3款国庫支出金、本年度予算額3,403万9,000円は、汚水処理交付金の内示見込額を計上したものでございます。

4款県支出金、本年度予算額200万円は、公共下水道事業費県補助金の内示見込額を計上したものでございます。

5款繰入金、本年度予算額1億9,676万5,000円、比較1,137万円の減は、一般会計からの繰出金で

ございます。

8款村債、本年度予算額5,630万円、比較620万円の増は、主に建設工事費に対する起債額でございます。

289ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、本年度予算額1,620万3,000円、比較167万8,000円の減。

2款建設費、本年度予算額1億1,740万7,000円、比較107万8,000円の減でございますが、委託料の皆増、防災中枢機能施設の委託料と工事請負費の減の差引きで減額となったものでございます。

4款公債費、本年度予算額1億8,468万9,000円、比較125万4,000円の減は、元金償還金の増、また、利子償還金の減の差引きで減額となったものでございます。

以上で議案第40号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第40号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後2時21分休憩

---

午後4時37分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ここで本日の会議を延会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本日の会議を延会することに決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第36 議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第36、議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について説明申し上げます。

議案書135ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,014万円と定めるものでございます。

第2条、地方債の限度額を定めるものでございます。

138ページをお願いします。

起債の目的及び限度額は、公営企業会計適用債440万円でございます。

令和3年度予算説明資料310ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括により説明します。

初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、本年度予算額364万円は、新規加入分担金の見込み分を含め計上したものでございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,452万2,000円、比較182万2,000円の増は、前年度実績と新規加入分を考慮し、増額としたものでございます。

3款県支出金の皆減は、長岡地区処理場の機能強化事業の完成によるものでございます。

4款繰入金、本年度予算額1億2,749万1,000円、比較630万5,000円の減は、一般会計からの繰出金でございます。

7款村債、本年度予算額440万円、比較1,800万円の減は、先ほども言いましたが、長岡地区処理場の機能強化事業の完成によるものでございます。

次に、311ページをお願いします。

歳出でございますが、1款総務費、本年度予算額1,090万4,000円、比較419万8,000円の減の要因は、下水道事業公的化移行支援業務委託料、消費税の減額によるものでございます。

2款管理費、本年度予算額5,548万2,000円、比較3,959万7,000円の減の要因は、先ほど同様、長岡地区処理場の機能強化事業の完成によるものでございます。

3款公債費、本年度予算額1億375万4,000円、比較122万7,000円の増は、元金償還金の増額、利子償還金の減額の差引きで増額となったものでございます。

以上で議案第41号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第41号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第37 議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第37、議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書139ページをお願いいたします。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,589万2,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の最高額について定めたものです。

続いて、歳入歳出の主要事項について、予算説明資料で説明いたします。

330ページ、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。

初めに、歳入です。

1款事業収入、これは保護者から徴収する給食費に関わるものですが、前年度から77万円増の6,121万6,000円でございます。減額の要因は、主に対象者が若干増加する見込みによるものでございます。

2款使用料及び手数料は、前年度と変わらず7,000円でございます。

3款繰入金は、前年度から69万4,000円減の7,466万3,000円でございます。繰入金の内容は、学校給食センターの施設維持管理費や運営管理費に係る一般会計からの繰入れ、給食費の第3子無料化や10%相当額軽減、幼児教育無償化に係る一般会計からの繰入れでございます。

4款繰越金は、前年度と変わらず1,000円でございます。

5款諸収入は5,000円で、廃油売払い金を見込んだものでございます。

続いて、331ページ、歳出でございます。

1款総務費は、前年度から117万6,000円減の6,021万9,000円でございます。減額の要因は、給食センターの建て替えを控え、必要最低限の修繕、買い替えなどによることによります。

2款事業費、これは賄い材料費に関わるものですが、前年度から125万2,000円増の7,417万3,000円です。増額の要因は、先ほど説明したとおり、対象者が若干増加する見込みによるものでございます。

3款予備費につきましては、前年度と変わらず150万としております。

続いて、339ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、学校給食センター運営費、期間、令和3年度から5年度まで、限度額1億2,000万円となります。これは、令和3年度から5年度までの3年間の学校給食業務委託に令和2年度中から着手する必要のあることから委託料について債務を負担するものでございます。

議案第42号の説明は以上となります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ただいまご説明いただきましたが、事業収入が対象が増えるということでご説明ありましたけれども、それは新入生といいましょうか、新しく入ってくる子どもたち、それとも転校の子どもたちが増えているという状況はいかがでしょうか。

ということと、あとは、1億3,000万円の学校給食センターの委託が3か年で債務負担行為をするということは、一点の契約になるので議会の議決をいずれ取る予定かどうかということをお教えください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時47分休憩

---

午後4時47分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、1問目でございます子どもの増減については、今手持ち資料として何名ということは伝えられないんですけども、子どもの数が少し増えるということでの対応でございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 給食特会のお話なんですけど、339ページに出てきております債務負担行為、これについてですが、こちらは339ページにつきましては、単なる調書でございまして、議決、これにつきましては1年前、令和2年度の予算、ちょうど1年前の令和2年度予算の中に第2表ということで債務負担行為の議決をいただいております。そのときに令和3年から令和5年、1億2,000万、学校給食センター運営費給食業務委託ということで限度額1億2,000万円で議決いただいて

おりますので、その額の範囲内で教育委員会のほうが契約を結んでいます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 先ほど収入のところ、給食費の繰入金ということでしたから、給食費は無料になっていないんですか。第3子は無料と聞いておりますが、いつ無料になるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時49分休憩

---

午後4時51分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今の質問に反問したいと思うんですけども、給食特会のことで、完全無料化ということによろしいですか。それについては考えておりません。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） .....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時52分休憩

---

午後4時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 今、反問権の後にお答えがあったので、つい議長の呼名をしないうちに次の3問目を質疑させていただいたんですけども、今現状は、教育長が反問して中身を理解したということなので、もう一度、議長というところから回答いただくところから始まるんだろうと思うんですけども、そこまでの私の発言について削除をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） ただいま中島議員より削除の申出がありました、削除することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしということで削除いたします。  
阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 給食費の完全無料化については、お答えする必要はないと考えております。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 新年度予算ということで予算ができたということですが、村民の中では、いつ給食費が完全無料化になるんだ、榛東村は完全無料化になるんだと思っている方も多いと思います。そういう可能性について、分かる範囲で、新年度の予算ということなんですけれども、予算にはどうも組み込まれていないようですが、教えていただければありがたいですけれども。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時57分休憩

---

午後4時57分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。  
教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えすることはできません。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第42号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第38 議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第38、議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。



[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書142ページをご覧ください。

歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,820万2,000円とするものでございます。

以下、詳細につきましては、別冊令和3年度予算説明資料を使用し、ご説明申し上げます。

予算説明資料341ページをご覧ください。

歳入歳出予算の表となっておりますが、右側の当初予算額の推移として、令和3年度は2,800万円の予算を計上してございます。

次ページ、342ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書総括、歳入でございます。

1款事業収入2,800万、2款財産収入1,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入20万円、合計で2,820万2,000円となっております。

次に、343ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費2,295万6,000円、2款管理費524万6,000円でございます。

以上で議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第43号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

### ◎日程第39 議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第39、議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

[上下水道課長 狩野宏記君発言]

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について説明申し上げます。

議案書145ページをお願いいたします。

第2条、業務予定量は次のとおりとするものです。1号の給水人口1万4,584人から8号の1件1日平均有収水量1.04立米までを定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を水道事業収入3億127万9,000円、水道事業費用2億9,861万4,000円と定めるものでございます。

146ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入7,931万9,000円、資本的支出1億4,089万8,000円と定めるものでございます。

第5条、企業債とございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額は3,000万円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の流用できる場合を定めるものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費1,984万8,000円と定めるものでございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額を412万3,000円と定めるものでございます。

上水道事業の状況は、令和3年度においても、安心・安全でおいしい水の安定供給に取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業につきましては、水道事業では、水道情報統合システムの更新、建設改良では、昨年度に引き続き、老朽管布設替え工事、他事業に関連する水道管移設工事、浄水場の配水流量計更新工事などを実施したいと思っております。

令和3年度予算説明資料347ページをお願いします。

347から348ページは、収益的収入及び支出の予定額の内訳、349から350ページは、資本的収入及び支出の予定額の内訳となっております。

351ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1の業務活動から、352ページ、3の財務活動まで、資金（現金・預金）の増減を予測するもので、資金増加額346万円余りを見込み、現期末残高10億2,810万366円とするものでございます。

353から360ページは、給与費明細書等でございますが、説明は省略させていただきます。

361ページをお願いします。

令和3年度予定貸借対照表でございます。

貸借対照表は、財務状況を明らかにするため、保有する資産、負債、資本全てを明示するものでございます。

364ページ、下段の負債・資本合計は、33億2,906万7,812円でございます。

365、366ページ、お願いします。

令和3年度の重要な会計方針に係る事項に関する注記、367ページは、令和2年度分の予定損益計算書、368ページから371ページ、令和2年度の予定貸借対照表、372、373ページは、重要事項に係る事項に関する注記、374ページから令和3年度榛東村上水道事業会計予算説明書でございますが、説明のほうは省略させていただきます。

以上、議案第44号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第44号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎日程第40 陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第40、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の陳情一覧表により付託いたします。

陳情受理番号第1号、群馬県労働組合会議議長、五十嵐弘幸氏から陳情のあった「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎発言の取消し

○議長（南 千晴君） 1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 昨日の私の一般質問の中での発言について、一部取消しをお願いしたいと思います。用紙は配られないんですか。分かりました。

そのとおり、読み上げたいと思います。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後5時8分休憩

---

午後5時8分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 令和3年3月2日。

榛東村議会議長、南千晴様。

榛東村議会議員、中島由美子。

発言取消し申出書。

3月1日の議会における私の発言のうち、次の部分を下記のとおり、議長において許可されるよう会議規則第61条の規定により申出します。

記。

1、取り消したい理由。

令和2年5月15日、議運決定による新型コロナウイルス感染症対策に関する議会対応についての項目に、村内で感染者が発生した場合の対応が設定されているので、村より報告があるものと考え発言しましたが、全員協議会において、公表されているもの以外は議員に伝えるものではないという教育長の説明により取り消すもの。

2、取り消したい発言。

詳細、テープを聴いておりませんので、はっきり分かりませんが、村として公表されていない部分の発言等、取り消していただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいまの中島由美子議員の申出のとおり、発言を削除することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、中島由美子議員の発言を取り消します。

暫時休憩といたします。

午後5時10分休憩

---

午後5時16分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 10番、小山です。

中島由美子議員に対する懲罰動議を提出いたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後5時17分休憩

---

午後5時21分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程の追加

○議長（南 千晴君） ただいま小山久利議員ほか2人から、地方自治法第135条第2項の規定により、中島由美子議員に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（南 千晴君） 賛成10人、賛成多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

◇

### ◎追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰動議について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、中島由美子議員に対する懲罰動議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島由美子議員の退場を求めます。

[中島由美子議員 退場]

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後5時23分休憩

---

午後5時23分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

[10番 小山久利君発言]

○10番（小山久利君） 大変申し訳ございません。提案理由の2行目の「具体的な施設名等に」を削除していただけますか。2段目の「具体的な施設名等に」を削除お願いいたします。

それでは、提案理由の説明を行います。

榛東村議会議長、南千晴様。

令和3年3月2日。

発議者、榛東村議会議員、小山久利、同、清水健一、同、小野関治義。

中島由美子議員に対する懲罰動議。

次の理由により、中島由美子議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び榛東村議会会議規則第104条の規定により、動議を提出いたします。

提案理由。

令和3年3月1日に開催された令和3年第1回定例会第1日目の自身の一般質問において、公表されていない内容について言及した。

群馬県及び榛東村が公表していない理由は、個人情報 を適正に管理し、人権を尊重し、個人や施設等の特定による誹謗中傷などの差別へつながることのないよう配慮することによるものである。

本村議会は、平成24年第3回定例会において「榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議」を議決した。この決議には「我々榛東村議会議員は、村民の代表であることを自覚し、全ての村民の利益のためにそれぞれの議員活動を良心により行い、村民の期待に努めなければならない。また、議会や議員に対する村民の信用を大きく失墜するような行為を行うようなことがあれば、議会として自らこれを激しく戒めなければならない」と定められている。

よって、この度の議会の品位を汚すような中島由美子議員の発言について、公開の議場における陳謝を求める。

以上、提案理由でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 理由の2段目なんですけれども、「公表されていない内容について」と、これだけでは分からないので、コロナ問題に対するとかというのがあったほうがいいのかと思いますが、それを入れなかったのはどういうものでしょうか。質問です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） またその名称を表してしまうと、元に戻ってしまうというか議事録に残ってしまうということで、あえてその内容については記載しておりません。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。

本件につきましては、議長及び中島由美子議員を除く11人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、ただいま設置が決定いたしました委員の名簿を配付いたします。

暫時休憩といたします。

午後5時29分休憩

---

午後5時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいま配付した議長及び中島由美子議員を除く11人の委員を決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後5時30分休憩

---

午後5時32分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した懲罰特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に小山久利議員、副委員長に清水健一議員が就任いたしました。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔中島由美子議員 入場〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後5時33分休憩

---

午後5時34分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

〔「議長、動議を提出します」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後5時35分休憩

---

午後5時37分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいま中島由美子議員から、地方自治法第133条の規定により、処分要求書が提出されました。お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 賛成 1 人、賛成少数です。

よって、この動議は否決されました。



## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 3 年第 1 回定例会第 2 日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後 5 時 3 8 分散会



令和3年第1回

榛東村議会定例会会議録

第3号

3月11日(木)

# 令和3年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

令和3年3月11日（木曜日）

## 議事日程 第3号

令和3年3月11日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 3号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 4 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生・各常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第 6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 村道の路線の認定について
- 日程第22 議案第23号 村道の路線の変更について
- 日程第23 議案第24号 財産の取得価格等の変更について
- 日程第24 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第25 議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第26 議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算について
- 日程第35 議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第39 議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第44 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第46 発委第 3号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について
- 日程第47 委員会調査中間報告について（榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会）
- 日程第48 委員会調査中間報告について（議会のあり方検討特別委員会）
- 日程第49 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第50 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第51 中島由美子議員に対する懲罰の件
- 日程第52 小野関治義議員に対する処分要求について
- 日程第53 中島由美子議員に対する処分要求について
- 日程第54 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第55 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第56 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第57 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第58 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第58まで議事日程に同じ

追加日程（1号）

追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰動議について

追加日程（2号）

追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰について

追加日程第2 小野関治義議員に対する処分要求の件

追加日程第3 中島由美子議員に対する処分要求の件

追加日程第4 発委第4号 榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石撤去を求める  
決議

追加日程第5 発議第1号 中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及び謝罪を求める決議

### 出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
会計課長	浅見英一君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 局長	井口克三君		

---

### 事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚邦守	書 記	志岐英代
--------	------	-----	------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 議案第3号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第3号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議案第3号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員であります小山三治さんの任期が、本年3月31日で満了となります。新たな委員として清水誠治さんを選任したいというように考えております。

清水さんは、村職員として長年勤続され、税務課、固定資産税の係として、また固定資産評価補助員として、固定資産の評価に関する豊富な実務経験を有しております。その温厚実直な性格から、地域住民からの信望も厚く、平成31年4月からは区長として、また昨年4月からは自治会長として、コミュニティー活動の場においてご活躍をされております。清水さんには、委員の職責を全うしていただけるものと考えております。議会の同意をお願いを申し上げるところでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日ということになりますので、皆様のご協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第3号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◇

## ◎日程第2 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長（真塩 卓君） 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

西富美代子さんは、5区在住で、平成30年7月1日から人権擁護委員として活躍いただいております。この6月30日に任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものでございます。

西富さんは、平成13年4月から平成27年9月まで、榛東村社会福祉協議会に勤務され、平成28年6月から平成31年3月まで、群馬県身体障害者福祉団体連合会に勤務され、平成31年4月から現在まで、NPO法人ゆうゆうに勤務されております。発達障害を持つ児童と家族の福祉の増進に寄与するため職務に就いておられます。障害者や障害児に関わる知識が豊富で、社会的に弱い立場の方たちに対する理解と見識を備えておられます。また、地元での人望も厚い方でございます。

これまで務めていただいた経験と知識を基に今後も活躍が期待されることから、人権擁護委員法の第6条第3項の規定によりまして議会の意見をお聞きし、法務大臣に対して再任として推薦するものでございます。

任期は、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間でございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第3 議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

小山広一さんは、9区在住で、平成30年7月1日から人権擁護委員として活躍いただいております。しかし、この6月30日に任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものであります。

小山さんは、広く社会の実情に通じ、温厚実直で地元でも厚い人望を得ており、平成23年度からは前橋人権擁護委員の協議会の副会長を務めているとともに、群馬県人権擁護委員連合会の事務局長を務めるなど中核的な役割を担いながら、関係組織の円滑な運営に貢献していただいております。

これまで務めていただいた経験と知識をもとに、今後も本村のみならず群馬県における人権擁護活動の発展に寄与していただくことが期待されることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見をお聞きいたしまして、法務大臣に対して再任として推薦するものでございます。

任期は、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



---

## ◎日程第4 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生・各常任委員会報告）

○議長（南 千晴君） 日程第4、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第5から議事日程第24までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 去る3月2日、本会議におきまして委員会付託とされた議案第6号から議案第25号までのうち、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案に対して一括して審査報告を行います。

3月8日午前9時から201会議室において、委員全員、議長出席の下、執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、他の自治体における事例について質疑があり、高額な賠償責任を負わされなければならないことに対して免責の規定を必要とする地方自治法の改正により制定するものであると答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、条文中、「面前」を削除することに質疑があり、削除されたことで不都合が生じることは考えられないなどと答弁がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、占用料徴収対象物件について質疑があり、道路法施行令に基づいて規定すべきものと答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 村道の路線の認定につきましては、認定の手続に対して質疑があり、本件は造成され

た一指定道路であり、村は寄附を受けて認定するものであるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 村道の路線の変更につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

議案第6号の榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてお伺いします。

地方自治体が住民の生活を支えると、そういうことを起点にして様々なこういうお仕事をされていると認識しています。その多くは議会の議決を経て執行されているわけです。

そのような中で、議案書の2ページの第2条、2行目にあります「重大な過失」、この相当する内容というのは何であるかお伺いします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時16分休憩

---

午前9時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 委員長答弁に対する質問ということなのですが、総務産業建設常任委員会の席上で、この案件に関して、この2行目の「重大な過失」とはどういうことなのかという質問が出たかどうか、その辺に関して、まず最初お聞きします。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 委員会の席上では、そんなに損害賠償の件で、説明の部分でそういう説明はあったんですが、全国を見ると、関西のある市長は26億円の損害賠償を求められたとか、首長がこのような高額な損害賠償を求められて何も無いということは、やはり個人の

負担になってしまうので、地方自治法の規定に基づく基準のとおりに定められたこの条例なんですが、善意で首長になっていただいている方に重大な過失がないときであっても、その責任は免れないということで、不合理で理不尽なということになっております。

損害賠償の免責部分ではなくて、その上の部分に対しての条文だということで、個人に損害を、善意でやっていただいている仕事に対して、個人で負担する上の部分といたしますか、そういう説明がございました。全会一致で可決すべきものという判断に至りました。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ただいま小山委員長から答弁がございました。委員会の内容についての質問ということで聞いていただければと思いますが、一部免責に関するということで、この免責というのが、長の年収、これが幾らぐらいになるかちょっと分かりませんが、例えば1,000万円とすると、これは6年分ですから6,000万円は免責になると。それ以上の何というか、賠償責任というのは、出る事案というのはちょっと分かりませんが、このことがここに、ご本人が免れるということは、その免れた額というのは誰が負担するのか、そういう話が出たか出ないか。もし答えられればお願いします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前9時24分休憩

---

午前9時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに委員長報告に対する質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 去る3月2日、本会議におきまして委員会付託とされた議案第6号から議案第25号までのうち、当委員会に付託されました議案に対して一括して審査報告を行います。

3月9日午前9時から201会議室において、委員全員、議長出席の下、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議

案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当該条例中、第3条の規定による対象区分に対して質疑があり、群馬県全体で対象区分を見直し、特別障害者手当に準拠する所得制限を導入する改正であるとの説明がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理者の配置基準の緩和について質疑があり、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理運営上、支障がない場合に、一定の条件の下、他の職務に従事することができるものと説明がありました。採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、オペレーターの配置基準等の緩和について、既存の地域資源の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、併施設設等の職員と兼務すること、随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること等について可能となるものと説明がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主任介護支援専門員の条件について質疑があり、5年以上の実務経験や指定された研修を受講していることなどの条件があることなどについて説明がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 財産の取得価格等の変更につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員の議案でございますが、ただいま委員長のご説明では、管理運営上支障のない範囲においてということでありましたが、今までも管理運営上支障がないのかということもあろうかと思えますけれども、支障がないということで、サービスを受ける受給者側にとっては、どのようなことが想定されるというようなこと、委員会の中で受給者側の立場に立った質問はあったでしょうか。委員長のお考えを含めて教えていただければと思います。

以上です。

〔「暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時38分休憩

---

午前9時39分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

9 番。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 中島議員にお答えいたします。

その質問はございませんでした。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

◇

## ◎日程第5 議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11 番 山口宗一君発言〕

○11 番（山口宗一君） 11番山口です。

議案第6号に関しては、2日目の委員会の席上で本来は質問して答弁をいただくというふうな、そういうお話が局長よりございましたが、この件に関しては、この議案に関して十分な理解を得られないので、賛成する、そういうことに至らないので反対討論といたします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論ございませんか。

8番小野関治義議員。

〔8番 小野関治義君発言〕

○8番（小野関治義君） 賛成の立場から討論いたします。

この条例は、地方自治法の規定に基づくものです。そして自治法施行令の基準のとおり定められています。善意でかつ重大な過失がないときであっても、村長や村の行政委員会の委員、一般職の職員が高額な賠償責任を負わなければならないというのは不合理で、また理不尽です。この条例を定めることによって、賠償責任の一部ではありますが、その責任から免れさせることができるようになります。そして何よりもこの条例の制定の議決に当たり、地方自治法の規定に基づき議会が求めた監査委員の意見は妥当なものであると認められるということですので、この条例の制定に賛成します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

ただいまの出席議員は12人です。本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

**◎日程第6 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第7 議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第8号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第8 議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

1 番中島由美子議員。

[1 番 中島由美子君発言]

○1 番（中島由美子君） 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の意見を述べさせていただきます。

これから40年にも及ぶ村民への公僕としての誓いを村長の前でしなくてもいいという条例に反対いたします。

○議長（南 千晴君） 続きまして、賛成の討論ございませんか。  
3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 賛成の立場で討論いたします。

サービスの宣誓につきましては、時代の流れで、国も押印等の省略、そういうことも現在推進をしているところがございます。職員が村長の面前において宣誓するというは、昔のしきたりでありましたけれども、今後はそのものを見直して、書面でもって宣誓をしていただくという方式に変えていくということでございまして、決してこれが意に反するというふうには思いませんので、私は賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11人。賛成多数です。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第9 議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第10号 榛東村国民健康保険条例及び榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定



について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第11号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第11 議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第12号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第 1 2 議案第 1 3 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第13号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7 番川田敏彦議員。

[7 番 川田敏彦君発言]

○7 番（川田敏彦君） 7 番川田敏彦です。

榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論です。

これは2条関係、3条関係ありまして、2条で対象区分の父子家庭に対して所得制限を廃止する改正を行うと。それから3条関係で対象区分の重度心身障害者及び高齢重度障害者に対して、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を基準とした所得制限を導入する改正を行うものとあります。

この3条のところ、所得制限が年収860万、それから所得が650万以上が該当するという事です。これは私たちから見れば、平均からすればいい所得の人だと思うんですけども、しかし、これがだんだん下げられてくるんですよ。これが突破口にされる。この次はもっと低い額で制限が入ってくるということがありますので反対します。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

2 番小坂橋尚議員。

[2 番 小坂橋 尚君発言]

○2 番（小坂橋 尚君） 賛成の立場から討論いたします。

3月2日の本会議におきまして、重度心身障害者の方に対し、所得制限を導入することについて、群馬県福祉医療制度在り方検討会において検討がなされ、群馬県内の市町村が足並みをそろえ見直しを行うという説明がございました。本村においても、他市町村と同様に改正しなければならないものであります。

以上の理由から、条例を制定することについて賛成をします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第13号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



**◎日程第 1 3 議案第 1 4 号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7 番川田敏彦議員。

〔7 番 川田敏彦君発言〕

○7 番（川田敏彦君） 7 番川田敏彦です。

議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例という事で何条かあります。

この通所系サービスのところで、10条の管理者の配置基準の緩和というところ、これは「管理上支障のない場合は」とあるんですね。これはどこにもそれが出てくるんですけども、これは実際には意味は持ちません。これは管理上支障がないという理由を言って、そして体制を弱めていくということになります。これは常勤の管理者を置かないと。また置いても、その他の職務にも従事することができるということで体制を弱めるということになりますので反対します。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

2番小坂橋尚議員。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） 賛成の立場から討論いたします。

この改正条例につきましては、国の条例、また国の基準でございます指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、この基準に合わせて村の条例を改正するものでございます。本村だけがほかの市町村と異なる基準を設けるわけにはいきません。

以上の理由から、この条例の制定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 反対の立場で討論いたします。

先ほどの管理運営上の支障のない範囲ということで人員を削減できるということではなくて、やはり介護者が十分な収入を得られるという観点で法改正、条例改正があるべきだと思っておりますので反対いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 賛成の立場から討論いたします。

この改正で感染対策の強化や高齢者虐待防止の推進、研修受講の義務づけ等の対策強化をすることが追加されます。これは利用者を守るための改正となると思いますので、以上の理由から、この条例を制定することに賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第14号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第14 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 7番川田敏彦です。

榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論です。

この最初の47条、56条のオペレーターの配置基準等の緩和、これはオペレーションセンターのオペレーターが訪問介護員を兼ねるということで、オペレーションセンターの体制を弱めるものにもなります。

それから、113条、114条が人員配置の基準を見直すと、こういうふうにあるわけですね。これも人員配置を見直して行って、これは介護従事者の体制を弱めるものになります。

それから、140条のところ、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しというのがあります。これはユニットの人数を、1ユニット9部屋9人、こういうのを扱っているのを、今の1.5倍ぐらい利用者を見るようになる、そういう見直しになっていると。私の住んでいるところも、東、西に施設があって、そして夜、救急車がよく来るんですね。そのときに夜勤の職員は、今でも忙しいところを、またそこで救急の対応をするわけですね。必要な介護が非常に手薄になっていくことがあります。

それから同じく140条で、計画策定担当者の配置基準の緩和というのがあります。これは計画策定、ケアプランですか、これをする介護支援専門員、ケアマネジャーの体制を弱めているようになっています。

それから、180条も同じように人員配置基準の見直し、それから個室ユニット型施設の整備、勤務体制の見直しと、これもみんな体制を弱めるものということで反対します。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

2番小坂橋尚議員。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） 賛成の立場から討論いたします。

この改正条例につきましては、国の条例基準でございます指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、この基準に合わせて村の条例を改正するものでございます。本村だけがほかの市町村と異なる基準を設けるわけにはいきません。

以上の理由から、この条例制定に賛成いたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 反対の立場で討論いたします。

介護従事者を減らして、利用者のサービス低下させるより、従事者への手当を厚くして、利用者が安心できる条例改正でないので反対します。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 賛成の立場から討論いたします。

この条例改正によって、感染対策の強化や高齢者虐待防止の推進、研修受講の義務づけ等の対策を強化することが追加されます。また、施設系サービスにおいては、口腔衛生の管理強化や栄養、ケアマネジメントを充実させるための基準が追加されます。これらは利用者に手厚い介護をするための改正と言えます。

以上の理由から、この条例を制定することに賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第15 議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第16号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第16 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 7番川田敏彦です。

議案第17号の榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について、反対討論です。

これは6条の2項に、管理者要件の猶予期間の延長と、こういうふうにあるんですけども、この中を見ますと、管理者を主任介護支援専門員から介護支援専門員もできるというふうになって、今までは主任介護支援専門員、これはケアマネの人が、さらに経験と研修を受けて、高い専門性と責任を持った人が資格として主任介護支援専門員となれるんですけども、それを置かなくてもよいというふうにしますので、具体的に全体の管理上も質を落とすものになってしまうというように思います。

それから、この介護保険の基準の改定に基づいて、今回、いろいろ改正があるんですけども、これはもちろん、先ほどあった高齢者の虐待を防止するとか、そういういい面もあります。しかし、根本的には介護保険法が2000年からやって、この20年たったんですけども、介護報酬がどんどん減らされているんですよね。この20年間で6回改定がありましたけれども、民主党の政権のときだけ3%上がったんですけども、あとは大体下がっている。上がったもほんのちょっとなんですね。ですから、その少ない介護報酬の中でやらせるんだということなものですから、しわ寄せが介護事業者や介護従業者や、それから利用者にも行くということになっているんですよね。ですから無理をさせているんですね。

もちろん、いい面もあるんですけども悪い面もある。それを国が変えるということで合わせるということですけども、しかし、議会は議会で、これはちゃんと条例を制定する権利があるんですから、いいものには賛成だけれども、悪いものには反対すべきだと思います。

先ほども国保の額が下がった件につきましては、ああいういいもの、議案第10号のような、ああいうふうに国が変えたんならいいんですけども、そうでなければ、ちゃんと反対すべきだと思います。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

2番小坂橋尚議員。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） 賛成の立場から討論いたします。

この改正条例は、国の基準でございます指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、この基準に合わせて村の条例を改正するものでございます。本村だけが他市町村と異なる基準を設けるわけにはいきません。

以上のことから、この条例の制定に賛成をいたします。



以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 反対の立場で討論いたします。

公助という介護保険で利用者のサービス基準を低下させて、介護従事者の報酬を据え置くという条例改正に反対いたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

3 番生方勇二議員。

〔3 番 生方勇二君発言〕

○3 番（生方勇二君） 賛成の立場で討論いたします。

先ほどの賛成討論にもありましたが、やはり国の基準に基づいて改正するものであり、本村だけが他市町村と異なる基準を設けるということは、非常に不都合が生じるというふうに感じます。

よって、この議案に対して賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第17 議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第18号 榛東村ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第18 議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第19号 榛東村小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第19 議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第20号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第20 議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第21号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第21 議案第22号 村道の路線の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第22号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第22号 村道の路線の認定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手

を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第22 議案第23号 村道の路線の変更について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第23号 村道の路線の変更についてを議題といたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第23号 村道の路線の変更について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第23 議案第24号 財産の取得価格等の変更について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第24号 財産の取得価格等の変更についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

1 番中島由美子議員。

[1 番 中島由美子君発言]

○1 番（中島由美子君） 財産の取得価格等の変更についてに反対の立場で討論いたします。

ヘッドセット400台、約400万円ということで、村内でも買えるものであると考えておりまして、この取得の変更に反対いたします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

2 番小板橋尚議員。

[2 番 小板橋 尚君発言]

○2 番（小板橋 尚君） 子どもたちの今後の勉学のためでございますので、賛成の立場から賛成を

いたします。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第24号 財産の取得価格等の変更について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第24 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合格約を変更する協議について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第25号 群馬県市町村総合事務組合格約を変更する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第25号 群馬県市町村総合事務組合格約を変更する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分といたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第25 議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日午前9時より201会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下に、慎重に審査を行いました。

学校施設環境改善交付金について質疑があり、しんとうスポーツアリーナの空調設備を新設し、快適な利用促進と、災害時等の避難所として役割を担う目的であると説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第26号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)について

○議長(南 千晴君) 日程第26、議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長(清水健一君) 議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長(南 千晴君) 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第27号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(南 千晴君) 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第27 議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)について

○議長（南 千晴君） 日程第27、議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第28号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 日程第28、議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。



清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第29号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第29 議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第29、議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

[1 番 中島由美子君発言]

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。委員長に質問いたします。

令和2年度の榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算ということですが、今期の補正予算で新築資金等の貸付はありましたでしょうか。また、ないとすると、この新築資金等貸付という会計の名称について、今後は回収特別会計のような名称変更等が必要ではないかという質問等ありましたでしょうか。

以上2点お願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時54分休憩

---

午前10時54分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

9 番。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 中島議員の質問にお答えいたします。

名称はそのままで課長から説明を受けています。

また、2点目に関しては質問は出ませんでした。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第30号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第30 議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第30、議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日午前9時より201会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第31号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第31 議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第31、議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日午前9時より201会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第32号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第32 議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第32、議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

[1番 中島由美子君発言]

○1番（中島由美子君） 文教厚生常任委員会委員長にお尋ねいたします。

この委員会の中で、コロナ禍であり、学校給食事業の補正ということで、コロナ禍に対するような質疑はございましたか。

○議長（南 千晴君） 9番。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 委員会の中で、そのような質問はありませんでした。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第33号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第33 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号） について

○議長（南 千晴君） 日程第33、議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）  
についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補  
正予算（第2号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日午前9時より201会議室にお  
いて、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

排水及び給水費の減額の内容に対して質疑があり、動力費と賃借料が減額の要因であると説明があ  
りました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



#### ◎日程第34 議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第34、議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

村上予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

6番村上慎一議員。

〔予算審査特別委員会委員長 村上慎一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（村上慎一君） 令和3年度榛東村一般会計予算について、予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、本委員会に付託されました議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算について、3月4日午前9時より301会議室にて委員会を開き、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長の出席の下、慎重に審査を行いました。

本案については、1月に開催された議員全員協議会において副村長査定段階における説明を執行側から受けていること、また本定例会において既に政令で定める予算に関する説明がされていることから、当日は、予算の概要、副村長査定段階から大きく変わった点、また全員協議会で取りまとめた議会の要望がどのように村長査定に反映されたかの3点を中心に、各担当課や局、教育委員会より説明を受けました。

本村で行われるほとんどの事務事業は、国や県からの支出金が財源の一部をなり、国や県が決めた施策を委任されて執行している事業ですが、本村が独自で行っている政策事務事業、特に一般財源の

みで執行している事業については、その事業の目的、アウトカム等概要、主な実施内容、そして事業費の算出根拠、インプット、さらに指標の考え方の合理性、執行後のアウトプットの評価分析、また事業実施年度の見込みなどを鑑み、委員会では、防災行政無線やしんとう温泉ふれあい館の指定管理料などについて質疑があり、質疑終了後、直ちに採決を行いました。

賛成多数により、本委員会は令和3年度榛東村一般会計予算について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その執行については、地方自治法の規定に従い、住民福祉の増進とともに最小限の経費で最大限の効果を上げるよう努めなければならず、令和3年度予算を執行する上で重点事項をまとめ、次年度予算への働きかけのため、次の要望事項を村へ提出することと決定いたしました。

予算審査特別委員会要望事項。

1、村ホームページの更新作業が各課において対応可能となることから、委託費が活かされるよう、その作業方法に係る職員の研修を十分に行うこと。

2、ふれあい館の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な入館者数の減少状況や施設の建設経過年数等を鑑み、今後、設置が予定されるあり方委員会の意見等も参考に考慮すること。

3、間伐事業においては、必要に応じて予算を増額するなど、森林の保水力の確保と自然災害の抑制を図ること。

4、新型コロナウイルス感染症対策に関して、国から予算配分された第3次補正予算分は、速やかに事業の検討と予算化を実施するとともに、独自の支援策を検討されたい。

令和3年3月11日、予算審査特別委員会委員長、村上慎一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

令和3年度榛東村一般会計予算について反対討論を行います。

村税が6,700万円余り減収する中で、3,330万円の増額予算には賛成できません。

よって、反対討論といたします。



以上です。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

8番小野関治義議員。

〔8番 小野関治義君発言〕

○8番（小野関治義君） 賛成の立場から討論いたします。

今回提案された予算では、コロナ対策のほかにも学童保育所の拡張工事やGIGAスクール構想に沿った教育用ソフトの導入、北小学校体育館への空調設備の設置事業、ため池ハザードマップの整備や災害用品の備蓄など、子どもたちのことを考えた経費、防災のための経費などが計上されています。また、幹線道の整備や地域活動の拠点となるコミセンの改修工事、学習支援員や部活動指導員の設置なども引き続き計画されています。これらの事業は、少子・高齢化が進む中において「子どもに夢をみんなに福祉と安心を」という榛東村の将来像を実現のために必要な予算だと考えています。

少子・高齢化、人口減少の影響、公共施設の老朽化対策など、これからさらに厳しい財政状況になることが予想される。行政サービスを安定的に提供するために健全な財政運営も必要である。国や県の補助事業では、これから詳細の分かるものもあると思うが、高くアンテナを張り情報をつかんで積極的に取り組んでいただけることを期待する。

執行の皆さんには、榛東村の生活をしっかり守り、住みやすい村づくりを行っていくという強い信念を持って予算を執行してほしいと要望し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 議案の35号、令和3年度の一般会計について反対討論です。

予算は、先ほども出ておおり、やっぱり村民本位、それから住民の福祉、こういうものに使うということ、これが基本ですよ。予算を見て、住民が本当に村民のことを思っていると、そういうように思われるような予算づくりが必要だと思います。今回の予算、評価できるところもいっぱいあるんですけども、やっぱりコロナ対策の件で、例えば予算の予算編成の方針の中でも新型コロナ感染症の影響により減収が懸念されるとあるわけですよ。これは現に本当に減収になっているわけですよ。それで村民が今の状況の中で生活が大変になっている中ですよ。やっぱり基本的には「子どもに夢をみんなに福祉と安心を」というふうにスローガンに榛東村は言っています。それは、生活もやっぱり不安定な人には安心をさせるということが必要だと思います。その点から見れば、今回、村独自のコロナの対策という点では不十分だというふうに思います。

これは、例えばなんですけれども、沼田市が去年の秋ぐらいからコロナ対策で市独自のをやっているんですけども、それ聞きましたら、医療従事者と介護従事者、これには1人3万円なんです。それから保育所は1人5万円なんです。保育所が5万円が高いので聞きましたら、保育所は、コロナ

対策、感染症クラスターを防ぐために、だけど、どうしても密着密集が避けられないわけですよ。そのストレスと、それからおもちゃも1日毎回全部きれいに消毒すると、これも1時間以上かかるというんです。予算審査特別委員会の席上でも、執行の方が代わるたびに、テーブルを書記が拭きましたけれども、そういうのを一々やると、これだけでもう1時間以上かかると。それから、送迎時にかかるというんです。そういうところから補助をしているということです。

それから、飲食店にも10万円なんですよ。これは平年よりも30%減のところなんです。中身を聞きましたら、給付なんですよけれども、医療従事者と介護従事者と保育士については、他の自治体へ勤めている人でも、市内に住んでいる人も対象なんですよ。この前、私が質問したときに答弁で、勤めている人はちょっと把握が難しいんだという答弁だったんですよけれども、沼田市では本人の申請にしたそうです。ホームページだとか広報とか、いろいろなところへお知らせをして、沼田市内の事業所でなくても、渋川や前橋でも勤めていてもいいですよと、申請をしてくださいということなんだそうです。現に前橋の病院、渋川の医療施設に勤めている人が申請をしているそうです。そういうきめ細かい対策というんですかね、それをしているということなんですよ。

榛東村は、人口、予算規模、それから財政調整基金、これも17億円ありますから、これはやっぱり村民から見て、私たちのことを考えてくれているなという施策が独自であってもよかったかというふうに思います。

以上、それを指摘して反対討論とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 賛成の立場から討論いたします。

令和3年度の予算につきましては、村として必要な対策を中心とした予算編成であり、新型コロナ対策につきましても不透明な部分があるということから、その都度、適正な対応をしてもらえるものと思っております。

よって、本案について賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第35号 令和3年度榛東村一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人、賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第35 議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第35、議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第36号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第36 議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第36、議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第37号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第37 議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第37、議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第38号 令和3年度榛東村介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第38 議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算  
について

○議長（南 千晴君） 日程第38、議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第39号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第39 議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第39、議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日、201会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第40号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第40 議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第40、議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業

特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日、201会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第41号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第41 議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第41、議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関



係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

委員長に経過でお尋ねいたします。議案参考資料の337ページに、学校給食の賄い材料が1年で7,417万3,000円ということで、昨年比125万2,000円増えておりますが、有機野菜を使ったり、コロナ禍で若干の栄養状態ということもありまして、そのような質問がありましたでしょうか。

○議長（南 千晴君） 9 番。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） そのような質問はありませんでした。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） それでは、この学校給食特別会計では、3年度の委員会付託の予算の中で、委員会の中でどのような質問があったか、また回答についてお教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時41分休憩

---

午前11時41分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

9 番。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） ほかに質問もありませんでした。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第42号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第42 議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第42、議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日、201会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

機械器具等の修繕費について質疑があり、落雷等の不測の事態に対応するための予算であるとの説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第43号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第43 議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第43、議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月8日、201会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

給水単価及び供給原価に対して質疑があり、経費の削減に努めると説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月11日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第44号 令和3年度榛東村上水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第44 発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第44、発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩といたします。

午前11時48分休憩

---

午前11時49分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番小山久利議員。

[榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長 小山久利君登壇]

○榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長（小山久利君） どうも失礼しました。

発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

次のとおり榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

令和3年3月1日提出。

提出者、榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長、小山久利。

提案理由。

榛東村議会議員定数条例の一部改正により議員定数が14人から12人とされたことから、常任委員会委員定数の改正等を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号中、総務産業建設常任委員会「7人」を「6人」に改め、同条第2号中、文教厚生常任委員会「7人」を「6人」に改めるものです。

また、第27条中「又は記名押印」を削り、第2項として「前項の記録は、議長が保管する。」を加えるものです。

施行は、次の第17期の任期からとし、令和3年4月20日からとする案でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ただいま榛東村議会のあり方検討特別委員会の委員長よりご説明いただきましたが、定数ということで減らすということ、16期においても大分お辞めになった方、補欠選挙で入ってきた方と異動がたくさんあったところでございますが、定数を7から6にしまうと、半分、常任委員会には地方自治法で1つ以上の常任委員会ということはありませんけれども、あえてここを6にしなくても7のままでよろしいかと思うんですけれども、不都合な理由を教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午前11時53分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長（小山久利君） 不都合がないということで6名に改めるものでございます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 7でも6でも不都合がないという回答だったのでしょうか。そうしますと、今後の可能性も含めて不都合がなければ7のままでもよろしかったんじゃないかと思いますが、そういう質疑はございましたか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長（小山久利君） そういう意見もございましたが、県内の自治体を調べたところ、常任委員会は重複することないようにというところが大半でした。よって、6名に改めるものです。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

1 番。

[1 番 中島由美子君発言]

○1 番（中島由美子君） 今、委員長から常任委員会のお話ございましたけれども、榛東村は、広報は常任委員会となっていないのでしたっけ。

[「なっている」の声あり]

○1 番（中島由美子君） ということは、ここにどうして書かれないのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午前11時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

[榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長 小山久利君発言]

○榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長（小山久利君） 議会広報常任委員会は、もともと6名で構成されておる常任委員会です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、榛東村議会のあり方検討特別委員会からの発委ですので委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第45 発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第45、発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番山口宗一議員。

〔議会運営委員会委員長 山口宗一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（山口宗一君） 11番山口です。

発委第2号について説明申し上げます。

発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

次のとおり榛東村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和3年3月1日提出。

提出者、議会運営委員会委員長、山口宗一。

提案理由。

「標準」町村議会会議規則の一部改正等に伴い、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

右側が現行でございます。左側が改正案でございます。

第2条では、欠席の提出事由のうち、「疾病」を削除し、「公務、傷病、出産」を加えるものであります。

第2項では、多胎妊娠の場合の欠席期間の規定を加えます。

第77条及び第82条では、本村議会で恒例として行っている挙手による採決を明記するものでございます。

第84条では、請願書の記載事項の規定の中で、「請願者の住所を及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、また押印することを見直し、署名または記名に改めるものでございます。

施行は、公布の日からとする案でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

委員長にお尋ねいたします。

今回、出産というのが標準規則に入ってきたということでございますが、議員は労働ではないと、労働基準法に該当していないわけでございますが、出産の期間を確定するということになりますと、その始まった、欠席届を出した期間から終わる期間までの間は全休するということの認識でよろしいのかということをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後0時休憩

---

午後0時2分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、議会運営委員会からの発委ですので委員会付託を省略します。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決すること  
に賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程第46 発委第3号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について

○議長（南 千晴君） 日程第46、発委第3号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について  
を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

[発言する声あり]

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後1時休憩

---

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番山口宗一議員。

[11番 山口宗一君登壇]

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

発委第3号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和3年3月4日提出。提出者、議会運営委員会委員長山口宗一。

提案理由。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、事務の効率化及び迅速化を図るため、議会の権限に属する軽易な事項を村長の専決処分事項として指定するもの。

別紙を読ませさせていただきます。

議会の委任による長の専決処分事項の指定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、村長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、1件の事業に係る経費の財源のうち全額国庫支出金その他の特定財源を財源とするものまたは一般財源が30万円以下である一般会計に属する歳入歳出予算の補正。

2、法律上村の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解に関すること。

3、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額を100万円以内の範囲において増額し、又は減額する変更契約を締結すること。

4、村営住宅の使用料等の支払い又は村営住宅の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停。

5、群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合を組織する市町村等の数の増減及びこれに伴う規約の変更。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、議会運営委員会からの発委ですので、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

ただいまの出席議員は12人です。

発委第3号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（南 千晴君） 7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 7番川田敏彦です。

先ほどの反対討論の中で、一言ちょっと取消ししたいと思います。

それは、国保特会へ村が一般会計から繰入れをしているというふうに私は言ったんですけども、法定内繰入れはしていて、法定外繰入れはしていないということなんですね。過大評価していました。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいま、川田敏彦議員より先ほどの討論の中の発言の取消しの申出がありました。川田議員の申出のとおり削除することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、削除いたします。

---

#### ◎日程第47 委員会調査中間報告について（榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第47、委員会調査中間報告についてを議題といたします。

榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会小山委員長から中間報告をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、小山特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定いた

しました。

小山特別委員会委員長の発言を許可いたします。

10番小山久利議員。

[榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利登壇]

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） 榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の中間報告を行います。

本委員会は、令和2年第3回定例会において、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する調査を目的として設置されました。

委員会は、本日までに5回開催されました。

10月6日は、榛名カントリークラブ跡地でボーリング調査が開始されたことから、現地を確認しました。

11月5日は、5か所のボーリング調査結果が村に提出されたことから、執行から説明を受けました。

委員会では、健康被害に対する影響や近隣市町村への対応を考慮し、基準値を超える強度のスラグ碎石混入部分は被覆でなく撤去を要請していくことと決定いたしました。

また、造成工事に係る書類の確認では、工事の経過や提出書類に不備や瑕疵がなかったか確認するため、委員会において資料請求することが決定いたしました。

12月2日の委員会では、委員会からの資料請求により執行から提出された資料を基に書類の疑義について検討しました。

また、当該施設において再生碎石を使用した関連工事を確認したところ、完成検査において類似した写真の使用が確認されたことから、当委員会は令和2年12月9日、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴う事務執行における監査請求に関する決議案を提出し、監査委員による監査により2月12日、報告書が提出されました。報告書によりますと、監査対象事案の4つの工事に関する事務手続きについて、法律や政令もしくは予算に違反し、不当と認められたものは41件ありました。

このような不当な事務処理が行われた工事の報告を受けて、当委員会は2月22日に特別委員会を開催し、このように不適切に行われた事務に関連したスラグ碎石の撤去を求める決議を議会に提案することを決定いたしました。

委員会として、村民の恒久的な安全安心のため、そして近隣住民の将来にわたる健康被害等への不安の払拭のため、当初の目的を達成することができたと考えております。

以上で中間報告を終了いたします。

○議長（南 千晴君） 以上で、小山特別委員会委員長の中間報告を終了し、本件は報告のみといたします。

---

## ◎日程第48 委員会調査中間報告について（榛東村議会のあり方検討特別委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第48、委員会調査中間報告についてを議題といたします。

議会のあり方検討特別委員会小山委員長から中間報告をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、小山特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。

小山特別委員会委員長の発言を許可いたします。

10番小山久利議員。

〔榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長 小山久利君登壇〕

○榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長（小山久利君） 榛東村議会のあり方検討特別委員会中間報告を行います。

当委員会は、令和元年第3回定例会において、議会議員の定数及び報酬等に関する調査研究を行うことを目的として設置され、これまでの間、10回の特別委員会開催と玉村町への視察を実施いたしました。

令和元年11月28日に第1回特別委員会を開催し、主に県内町村議会の議員の定数及び報酬額並びにこれらの改正状況について調査を行いました。

令和2年2月3日には、山梨学院大学の江藤俊昭教授参加の下、懇談会を実施し、議員定数や報酬額の見直しを行うに当たって住民懇談会などを開催し、村民の意見を聞くことも需要であることなどアドバイスをいただきました。

江藤教授のアドバイスを受け、住民の意見を伺うため、令和2年4月に江藤教授による講演会及び住民懇談会を開催することとしましたが、緊急事態宣言の発令により、予定していた住民懇談会はやむなく中止いたしました。

令和2年8月25日に開催された第8回特別委員会では、町村議会を取り巻く近年の社会情勢に鑑み、議会改革の推進と議会の活性化を図るため、議員定数を削減する条例案を令和2年第3回定例会において上程することを決定し、議員定数は14人から12人に改正されました。

議員報酬につきましては、特別委員会において県内の町村議会議員報酬額や全国の町村議会議員の報酬額を調査した結果、本村の報酬額は全国の平均額を下回っていることや、議員のなり手不足の解消を目的として掲げ、報酬額の見直しを村に対し要望する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済が低迷している社会情勢を鑑み、報酬額見直しに係る要望書の提出は見送ることに決定いたしました。

また、定数の削減による常任委員会等の委員会委員定数の見直しについて協議を行い、今定例会に委員会提出議案として榛東村議会議員委員会条例の一部を改正する提案をすることになりました。

当委員会における議員定数及び議員報酬の在り方に係る調査研究を通して、議会のあり方を改めて見直す機会となり、議会運営改革の一助となる役割を果たせたものと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で、小山特別委員会委員長の間接報告を終了し、本件は報告のみといたします。

---

◇

#### ◎日程第49 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第49 委員会閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）を議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◇

#### ◎日程第50 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第50 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）を議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◇

#### ◎日程第51 中島由美子議員に対する懲罰の件

○議長（南 千晴君） 日程第51、中島由美子議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島由美子議員の除斥を求めます。

名札を倒していってください。

〔1番 中島由美子君除斥〕

暫時休憩といたします。

午後1時17分休憩

---

午後1時17分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清水懲罰特別委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔懲罰特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○懲罰特別委員会委員長（清水健一君） 懲罰特別委員長報告。

懲罰特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託になりました案件は、中島由美子議員に対する懲罰動議であります。

当委員会は、去る3月5日、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました結果、中島由美子議員に懲罰を科すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

委員会では、事犯が発生した3月1日の中島由美子議員の一般質問での発言に関わる部分について、録音記録を全員で確認いたしました。録音記録を確認したところ、懲罰動議の理由に記載されているとおり、中島由美子議員が群馬県及び榛東村が公表していない内容について言及している事実を確認しました。

さらに、この発言について、中島由美子議員は会議録からの削除を求めています。発言は休憩中にも及んでおり、多くの傍聴者や報道記者も聞いているため、仮に会議録から当該発言が削除されたとしても、発言の事実が消滅することはありません。

懲罰の理由は、中島由美子議員の発言が榛東村議会会議規則第96条において、議員は議会の品位を重んじなければならないと定められた規定に違反していると認められることによるものでございます。

採決の結果、本案は委員全員の賛成により懲罰を科すことが適当であるとともに公開の議場における陳謝を求めることが決定されました。

陳謝文案については、次のとおりであります。

私は、3月1日の本会議における一般質問中、群馬県及び榛東村が公表していない内容について言及いたしました。このことは、議会の品位に欠ける発言であり、不適切であったことを認め、ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします。

以上が、当委員会の審査概要であります。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） ここで、中島由美子議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申出が

ございます。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、中島由美子議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔1番 中島由美子君入場〕

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） 1番中島由美子。

懲罰動議に対する一身上の弁明をさせていただきます。

3月1日の議会における私の発言のうち、令和2年5月15日議運決定による新型コロナウイルス感染症対策に関する議会对応についての項目に村内で感染者が発生した場合の対応が設定されているので、村より報告があるものと考え発言をしましたが、全員協議会で公表されているもの以外は教育長等より議員に伝えるものではないという説明を受けたので取り消した次第でございます。取り消したものであるのは、村として公表されていない発言等の部分ということでございました。

このたび、3月1日の自身の発言が県の方針により議員に伝えないと説明を受けましたが、真実は新型コロナウイルス感染症陽性者患者に関する個人情報の提供及び保護に関する覚書の締結で、群馬県知事に届け出た個人情報の提供範囲に議員を入れていないのであろうことが判明いたしました。現在、群馬県知事宛てに情報開示請求をしておりますので、その結果で明らかになると思います。

そのような覚書を締結していること、議員に伝えないことをあらかじめ明確に説明をいただければ、このような無用な議論はなかったものと思います。

ただし、当然ながら議会の権能を果たすためには、吉岡町で新型コロナウイルス感染症陽性の疑い者が出た折に、保護者に発信すると同時に議員にも情報提供をしているなど、本村内においても新型コロナウイルス感染症陽性の疑いなどの情報は、関係者全体に流した時点で議員に伝えられるべきであります。

なぜなら、本村内における感染症陽性の疑いで2,000人近い村民が困っている状況を、県の方針の一言で個人情報の保護の観点から知らせず、知らないふりをしろということは本末転倒であり、このような緊急事態に議会の権能を制限した議会活動をしろということを理解することは、村民の信頼を裏切ることと考えます。私は、村民の混乱や困り事に対して真摯に取り組む議員でありたいと思っております。

以上、懲罰動議に対する私の弁明でありました。ご清聴ありがとうございました。失礼いたします。

○議長（南 千晴君） 中島由美子議員の除斥を求めます。

〔1番 中島由美子君除斥〕

○議長（南 千晴君） 清水懲罰特別委員会委員長に対し、審査の結果及び経過に関する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本件に対する委員長報告は、中島由美子議員に陳謝の懲罰を科すことです。

委員長報告のとおり陳謝文を決定し、陳謝の懲罰を科すことに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 全員起立。全員賛成です。

よって、中島由美子議員に陳謝の懲罰を科すことに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を認めます。

〔1番 中島由美子君入場〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時28分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいまの議決に基づき、これより中島由美子議員に懲罰の宣告を行います。

中島由美子議員に、陳謝の懲罰を科します。

これより、中島由美子議員に陳謝をさせます。

中島由美子議員に、陳謝文の朗読を命じます。

〔「登壇してくれと言わないの」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 中島議員、登壇して陳謝文の朗読をお願いいたします。

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） 1番、中島由美子でございます。

ただいまの私に対する議会内の懲罰動議において、陳謝ということを決定されました。

私は、村民2,000人が困っている状況の中の発言に対して、1ミリたりとも私の発言に対して、村民に対して顔向けができないものはございません。村民が、私が謝ることを期待していないと思いま



すので、私は、陳謝をご辞退いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時32分休憩

---

午後1時33分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

この際、報告いたします。

中島由美子議員に陳謝の懲罰を宣告するため入場を命じましたが、中島由美子議員は陳謝文の朗読を拒否しております。

暫時休憩といたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時43分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 10番小山です。

中島由美子議員に懲罰の動議を提出いたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時43分休憩

---

午後3時7分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

暫時休憩といたします。

午後3時7分休憩

---

午後3時13分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程の追加

○議長（南 千晴君） ただいま、小山久利議員ほか2人から、地方自治法第135条第2項の規定により、中島由美子議員に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

ここで、追加議案を上程したいと思います。

榛東村議会会議規則第20条の規定により、日程を追加し、日程の順序を変更してこれを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議することに決定いたしました。

---

◇

### ◎追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰動議について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、中島由美子議員に対する懲罰動議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島由美子議員の退場を求めます。

〔1番 中島由美子君除斥〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時16分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 提案理由の説明を申し上げます。

榛東村議会議長南千晴様。令和3年3月11日。

発議者、榛東村議会議員小山久利、同清水健一、同小野関治義。

中島由美子議員に対する懲罰動議。

次の理由により、中島由美子議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び榛東村議会会議規則第104条の規定により動議を提出します。

理由。

令和3年3月11日開催の本会議において、中島由美子議員は陳謝の懲罰を受け、議長から陳謝宣告の命令があったにもかかわらずこれに従わなかったことは、議会を冒瀆し、議会を混乱させ、議会の品位を汚したことにほかならない。よって、本日の会議の出席停止を求めるものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、中島由美子議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申出がございます。  
お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、中島由美子議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔1番 中島由美子君入場〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時18分休憩

---

午後3時19分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） ただいま、令和3年第1回榛東村議会定例会議事日程第3号の追加の1の追加日程1、中島由美子議員に対する懲罰動議について、一身上の弁明の機会を与えていただきありがとうございます。

それでは、弁明をさせていただきます。

村民が困っている新型コロナウイルス感染陽性の疑い情報を、議会において議論してはいけないということは、これから村をよくしたいと議員を目指し、榛東村の地方自治の成熟を志す村民お一人お一人の発言を禁じる先例となることを避けるためにも、陳謝をしなかった次第であります。

そのような観点から、弁明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 中島由美子議員の一身上の弁明が終わりました。

中島由美子議員の退席を求めます。

〔1番 中島由美子君退席〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時21分休憩

---

午後3時23分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで、質疑を行います。

提案理由に対して質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。

……………本件につきましては、議長及び中島由美子議員を除く11人の議員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本件は懲罰特別委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

午後3時24分休憩

---

午後3時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した懲罰特別委員会は……。

暫時休憩といたします。

午後3時30分休憩

---

午後3時31分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した懲罰特別委員会は名簿のとおり決定し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に清水健一議員、副委員長に蜂巢實議員が就任いたしました。

審査のほどよろしく願いいたします。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔1番 中島由美子君入場〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時31分休憩

---

午後4時19分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程第52 小野関治義議員に対する処分要求について

○議長（南 千晴君） 日程第52 小野関治義議員に対する処分要求についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小野関治義議員の除斥を求めます。

〔8番 小野関治義君除斥〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時19分休憩

---

午後4時23分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 3月2日の会議において、次のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求いたします。

1、侮辱を与えた者の氏名、小野関治義議員。

2、侮辱を受けた事実または事情。

大変恐れ入ります。ここの文章のうちに少々点、丸が入っていないので入れさせていただきます。

そして、先ほどの時間がかかったのは、平成24年の榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議というのは私ども知りませんで、私の懲罰で初めて分かったので、それを入れさせていただいたのでお時間いただきすみませんでした。それは入っていませんので、一応事実として説明します。

本会議の議案審議中における私の質疑でと届いていると思いますが、「で」を「に対して」で、質疑に対して、「会議録に内容が掲載されれば村民が読むことができる。」と話したところ、それは、「売名行為」であると不規則発言をされたことによりまして処分を要求いたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。

ここで、小野関治義議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申出がございます。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、小野関治義議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

小野関治義議員の入場を許可いたします。

〔8 番 小野関治義君入場〕

〔8 番 小野関治義君発言〕

○8番（小野関治義君） それでは、一言弁明させていただきます。

本会議において、暫時休憩中に隣の清水健一議員と雑談をしておりました。恐らくそのときのことだと思うんですけども、中島議員を指して売名行為などというようなことを言った記憶は全くありません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 小野関治義議員の一身上の弁明が終わりました。

小野関治義議員の退席を求めます。

〔8番 小野関治義君退席〕

○議長（南 千晴君） 本件につきましては、議長、小野関治義議員及び中島由美子議員を除く10人の委員で構成する処分要求に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、ただいま設置が決定いたしました処分要求に関する特別委員会の委員名簿を配付いたします。

暫時休憩といたします。

午後4時27分休憩

---

午後4時33分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した処分要求に関する特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に川田敏彦議員、副委員長に生方勇二議員が就任いたしました。

審査のほどよろしく願いいたします。

小野関治義議員の入場を許可いたします。

〔8番 小野関治義君入場〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時34分休憩

---

午後4時34分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程第53 中島由美子議員に対する処分要求について

○議長（南 千晴君） 日程第53、中島由美子議員に対する処分要求についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島由美子議員の除斥を求めます。

〔1番 中島由美子君除斥〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時34分休憩

---

午後4時35分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

8番小野関治義議員。

〔8番 小野関治義君発言〕

○8番（小野関治義君） 処分要求書。

令和3年2月2日の会議において、次のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

1、処分を与えた者の氏名、中島由美子議員。

2、処分を受けた事実または事情。

○議長（南 千晴君） 侮辱。

○8番（小野関治義君） 申し訳ありません。

侮辱を受けた事実または事情。

中島議員に対する私の発言について、中島議員が議長に対し処分要求を行ったことは、事実と異なる事由によるものであるため、これを私に対する侮辱であると解し、処分を求めるものである。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。

ここで、中島由美子議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申出がございます。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、中島由美子議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔1番 中島由美子君入場〕

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） ただいまの処分要求に、私への処分要求に対しまして、一言弁明をさせていただきます。

本村議会が平成24年第3回定例会において、榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議が行われたことを、私は全く知りませんでした。どこにもないので知る由もありません。

しかしながら、我々榛東村議会議員は村民の代表であることを自覚し、全ての村民の期待に努めなければならない。また、議会や議員に対する村民の信用を大きく失墜するような行為を行うようなことがあれば、議会として自らこれを激しく戒めなければならないと定められているそうです。私の処分要求で初めて知りました。

議会の活動原則でもある村民の声を代弁する質疑そのものが、売名行為であるという小野関治義議員の発言は、村民の信頼を裏切り許されるものではないと考えております。私は、そのように聞き及びました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 中島由美子議員の一身上の弁明が終わりました。

中島由美子議員の退席を求めます。

〔1番 中島由美子君退席〕

○議長（南 千晴君） 本件につきましては、先ほど設置が決定いたしました処分要求に関する特別委員会に付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本件は処分要求に関する特別委員会に付託することに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔1番 中島由美子君入場〕

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで、本日の会議を延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本日の会議を延会することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後4時39分休憩

---

午後7時9分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第54 議会運営委員会の閉会中の継続調査について



◎日程第55 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第56 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第57 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第54、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第57、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第54から日程第57までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第58 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第58、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

小山久利広域市町村圏振興整備組合議会議員から報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 令和3年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告。

令和3年2月19日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和3年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催され、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例、議案第4号 令和2年渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）、議案第5号 令和3年渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分布割合について、議案第6号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算、以上、議案6件が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 小山久利議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

暫時休憩といたします。

午後7時13分休憩

---

午後7時24分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで、追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

---

## ◎追加日程第1 中島由美子議員に対する懲罰について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、中島由美子議員に対する懲罰についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島由美子議員の除斥を求めます。

〔1番 中島由美子君除斥〕

○議長（南 千晴君） 清水懲罰特別委員会委員長の報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔懲罰特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○懲罰特別委員会委員長（清水健一君） 懲罰特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託になりました案件は、中島由美子議員に対する懲罰動議であります。

本日、委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、中島由美子議員に出席停止の懲罰を科すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

委員会では、本日、陳謝を科しましたが、これに従わず陳謝を拒否いたしました。このことは、榛東村議会会議規則第96条において、議員は議会の品位を重んじなければならないと定められた規定に違反していると認められるものでございます。

採決の結果、本案は全員賛成により懲罰を科することが適当であるとともに、懲罰につきましては本日の会議の出席停止でございます。

以上が、当委員会の審査概要であります。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） ここで、中島由美子議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申出

がございます。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、中島由美子議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔1番 中島由美子君入場〕

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） 私に対する懲罰動議に関する一身上の弁明をさせていただきます。

今回の発言について、第三者の、善意の第三者、全くそういった個人情報を使東村はそのような届出があるということを知らないで発言した者に対しての懲罰ということですので、甘んじて受けたいと思います。

○議長（南 千晴君） 中島由美子議員の一身上の弁明が終わりました。

中島由美子議員の除斥を求めます。

〔1番 中島由美子君除斥〕

○議長（南 千晴君） 清水懲罰特別委員会委員長に対し、審査の経過及び結果に関する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、委員長報告に対する反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本件に対する委員長報告は、中島由美子議員に出席停止の懲罰を科すことです。

委員長報告のとおり出席停止の懲罰を科すことに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、中島由美子議員に出席停止の懲罰を科すことに決定いたしました。

中島由美子議員の入場を求めます。

〔1番 中島由美子君入場〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後7時30分休憩

---

午後7時30分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいまの議決に基づき、これより中島由美子議員に懲罰の宣告を行います。

中島由美子議員に、本日の会議の出席停止の懲罰を科します。

中島由美子議員の退去を求めます。

〔1番 中島由美子君退席〕

---

## ◎追加日程第2 小野関治義議員に対する処分要求の件

○議長（南 千晴君） 追加日程第2、小野関治義議員に対する処分要求の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小野関治義議員の除斥を求めます。

〔8番 小野関治義君除斥〕

○議長（南 千晴君） 処分要求に関する特別委員会川田敏彦委員長の報告を求めます。

7番川田敏彦議員。

〔処分要求に関する特別委員会委員長 川田敏彦君登壇〕

○処分要求に関する特別委員会委員長（川田敏彦君） 処分要求に関する特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託となりました小野関治義議員に対する処分要求につきまして、委員会審査結果を報告いたします。

当委員会は、本日、委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、小野関治義議員に対しましては懲罰を科さないことと決定いたしました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

小野関治義議員に対する処分要求につきましては、事犯が発生したとされる3月2日の本会議における中島由美子議員の発言を中心に録音記録を全員で確認いたしました。

その結果、事犯の発生した事実は確認できなかったこと、仮に事犯の発生が休憩中であるならば懲罰の対象に該当しないことから、本件につきましては懲罰を科さないことに全会一致で決定いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

処分要求に関する特別委員会委員長に対し、審査の経過及び結果に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、委員長報告に対して反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本件に対する委員長報告は、懲罰を科さないということです。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午後7時35分休憩

---

午後7時35分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

もとい、よって本件は委員長報告のとおり否決されました。

小野関治義議員の入場を認めます。

〔8番 小野関治義君入場〕

---

◇

### ◎追加日程第3 中島由美子議員に対する処分要求の件

○議長（南 千晴君） 追加日程第3、中島由美子議員に対する処分要求の件を議題といたします。

.....  
.....

処分要求に関する特別委員会川田委員長の報告を求めます。

7番川田敏彦議員。

〔処分要求に関する特別委員会委員長 川田敏彦君登壇〕

○処分要求に関する特別委員会委員長（川田敏彦君） 処分要求に関する特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託となりました中島由美子議員に対する処分要求につきまして、委員会における審査結果について報告いたします。

当委員会は、本日委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、中島由美子議員に対する処分要求につきましては、事犯が発生した事実が確認できなかったことから、このような事実に基づかない

処分要求を提出することは議員の品位に欠ける言動であるという意見に基づき、本件につきましては戒告とする懲罰を科すことに全会一致で決定いたしました。

なお、中島由美子議員に対する戒告文につきましては、次のとおり決定いたしました。

中島由美子議員は、3月2日の会議において、自己の質疑中、小野関治義議員から売名行為であると侮辱発言を受けたとして議長に処分要求を行ったことは、事実と異なる事由によるものであり、議会の品位を汚すものである。このことは、議員の職分にかんがみ、まことに残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

以上が当委員会の審査概要であります。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

処分要求に関する特別委員会委員長に対し、審査の結果及び経過に関する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本件に対する委員長報告は、委員会起草による戒告文により、中島由美子議員に戒告の懲罰を科すことです。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午後7時40分休憩

---

午後7時43分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいまの議決に基づき、これより中島由美子議員に懲罰の宣告を行います。

中島由美子議員に戒告の懲罰を科します。

これより、戒告文を朗読いたします。

戒告文。

中島由美子議員は、3月2日の会議において、自己の質疑中、小野関治義議員から売名行為であると侮辱発言を受けたとして議長に処分要求を行ったことは、事実と異なる事由によるものであり、議会の品位を汚すものである。このことは、議員の職分にかんがみ、まことに残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和3年3月11日。榛東村議会。

先ほどの日程第52号の、もとい、追加日程第2の小野関治義議員に対する処分要求の件の最後の全員賛成の後の文言を再度訂正させてください。

よって、原案は否決されました。

以上、訂正をします。

---

◇

#### ◎追加日程第4 発委第4号 榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石撤去を求める決議

○議長（南 千晴君） 追加日程第4、発委第4号 榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石撤去を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 発委第4号 榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石撤去を求める決議。

榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石撤去を求める決議について、榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和3年3月11日提出。

提出者、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長小山久利。

提案理由でございます。

村民の安全安心の確保と近隣住民の健康被害への懸念払拭のため、執行に対し榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石の撤去を求めるものでございます。

決議文の案を朗読させていただきます。

榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石撤去を求める決議案でございます。

本村議会は、令和2年第3回定例会において、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する調査を目的として特別委員会を設置し、調査及び検討を行ってきた。

令和2年10月、村は榛名カントリークラブ跡地においてスラグ碎石の存否に係る上野原地内環境調査業務委託としてボーリング調査を実施することが決定され、10月6日には当委員会においてもこの

現場確認を行った。

その調査結果を見ると、5カ所のボーリング調査カ所のうち2カ所で日本産業企画が規定する環境安全基準値を超える数値が確認された。1カ所目は、フッ素及びその化合物の溶出量について、表面砕石から0.8mg/L以下とする基準値に対し2.3mg/Lを示す値と、1メートル未満の表層から同基準値に対し2.5mg/Lを示す値であった。

2カ所目は、フッ素及びその化合物の溶出量について、1メートル未満の表層から0.8mg/L以下とする基準値に対し1.1mg/Lを示す値であった。さらに、表面砕石からは、フッ素及び化合物の含有量について、4,000mg/kg以下とする基準値に対し、9,200mg/kgを示す値が検出された。

恒久的な村民生活の安全・安心と、水源地である吉岡町民に対する将来への不安払拭のため、本村議会として村にこれらスラグ砕石の全撤去を求めることを決議する。

令和3年3月11日。榛東村議会。

以上でございます。ご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会からの発委ですので、委員会付託を省略します。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第4号 榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ砕石撤去を求める決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎追加日程第5 発議第1号 中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及び謝罪を求める決議

○議長（南 千晴君） 追加日程第5、発議第1号 中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及



び謝罪を求める決議を議題といたします。

.....  
提案理由の説明を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

発議第1号。

令和3年3月11日。榛東村議会議長南千晴様。

提出者、榛東村議会議員山口宗一、賛成者、同岸昭勝、同小山久利、同清水健一、同小野関治義。

中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及び謝罪を求める決議。

上記の議案を別紙のとおり榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及び謝罪を求める決議についてご説明申し上げます。

中島由美子議員のブログ、SNS及び後援会機関紙には、事実に基づかない記事、憶測や思い込みによる記事又は一部だけを都合良く切り取った記事が多数あり、該当記事は、現在においても訂正又は削除等が行われることなく、放置されたままである。これらの記事は、榛東村議会基本条例第16条において禁止されている「虚偽により議会、議員、村及び村民の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜するような不名誉な行為」そのものであり、議会として決して看過できるものではない。

いまだに反省と謝罪の意思のない中島由美子議員に対し、榛東村議会基本条例第3条に定める村民の代表であることの自覚及び品位の保持を改めて認識され、猛省を求めるとともに、議会運営委員会において不適切であると認めたブログ等の記事の削除（後援会機関紙の記事については、訂正文の掲載）と謝罪を強く求めることを決議する。

その理由及び事実関係は、お配りしたとおりでございます。

令和3年3月11日。榛東村議会。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第1号 中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及び謝罪を求める決議について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

すみません、再度追加日程第2の小野関治義議員に対する処分要求の件の全員賛成の後の文言を訂正いたします。

よって、本件は委員長報告のとおり懲罰を科さないということに決定いたしましたに改めます。

---

### ◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。ここで、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月1日の開会以来、本日までの11日間、5人の議員による一般質問、条例改正、補正予算、令和3年度当初予算などの議案について熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ、ご議決いただき、本定例会が開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

私たち16期議員の任期も、1か月余りとなりました。引き続き、村民の付託に応えるべく村議選に出馬される議員もあろうかと思いますが、全員のご健闘を心よりご祈念申し上げる次第であります。

また、今期限りでご勇退される議員におかれましては、これまでの議員活動に対し深く感謝を申し上げます。

また、執行におかれましても、村民福祉の向上のため、なお一層のご尽力をお願いするものであります。

結びに、榛東村の限りない発展と議員、ご参会皆様のより一層のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、私ごとで大変恐縮ではございますが、議長に選任いただき、早いもので4年がたとうとしております。この間、私に対しまして議員皆様より特段のご協力とお力添えを賜りました。改めまして、心からの感謝と御礼を申し上げます。

なお、村長をはじめとする執行の皆様にも、限りないご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響はまだまだ続くと考えられますが、1日も早く収束し、安心して生活できる世の中となることを心からお祈り申し上げ、閉会に当たっての感謝の言葉とさせていただきます。

---

### ◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で令和3年第1回榛東村定例会を閉会いたします。

皆様、大変ありがとうございました。

午後7時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 生 方 勇 二

榛東村議会議員 善 養 寺 孝